
平成25年 第2回(定例)南 部 町 議 会 会 議 録(第3日)

平成25年3月7日(木曜日)

議事日程(第3号)

平成25年3月7日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
-

出席議員(13名)

1番 白川立真君	2番 三鴨義文君
3番 米澤睦雄君	4番 板井隆君
5番 植田均君	6番 景山浩君
7番 杉谷早苗君	8番 細田元教君
10番 井田章雄君	11番 秦伊知郎君
12番 亀尾共三君	13番 真壁容子君
14番 青砥日出夫君	

欠席議員(1名)

9番 石上良夫君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 唯 清 視君 書記 ————— 芝 田 卓 巳君
書記 ————— 岡 田 光 政君
書記 ————— 前 田 憲 昭君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ————— 坂 本 昭 文君 副町長 ————— 陶 山 清 孝君
教育長 ————— 永 江 多輝夫君 病院事業管理者 ———— 田 中 耕 司君
総務課長 ————— 加 藤 晃君 財政専門員 ————— 板 持 照 明君
企画政策課長 ————— 谷 口 秀 人君 地域振興専門員 ———— 長 尾 健 治君
税務課長 ————— 畠 稔 明君 町民生活課長 ————— 仲 田 磨理子君
教育次長 ————— 中 前 三紀夫君 総務・学校教育課長 ———— 野 口 高 幸君
病院事務次長 ————— 戸 田 幸 治君 健康福祉課長 ————— 伊 藤 真君
福祉事務所長 ————— 頼 田 光 正君 建設課長 ————— 頼 田 泰 史君
上下水道課長 ————— 谷 田 英 之君 産業課長 ————— 仲 田 憲 史君
監査委員 ————— 須 山 啓 己君

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（青砥日出夫君） 開会いたします。

植田議員は、若干おくれるということで連絡が入っております。

ただいまの出席議員数は 12 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（青砥日出夫君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、次の 2 人を指名します。

8 番、細田元教君、10 番、井田章雄君。

日程第 2 議事日程の宣告

○議長（青砥日出夫君） 日程第 2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 町政に対する一般質問

○議長（青砥日出夫君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順として、順次質問を許します。

初めに、7番、杉谷早苗君の質問を許します。

7番、杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 改めまして、おはようございます。7番、杉谷早苗です。議長のお許しをいただきましたので、教育振興基本計画について質問をいたします。

私は、昨年9月議会において、教育行政の諸課題についてと題して質問をいたしました。その中で、大津市の中学2年男子生徒の飛びおり自殺事件に起因するさまざまな波紋やいじめ、不登校などの問題を取り上げました。これらの事件は、その後も毎日のように報道がなされ、そして体罰という痛ましく悲しい事件も起こりました。教育の現場が殺伐としたものになり、とても残念に思っています。このようなことから、多くの人々の耳目が、現在教育について集まっているものと考えざるを得ません。

さて、平成18年の教育基本法改正に伴い、我が町でも教育振興基本計画の策定に取り組まれていることと思います。大阪市が策定した教育振興基本計画には、桜宮高校で体罰による運動部生徒が死亡した問題を受け、体罰、暴力行為を生まない学校づくりや、運動部活動の適切な指導方法の確立を図るとしたことなどが盛り込まれていると聞き及んでいます。

そして、改正後の教育基本法には、新しく生涯教育の理念や家庭教育などとともに、幼児期の教育の条項があります。現代の世相からこの教育基本計画を考えると、幼児教育の重要性に行き当たるのではないかと思います。文部科学省が管轄している幼稚園では、幼児教育振興アクションプログラムが策定されています。我が町は、保育園に通園している乳幼児が多く、一方的な考えとは存じますが、教育についての積極的な働きかけはないのではないかと思います。以上のことから、今後の南部町の幼児教育のあり方について注視をしているところです。

そこで、次の5点についてお尋ねいたします。初めに、町長さんにお尋ねいたします。1点目、保育所保育指針、子ども・子育て支援法の中にも教育という文言が見受けられます。そして近年は、未就学児の教育についての論評を目にする機会が多くなりました。今後の幼児教育についての御見解をお伺いいたします。

ここからは、教育長さんにお尋ねいたします。2点目でございます。教育振興基本計画は、教

育基本法の目的、理念に基づいての策定ですが、我が町ではどのようにお考えか、お伺いいたします。

3点目、この教育基本計画の施行時期はいつごろだとお考えでしょうか。

4点目でございます。運動部活動と昨年設立された総合型地域スポーツクラブとの方向性についての御所見をお伺いいたします。

5点目、最後でございますが、新設である幼児教育についての議論は始まっていますでしょうか。まだのようでしたら、教育長さんのお考えをお伺いいたします。以上、教育振興基本計画について5点にわたり質問し、壇上での質問を終わります。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 杉谷議員の御質問にお答えをしております。

最初に、教育振興基本計画についてでございます。近年は少子化などにより、地域で同年代や年齢の異なる仲間と遊ぶ機会が減少してきたこと、共働き世帯の増加、世帯の核家族化によって、保護者が子育てに関し、保育園に求めることがふえてきております。

南部町の保育園では、保育所保育指針に基づき、子供一人一人を大切に、保護者からも信頼され、地域に愛される保育園を目指すという理念のもとで保育を行っております。しっかりと生きていく力の基礎を培うことを保育方針に、保育目標として、よい生活リズムを身につけた子供、2、意欲的に物事に取り組み、最後までやり遂げる子、3、仲間を大切に、認め合い支え合う子供という3点を掲げております。乳幼児期は、生涯にわたる生きる力の基礎が培われる時期であり、スキンシップなど身体感覚を伴う多様な経験を積み重ねることにより、豊かな感性とともに好奇心、探求心、試行能力が養われると考えられています。この大切な乳幼児期に、自然など身近な環境にかかわり、身体感覚を十分働かせることで、そこから興味、関心を育て、思考力や認識力の基礎を培うことは、生涯にわたる生活と学びの基礎につながっていきます。

保育園では、遊びの中に学びがあると考えていますので、実際の保育に当たっては、遊びを通しての指導を充実するようにしています。例えば3歳以上児では、遊びの中で、数に対して興味を持たせたり、遊びのルールを自分たちで決めたり、ルールを守って行動することを学んだり、その中から仲間意識をはぐくんだりします。また、野菜を育て、その野菜を調理することによって、自然環境や食べること、健康についての興味を促すなど、遊びの中から興味、関心の目を育て、知る喜びを感じる工夫をしております。この積み重ねによって小学校で学習する準備ができると考えています。保育園は、小学校就学前の教育の場として重要な役割を担っていることから、保育園から小学校教育への接続を意識し、子供の発達と学びの連続性をとらえた幼児教育の推進

が必要となっています。

平成23年度から教育委員会と協力して、保小連携プログラムを作成し、園児と小学生の交流活動や、保育職員の小学校訪問、小学校教諭の保育体験などを行ってきました。さらに平成24年度には、小学校教諭の長期社会体験研修として、ひまわり保育園に小学校教諭を受け入れております。平成25年度には、西伯小学校区での受け入れを予定しております。これらにより、相互の理解が深まり、保育園から小学校へ、これまで以上にスムーズなつながりができ、幼児期からの一貫した支援体制づくりができるものと考えております。

また、子育て家庭におきましても、少子化、核家族化などにより、家庭の教育力の低下が懸念されており、社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっております。本町としましても、家庭教育支援強化の事業を推進してまいりたいと考えております。

以下は、教育長の方から答弁をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 杉谷議員さんの御質問にお答えをしております。

まず、南部町教育振興基本計画の概要についてであります。南部町教育振興基本計画は、第1次南部町総合計画基本構想をベースとしまして、向こう5年間を見据えた計画といたしております。その基本構想としましては、1つ、地域に根差した教育による心豊かで創造的な人づくり、2つ目には、家庭、学校、地域社会の責任ある参画による信頼される学校づくり。3つ目には、生涯学習のあるまちづくりであります。

次に、この基本構想を具現化するために、4つの基本目標を定めております。1点目は、地域とともに歩む学校教育の推進であります。地域に開かれ、信頼され、期待される学校づくりを基軸として、特に徳育の充実を図りながら、地域の教育力を活用した学校教育を推進します。その中核的取り組みはコミュニティースクールを基盤とする保小中一貫教育でございます。

2つ目は、地域と融合した家庭教育の推進であります。保育園、小学校、中学校及び地域との連携、融合を基軸として、子供や保護者の生活実態を踏まえた家庭教育を推進します。家庭や地域の教育力に配慮した多様な事業に取り組みます。

3つ目は、地域の自立を支える社会教育の推進であります。地域自治の確立を目指す地域振興協議会との連携を基軸として、生涯学習のあるまちづくりや、地域づくりを推進します。学びによる人づくり、地域づくりに取り組みます。

4つ目には、一人一人を尊重する人権教育の推進であります。南部町人権会議及び地域振興協議会との連携を基軸として、人権が大黒柱のまちづくりに取り組みます。以上、4つの基本目標

のもと、年次的に具体的な事業を展開をしていくことといたしております。

次に、その施行時期についてであります。現在、それぞれの項目についての確認作業に入っておりますが、策定作業としましては、若干おくれぎみでございます。指導、助言を受けております兵庫教育大学との協議にラストスパートをかけ、完成を急ぎたいと考えております。

2番目の御質問は、運動部活動と総合型地域スポーツクラブの方向性についてであります。中学校での部活動につきましては、今年度から完全実施となった学習指導要領により、これまで課外活動とされていた部活動が、学校教育の一環として行う教育活動として位置づけられました。したがって、本町でも部活動は学校教育活動の一環として、すべての生徒がいずれかの部に所属し活動いたしております。町内2つの中学校で、部活動数は延べ19部、そのうち、運動部14部、生徒の85%を占めております。活動時間は、季節にもよりますが、放課後の1時間から2時間、土曜日、日曜日には2時間から4時間でございます。実際の指導に当たっては、一部外部指導者をお願いをしている部もございますが、ほとんどの部活動は教員が顧問として指導をいたしております。

運動部活動は中学生にとって、スポーツをすることを通して、責任感や協調性、思いやりの心などを学びます。また、競技力の向上も大きな目標であり、そのためには、指導者に相応の競技経験や専門性が求められることとなります。しかし、現実には、競技の未経験者が指導をしている場合も少なくなく、指導者の問題は運動部活動の重要な課題の一つと認識をいたしております。

一方、昨年11月にスタートしました南部町総合型地域スポーツクラブ、このたび愛称をスポnetなんぶといたしました。当クラブには地域の皆様が生涯スポーツの実践者として、また指導者として御参加、御協力いただいております。指導者の皆様は、その競技の専門性に加え、子供たちへの指導経験をお持ちの方もおられます。こうしたことから、今後、中学校における運動部活動の指導者としても御協力いただけるのではないかと考えております。

部活動とスポnetなんぶの間でこうした関係が構築できると、指導者の皆様にとりましては、一つの自己実現の場であったり、学校教育への参画につながり、子供たちは、そうした指導者の姿に接することにより、将来自分が地域の指導者となる姿に重ね合わせることもつながります。加えて、スポnetに中学生がかかわりを持つことによって、他の競技や異年齢との交流のきっかけとしての側面も期待をされるのではないかと考えているところでございます。したがって、両者のよりよい関係を構築をしていくことが、それぞれの課題解決や、それぞれの目的達成に大きく寄与するものと期待をいたしているところでございます。

最後に、幼児期の教育について、教育長の考え方はとのお尋ねでございます。平成18年12

月、教育基本法が60年ぶりに改正されました。その主な内容は、生涯学習の理念や家庭教育とともに、幼児期の教育が新たに加えられております。この改正教育基本法で、幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると言われておりますように、幼児期の教育は生涯にわたる人間形成の基礎を培うための極めて重要な教育活動であり、社会の変化に主体的に対応する資質、能力をはぐくむ上で、とても大きな土台となるものであると考えております。

具体的な幼児期の子供につけさせたい主な力としては、1つ、健康や安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を身につける、2つ、友達とのかかわりの中で、人に対する優しさや人を大切にすることをはぐくむ、3つ、自然や社会のさまざまなことについて興味や関心を持ち、それらに対する豊かな心情を培う、4つ、生活の中で、喜んで話ししたり聞いたりする態度や豊かな言葉を養う、こうした資質が極めて大切であると考えております。そのために、私ども教育委員会は、教育基本法及び保育所保育指針に基づいた幼児期の教育に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、これまで幾度となくお答えしたことがございますが、学童期への円滑な接続を図るための保小連携も幼児期の教育充実のために重要な取り組みであると認識をいたしております。幼児期における教育の一層の充実や保小連携の進化を図る上で、今年度スタートさせました教員の保育園現場への研修派遣は、大きな成果につながっております。引き続き取り組みを継続をさせながら、保小が一体となった教育活動を展開してまいりたいと考えております。

以上でお答えといたします。

○議長（青砥日出夫君） 杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 7番、杉谷です。それぞれに、それぞれの御見解が本当にすばらしくて、今さら何を取り上げるべきか、ちょっと戸惑っておりますが、町長さんには、1月の職員に向けてということに書いていらっしゃるように、しっかりと怒るところは怒ってっていうような、そのようなたたき込まなければならない大切な時期にしっかりとするのだというような御見解を述べていらっしゃいます。それぞれわかっているつもりでも、ともすれば世の中っていいですか、普通の家庭っていうものが、戦後60何年たちましたら、当時よりもすごく豊かで、つつい緩みがちになる場面もありますので、町長さんがおっしゃったように、たたき込むべきときにしっかりとするのが一番の基本だというようなことを述べていらっしゃった、そのことは私たちも心に刻まなければいけないことですし、また、家庭における教育っていうものも非常に大事にされておまして、先ほど家庭教育支援に努めるというようなお言葉もいただきました。御経験の中で目に余るというようなことが何かございましたら、その辺のところを御披露いただ

けますでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。私は現在、孫と3人同居をしております、改めて孫の子育てを通じて思うところがいろいろあるわけでございます。目に余るところということですが、目には余るところというだけで、目には余るところ、何と申さなければ、まだ幼い子供でございます、我慢ということを全くできないわけですね。自分の思うところまではもう、やんちゃを言って親を悩ませるというような毎日を送っております、やっぱりそういう部分が、我々からすれば、きっとまあ、よその家庭はもっと立派でしょうけれども、うちの場合はそういうことだなという思いをしております。

そういうことで、特に子供のしつけだとか、それから成長の過程で何を学ばせていかなければいけないのか、いいことと悪いことをはっきりさせていかなければいけないのかというようなことを、これは本当に根気が要るわけですね、根気が要る。教えてもなかなか言うことを聞かれませんので、根気が要る。そこで、いろいろ思うことがあって、しかるときにはやっぱりしからんといけんということを、自分の思いであれを書かせていただきました。そういう毎日を送っております、あれは本音でございます。

○議長（青砥日出夫君） 7番、杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 7番、杉谷でございます。今、町長さんのお話を聞きながら、一々、我が家にも当てはまることだなと思って聞いております。昔は物がなかったもので、我慢という言葉もさせやすかったですけれども、今は、何しろたくさんありますので、それを与えてしまう、させてしまうという方が見やすいので、親の辛抱ということを非常に痛感しているところでございます。ついつい、いたいけない子供が泣く姿を見ると、心が崩れてしまいますので、そのあたりのことを自戒していきたいと思っております。これは、今の皆さんにもよろしくお願ひしたいと、この場を通じて思っております。教育問題を町長さんにお尋ねするっていうのは、ちょっと違うかなとは思ったんですが、余りにも、この1月の職員に向けてっていう文章を読ませていただきました、まことにもっともなことだと思いたしましたので、少しばかり、日々のことの御紹介をしていただきました。ありがとうございます。

次に、2番目でございます。教育長さんに教育振興基本計画についてお尋ねいたしました。概要は、南部町の総合計画の中からっていうところまでしておられまして、一つ一つ具現化するについての4つのこと、そういうことを今、しっかり検討しているということでございました。

ちょっとお尋ねするんですが、学校教育法の中に、私もよくわからなかったんですが、本当に立派なものを出していらっしゃるんですね。南部町の教育、それとこの何ですか、点検評価の概

要、これってというのは、きちんとして公表していく義務が教育委員会としてはおありなんですか。それと、この教育振興基本計画と関連づけていくものなのではないでしょうか、ちょっとそのあたり、何か見させていただくのに、自己評価もしっかりなさって、課題も何にも解決してあるような、これからの問題解決とこれからのことってということも書いてあるようなので、こういう立派なものはどっこもつくるもんなのかなと、ちょっと不思議に思いましたので、その辺をお尋ねいたします。

○議長（青砥日出夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。まず、お手元にお持ちの南部町の教育行政の何とかってようなものではないでしょうか。単年度の計画をつくるのに、やはり思いつきであってはいけないわけございまして、ベースのところは、町の総合計画というものがまず土台にきっちり座って、その中で教育行政を展開をしていくってということで、整理整とんをしながら、年度ごとの計画、いわゆる重要な政策から通年やらないけん政策と、そういうような構造化をしながら、これまで取り組んできたということでございます。

しかしながら、心情的には、ことし1年だけ、1年先だけ見てやればいいというものでありませんから、ある程度3年、5年のスパンのものは気持ちの中に持っておって、そして具体的な単年度の計画を立ててきたというのがこれまでの状況でございます。そういうものを、やはり明確に文字にして、皆さん方にお示しをして、その方向性を明らかにしていくってというのが、教育振興基本計画の基本的なスタンスであるというぐあいに思っております。

評価につきましては、3年ぐらいになるんでしょうか、そういうことをきちっと外部評価も入れて取り組みをするという、法改正などのこともございましたので、職員みずからが自己点検、自己評価をまずしっかりやって、それを外部評価といましようか、町民の皆さん、七、八人だったと思うんですけど、お願いをいたしまして、評価をしていただいて、それについてまた改めて教育長としての反省なりそういうものを整理をして、公表をさせていただくと。その公表のやり方として、議会の方に示すということが法の中でも求められておりますので、議会の方に文書としてすべて提出をさせていただいていると、こういうことでございます。

○議長（青砥日出夫君） 7番、杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 杉谷です。御丁寧にありがとうございました。

この教育基本計画の中に、先ほどちょっと触れましたが、大阪市が策定したように、体罰、暴力行為を生まない学校づくりや、運動部活動の適切な指導方法の確立を図るというような文言が入れたのをつくってあるってということなんですけど、まだ4つについて、先ほどお話しいただきま

したが、具現化するっていうことは、このようなことも文章に起こして入れるのなのかな、ここまでのことじゃなしに、これはまた別問題としてあった方がいいのかなっていうのは、大阪市と本町とは考え方ももちろん違うのですが、その辺の御見解はどのようなものでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 総務・学校教育課長、野口高幸君。

○総務・学校教育課長（野口 高幸君） 総務・学校教育課長でございます。大阪市がつくられた基本計画の内容を確認しておりませんので、大阪市がどういった経緯でつくられたかっていうのは、私は十分理解しておりません。ただ、今回の事件が起こったことを受けてつくられたのか、そういったことが起こらなくても、もともとそういった計画の中に入っていたのかっていうあたりがちょっとわかりませんが、現在、南部町の教育委員会が策定しております基本計画については、体罰とかいじめとか、不登校という具体的な文言は入れておりません。基本的に南部町の基本計画の大もとは、先ほど教育長が申しましたとおり、総合計画、そしてその大もとであります教育基本法、学校教育法等々のものに従って5年間を見据えた計画を今策定中でありまして、当然、今起こっていることを防ぎましょうということ、日々の中できちんと対応していくべきだと思っておりますし、5年間のスパンの中で、南部町教育がこういう子供たちになってほしいっていうことをきちんと示すっていうことの趣旨で作成しておりますので、直近のさまざまな課題について一つ一つ触れていくっていうことについては、計画の中には盛り込まずに、そういうことが起こらない、未然防止という意味を込めて、日ごろの学校との連携、地域との連携、家庭との連携を図っていくっていうことを大前提とした意味合いの中で計画をつくっておるということをお理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 7番、杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 杉谷です。私も、細かいことを取り上げてっていうことについてはいかなものかなというふうに、大事なことであっても細かいことっていうのもございますので、どうかなというふうな考えは持っておりました。

学校教育法の中に、11条ですか、体罰禁止っていう項目がございますね。体罰禁止っていうことについて、次に、ちょっと4点目の方で、部活動が課外活動から教育の一環の中に入ってきた、課外活動ではないっていうふうにおっしゃったのですが、19部活動がありまして、運動部が85%、どうでしたっけ、運動部が14部あるってようなことを先ほどお聞きいたしました。そこで、その中で、中学校の部活動については、また今問題になっております体罰とか云々とかあったんですが、鳥取市の教育委員会の方が中学校の部活動のあり方委員会というものを設置されたと新聞報道でありました。本町ではその辺はどのようにお考えなんでしょうか。何か、

論点があちこちして申しわけございませんが、関連のところからいきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 総務・学校教育課長、野口高幸君。

○総務・学校教育課長（野口 高幸君） 総務・学校教育課長でございます。鳥取市さんの方があり方検討委員会をつくられたというのは、このきっかけについては、多分、皆さん御承知のとおり、中学生が部活を中止する脅迫文を送りつけながらということが背景にあったと思います。

南部町もそういった情報が入ったときに、中学校の校長先生方に対してお願いしたのは、対岸の火事ではありませんと、部活動に参加している生徒の中で、自分の気持ちが十分伝わり切れてない、もしくは指導者との人間関係の中で厳しい状況にあるとか、そういったことについて、こういった他町村で起こっていることを背景に、もう一度点検していきましようということのすぐ指示を出しました。

南部町については、今、先ほどの基本計画と同じように、一つ一つ起こったことに対してすぐ検討委員会を開くとかっていうスタンスではなくて、まずは学校と教育委員会がしっかりと信頼関係をつくる中で、一方的にどっちが悪いとかっていう話ではなくて、まず、子供たちが気持ちよく安心・安全な気持ちを持って学校生活を過ごすために、学校は何をすべきか、教育委員会としては何を支援すべきかっていうことをきちんと、日ごろのハウレンソウの中で確立しているというふうに思っておりますので、そういった形の中での関係性を大事にしながら、一つ一つの出来事については、その場その場のきちんとした対応をしていきたいというふうに思っておりますので、改めて運動部活動についての方針とか、見直すとかってということについては、現在は行っておりません。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 7番、杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 杉谷です。御丁寧にありがとうございます。部活動の顧問との心のすれ違いがあるとか、そういうこともいろいろあると思いますが、部活動の顧問の先生ってというのは、専門性とか競技の体験を持たれたそのような方が本当はベストなんですけど、なかなかそれだけの人材ということをきちっとそろえるだけの教員配置っていうことは難しいと思います。

そこで、先ほど教育長もおっしゃってましたスポnetなんぶとの連携ということとは、非常にいいことだと思います。その中で、教育の一環として部活動をとらえるならば、先生方はそれなりの覚悟を持ってやられることですが、協力していただける外部指導者の方たちの報酬というものが関係してくるんですが、そのあたりのところはどのような方向で、まだきちっと確立はしてありませんが、何かその手だてとかってということが、考えられておりますでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 総務・学校教育課長、野口高幸君。

○総務・学校教育課長（野口 高幸君） 総務・学校教育課長でございます。運動部活動に対して、まず一つ、各学校で開設されてる運動部に限っていいますと、教員の専門性云々ということについては、まず人事上、その学校にある運動部の指導できる技量を持った先生方をすべて配置するってということは、まず物理的に無理な話ですので、もう一つは、運動部活動を主眼に置いた人事ってというのは、やっておりません。基本的には教科を大事にするってことをやっていますので、その辺は難しい部分が出てくると思います。

先ほど、議員さんの御質問の中に、外部指導者についての報酬につきましては、国の補助事業に乗っかって外部指導者に謝金をお支払いしていますし、国の定めている数が十分な数じゃありませんので、例えば町内2つの中学校あるんですけども、学校からは幾つかの希望が出ます。その希望すべてにかなえませんが、国の事業の数に足りない場合は、県の補助事業を使って行っています。ですから、今、現在、2つの中学校の外部指導者でお願いしている方については、すべての方には無理ですけども、今のところはすべての方に、国、県、町の補助事業を使いながら報酬という形でお支払いをしております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 7番、杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 町長に、ぜひともそのあたりのところの御配慮をお願いしておきたいと思います。この総合型地域スポーツクラブの発展のためにも、よろしく願いいたします。

それと、また3点目の方に戻ります。この基本計画の施行時期をいつごろとお尋ねしたところ、確認作業をしていて完成を急ぎたいということです。先ほど3年とか5年とかというようなお話がありました。本当に慎重に基本的なことをきちっとしていただきたいと思いますが、なるべく早くにというような気持ちも一方ではございますので、その辺のところもよろしく願いいたします。

それと、5点目です。幼児教育でございます。幼児教育というのは、幼児期の教育というふうに基本法の中には書いてありまして、幼児期っていうのと幼児教育っていうのが、私の中でもごっちゃになっております。幼児教育っていうのは、子供の早期の学校の教科的なことを言うのじゃなくて、先ほど町長さんから、教育長さんから丁寧なこういうことが大事なんだっていうことをお話ししてくださいまして、全くそのとおりだと思いますので、就学時期に向けてのスタートプログラムっていうのを南部町ではされております。これは幼保連携の中で生まれてきたことだと思いますが、スタートプログラムの効果といいますか、そういうことがなかなか目には見えないことですが、何かございましたら、お願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 総務・学校教育課長、野口高幸君。

○総務・学校教育課長（野口 高幸君） 総務・学校教育課長でございます。スタートプログラムでの効果ということで、一番私どもが実感しております効果といいますのは、まず、小学校側から見た場合ですけれども、保育園で、特に年長さんが、どのような保育内容を経て小学校に上がってきているのかというのをきちんとまず理解できている。逆に、年長の保育士さん方が小学校に入った時点で、低学年の学習内容はこういったものだろうかということ、保育園の目線から見ると理解できているっていうことは、双方にどんな経験を積んで今の1年生があるのかというのが理解できています。

逆に言えば、保育園の先生方は、どんな力を今、卒園までにつけていくことが小学校での円滑なスタートに入れるんだろうかというのを、お互いが理解し合いながらスタートプログラムっていうのをつくり上げて、今それを実施しておりますので、急激にスタートプログラムに乗った新1年生が、物すごく目をみはるほど素晴らしいということには、なかなかまだありませんけれども、基本的に、小学校も保育園の先生方もお互いの状況を理解しながら、送り、受け取りっていうことをしていますので、一番肝心の主人公であります保育園の卒園した子たちが、気持ちよく安心して小学校に通えるっていう環境づくりに対しては、非常に大きな影響を与えているものだというふうに考えております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 7番、杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） ありがとうございます。先ほど、保育園、小学校、お互いがより深く認め合っていけるということは、本当に素晴らしいと思います。

そこで、先ほど24年度に長期社会体験でひまわり保育園に小学校の先生を派遣している。これはお一人でしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 総務・学校教育課長、野口高幸君。

○総務・学校教育課長（野口 高幸君） 総務・学校教育課長でございます。今、議員がおっしゃった長期社会体験研修というのは、小学校の教員が小学校じゃないところに長期的に研修に入り、視野を広げながらということが大きな目的です。南部町の場合は、そういった研修を活用して、小学校の先生のための勉強だということの位置づけではなくて、その先生も研修になり、逆に受け入れてくださった保育園の先生方に含めても、とてもメリットのある、効果のある研修にしてほしいということで、今年度取り組みました。派遣している教員は1名でございます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 7番、杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 25年度も今度は西伯校区で行うというふうに、先ほどお聞きいたしました。これは、1年間っていうものでしょうか。といいますのが、私は、優秀な小学校の先生でいらっしゃると思いますので、なるべく多くの方にとお思いますので、半年半年で数多くの方に体験していただきたいという気持ちもありますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 総務・学校教育課長、野口高幸君。

○総務・学校教育課長（野口 高幸君） 総務・学校教育課長でございます。研修の趣旨からいまして、たくさんの方を、半年半年に分けて1年間で2人っていう派遣ということのやり方も、考え方としてはあると思いますけども、本来のこの研修の趣旨からしますと、きちんと1年間、じっくりと研修に行くことによって、先ほど言いましたように、行かれた先生も、そして受け入れてくださった先も、やっぱりお互いにきちんと効果がなければ、一方だけの効果だけでは、こういった研修は長続きしないと思っておりますので、今の考え方としては、県の考え方も尊重しながら、1年間きっちりと研修を積んでいただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 7番、杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 杉谷です。少し欲張りまして、あれもこれもというような気持ちが先走りました。1年間の行事をきちんと体験するということは大切なことだと思いますので、前回は撤回させていただきます。

それと、以前、保育園の保育士の先生方は、小学校の教員免許も持っていらっしゃるというふうにお聞きしたんですが、正採用でいらっしゃる先生方ってというのは、当時と変わらずほぼ全員の方が両方の資格を持っていらっしゃるのでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町民生活課長、仲田磨理子君。

○町民生活課長（仲田磨理子君） 町民生活課長でございます。幼稚園の先生の資格でよろしいでしょうか。現在は、22名正職員がおりまして、そのうち20人が持っております。

○議長（青砥日出夫君） 7番、杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 幼児教育を専攻されている方は、ほとんど両方を持っていうふうなことは聞いておりましたけれども、一応、確認をさせていただきました。幼稚園の先生の方が保育園の先生よりどうこうというような、そういうような気持ちで言ったんではございませんので、その辺のところ御理解くださいませ。

それと、小1プロブレム、難しいですね、小1の問題ということで、保育園から小学校に上がったとき、以前の学級崩壊とは違ったような、そういう状況があるってということですが、我が町ではどのような状況でしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 総務・学校教育課長、野口高幸君。

○総務・学校教育課長（野口 高幸君） 総務・学校教育課長でございます。本町で保育園を卒園した子供さんが小学校に入って、環境の変化に伴っていろんなことが起きているということで、大変これは大きな問題だということの事案的なものについては、大きな問題は起こっておりませんが、やはり一番、これは校長会も通じて校長先生方をお願いしてますのは、年長さんっていう立場で卒園した子供が小学校に入ると、一番ちっちゃい学年になるっていうことで、保育園ではお兄さん、お姉さんっていう立場でいた子供たちが、小学校に入った瞬間、何も一番ちっちゃな学年になるっていうことに対しての学校のとらえ方については、きちんと指導を、教育委員会としても新1年生に対する物の見方については、きちんと認識してほしいということをお願いしております。

小1プロブレムっていう話から若干それですけども、例えば保育園で、もう給食の配ぜんとか、そういったものはできている状態なんですけども、小学校に入った途端に、給食の指導を6年生がお手伝いをしてっていうことで、できない子になっちゃうんですね。そういったことについて、多分保小連携のあたりがきちんとできているっていうのを前提に考えると、ある程度できるだという前提に入ったら、手のかけぐあいというのは変わってくると思うんですね。ところが、1年生に入った瞬間、1年生ですっていう設定で、上学年っていいですか、五、六年生のお兄さん、お姉さんが、さあ、やってあげましょうっていうことになってくると、これは、私だけではなくて、学校としての受け入れ体制の認識の部分では、非常にこれはどうなんだろうかっていうこともありますので、まず実態はどうか、できないことがあれば、そこは支援すべきだと思いますけども、できることについては、しっかりとそこをさらに伸ばしていくっていう支援を学校としてすべきだなと思ってますので、そういったことが先ほど話をしましたスタートプログラムについても、きちんと中身に入りながら作成しておりますので、このあたりは、ちっちゃな問題はいろいろあると思いますけども、何回も言ってますように、すべての新1年生が気持ちよく4月を迎え、気持ちよく小学校生活が送れるようなそういった環境づくりについては、教育委員会としても全力で小学校との連携を図っていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 7番、杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 私の想像以上に、町長さん、教育長さん、教育委員会側、そういう教育について、幼児教育についての御認識が深くて感服いたしました。

我が町は、平成20年から11月の1日を、南部町教育の日を定めてあります。そして今度は、鳥取の教育の日っていうのが先日定められたっていうふうに聞いております。そういう意味にお

きましたは、南部町はもう先を先をと走っておられまして、いいことだと、本当に、鳥取県では一番早く制定されたっていうことでございます。そして、今年度の施政方針の中でも、夢に向かって自立する子供を育成するためにということで、町長の施政方針の中で、夢、知、徳、体、家庭の視点による4点の新規事業が予定されている。私も今の世相を考えて暗くなる気持ちでございましたが、施政方針を聞きまして明かりも見えてきて、本当にうれしいなと思っておりました。

その中で、私、メモしていたのが見当たらずに、ちょっと教育委員会の方にまたお尋ねしたいと思うんですが、何かとてもうれしいことがあったというふうで、町長がとてもうれし報告を受けた、西伯小学校の3年生のお子さんと法勝寺中学校の2年生のお子さんが、何か立派な賞を受けられたってようなことを聞きまして、メモしていたのがちょっと見当たりませんので、その辺をもう一度、御紹介願えませんでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 総務・学校教育課長、野口高幸君。

○総務・学校教育課長（野口 高幸君） 総務・学校教育課長でございます。町長の方から御紹介をしていただきましたけれども、改めてお話をします。

まず、西伯小学校の3年生の亀尾美緑さんというお子さんです。「住みよい地球 全国小学生作文コンクール2012」ってということで、主催は岩谷産業株式会社さんの方ですけども、そこに亀尾さんがコンクールとして応募されました。応募総数は約3,500作品です。その中で低学年の部で、全国最優秀賞という賞を受賞されました。これは、低学年の部の中では一番立派な賞であります。作文の題は「「もったいない」の本当の意味」ということで、住みよい地球環境について、いろんなことでもったいないということはどうなんだろうかということ、3年生の目線で書かれた作文であります。

もう1人、中学校ですけども、法勝寺中学校の2年生、内田涼葉さんという生徒さんですけども、これは北方領土に関する全国スピーチコンテストというコンテストがありました。これは、主催は独立行政法人北方領土問題対策協会というところが主催したスピーチコンテストであります。この中で、応募数といいますか、これは5,200です、約。その中で、まず作文のスピーチの中身の書類審査で、全国の10人の中に選ばれました。その10人が東京に行かれて、東京の会場で一人一人スピーチをするというスタイルで、その中で内田さんは、内閣府特命担当大臣賞ということで、これはその中では一番いい、立派な賞でございます。北方領土返還に向けてとこの内容でスピーチをされました。この間、町長、副町長の方に報告会も行ったんですけども、本人はとっても緊張して思うようなスピーチができなかったっておっしゃっていましたが、中身的な部分を見ると、心情的に返してほしいという中身ではなくて、返還をするために、

まず日本とロシアという国がいい関係をつくる、そういったところから返還に向けていくべきじゃないかというようなことの内容であります。多分、私も今までのスピーチコンテストがどんな内容かちょっとわからないんですけども、校長先生からの報告では、今までのスピーチとはちょっと視点の違った意味での内容だったということをおっしゃられたようなので、ということは、やっぱり、返してね、返してほしいという気持ちだけじゃなくて、お互いがいい関係になることが、ということの視点が入っているスピーチだったということで、そういった評価を得られたんじゃないかなと思ってます。

結果的にそういったすばらしい賞をとられたってということの結果論でよかったねという話では、私どもは思っていません。やっぱり一人一人が、自分の友達がそういった賞をとって、みんなから頑張ったねって言ってもらえることを本人にとっては自信につなげて、さらに頑張してほしいと思ってますし、周りの友達も含めて、私も僕もってというような気持ちがどンドンどンドン広がっていくように、教育委員会としても学校と連携しながらお話をしていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。1点だけ補足をいたします。

町長に報告をしました際に、SANチャンネルの方も取材に来ていただいて、多分、今週末ぐらいだったでしょうか、SANチャンネルの方でも流していただきますし、同席、私はしませんが、後から子供たちの単独インタビューの場面も、どうもあるようでございますので、この場をかりて紹介させていただいて、ぜひ見てやっていただきたいと思えます。

二、三、課長のお答えをしましたことの中で、若干補足をさせていただきます。部活動の鳥取での部活動のあり方委員会というような話が出ました。要は、私、思いますのに、鳥取市さん、非常に大きな自治体でございます。たくさんの中学校を抱えておられるわけでありますので、本町の場合は中学校2校でありますので、いろいろな問題が直接見えるという関係にありますので、あえてそういう会をして、こげせえみたいな話でなくて、課長が申したように、速やかに指導なり、あるいは情報がすぐこっちに入ってくる、そういう関係性がありますので、このあたりが小さいといひましょるか、小規模の自治体のよさでもあるのかなと、そんなぐあいに私自身は思っています。

それから、部活動の指導者、スポnetなんぶさんとの連携というようなことで、一つ方向性で考えておりますが、いわゆる教育活動の中に位置づけられたということからすれば、決して、大事なことは、そういう専門の力をお持ちの方にお任せをしてしまうことになってはいけな

ていうことでありまして、きちっと教員が、顧問がそばについてちゃんと教育活動として、指導者の方に御指導いただく、こういう体制をきちっとやっぱり学校につくらせんといけん。そのところが私どものまた役割なのかなと、そんなぐあいに思っております。

それから、もう一つだけ補足をいたします。保育園現場に教員を出させていただいて、この間報告会、私も同席をしました。私の個人的に申し上げますと、思った以上に双方に成果のある取り組みであったかなというぐあいに私自身は思っております。それからすれば、議員さん言われるように、どんどんせえっていうのは、まさにそうなんですけれども、教員を出しますのに、実は現場の方に出してありますので、後に教員、いわゆる本務者が配置されるわけじゃなくて、そこはまた講師にかえないけんわけですね。出したら1人欠員でなくて、そこは若い先生方に入っていただくという、こういうぐあいにしてやりますので、そうするとやっぱり学校体制というものをよく勘案をしながら考えないけん。だから2名同時に出すというのは、現実的には非常に難しい話になりますし、それからどの先生でもええわっていうことには、またならない。先を見たり、そのためには何年か前から人事でちゃんと持ってきておくとか、いろいろ前後左右を見ながら取り組まないけんという側面がございます。

ただ、このたびの成果を踏まえまして、やはり年次的に、計画的にしっかりとこのことは継続をしながら、保小とのつなぎを、まさに一体となるよう教育委員会としても重点的に取り組んでいきたいというぐあいに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 7番、杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） いいお話を聞かせていただきました。西伯小学校の亀尾さん、それと法勝寺中学校の内田さん、それぞれ、今後もますます活躍されると思います。その方たちが出てくる、受賞された底辺にはまだまだたくさん仲間がいると思います。これは読書力にも大きく起因するところもありますし、今までの教育の結果が少しずつ目に見えてきているのではないのかなと思います。緩めずにしっかりと現場の方をお願いしたいと思います。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（青砥日出夫君） 以上で7番、杉谷早苗君の質問を終わります。

○議長（青砥日出夫君） ここで暫時休憩をしたいと思います。植田議員、おくれられるのは仕方ない理由もあると思いますが、早目の連絡をいただかないと、議会、みんなちゅうちょしますので、よろしくその点、御配慮をお願いします。

そうしますと、15分まで休憩したいと思います。

午前10時03分休憩

午前10時15分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

続いて、2番、三鴨義文君の質問を許します。

2番、三鴨義文君。

○議員（2番 三鴨 義文君） おはようございます。議席番号2番、三鴨義文でございます。どうぞよろしくお願いいたします。初めてこの演壇に立たせてもらいまして、いささか緊張しておりますけれども、よろしくお願いいたします。

そうしますと、通告しておりましたように、2つの課題につきまして、一般質問をさせていただきます。

まず1つ目は、国立音楽院の現状と定住促進についてでございます。昨年10月の新聞報道や町長の行政報告会で発表されました国立音楽院南部校がこの4月に開設される予定で、学生の募集が始まったと聞いております。初年度が120名、2年目が300名、3年目には全体で600名規模が予定されているとのことでありました。これだけたくさんの学生さんが町内に来ただけの機会はそうそうないビッグチャンスでありますし、ぜひともたくさんの人が町内に住んでいただけるよう、町も居住環境の整備に努力していただきたいと思っております。

そこでお伺いたします。開校時は120名規模とお話でしたけれども、予定されている建物も先週ぐらいから外に足場がつくられたように見えましたけれども、内装など完了されたようにも見えませんし、4月から本当に開校されるのかも心配しております。現時点での進捗と応募状況について、御存じの範囲でお聞かせください。

2つ目に、町内に居住を希望された方への町としての対応は、どのような方法を考えておられるのでしょうか。

3つ目には、今、早速にて提供できる住宅等があるとすれば、何人ぐらい確保できているのでしょうか。この3点についてお伺いたします。

次に、空き家対策でございます。近年、町内の空き家がどんどんふえてきている現状がございます。空き家もそのまま放置すれば、普及し、崩壊し、周囲の生活環境に悪影響を及ぼすとともに、住民に危険を及ぼすことになってまいります。空き家所有者で維持管理ができず放置されることのないよう、町としても何らかの対策を講じる必要があると考えます。こうした現状を踏ま

えて、次の3点についてお伺いいたします。

空き家の中でも、利用可能な家屋と老朽化した危険な家屋等があると思いますが、現在町が把握されている空き家は、それぞれに何棟ぐらいあるのでしょうか。

2つ目には、利用可能な家屋は、今回の当初予算にも提案されております、空き家一括借り入れ事業などで活用することは、町外からの定住促進に大いに効果を期待するところでございますが、提供者の選定と受け入れ住宅の情報発信はどのようにされるのか、お考えをお聞きいたします。

3番目に、利用が困難な老朽化した家屋や附属建物が隣地の住民に危険と不安を与えることのないよう、町が所有者に適正な管理を促すよう関与できる条例化をすることをお考えにはなりませんでしょうか。また、所有者が講じる撤去、解体等の対策費用に支援をすることは考えられないでしょうか。

以上につきまして、壇上での質問は終わります。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 三鴨議員の御質問にお答えをしております。

最初に、国立音楽院の現状と定住促進についてということでございます。昨年9月に東京の株式会社国立音楽院から、南部町進出計画の申し出がありました。南部町において、国立音楽院の音楽と福祉を生かした人材育成がこれからのまちづくりに有意義なものであると期待をし、10月に双方で進出に関する協力について協定を締結いたしました。昨年12月議会でも国立音楽院についての御質問をいただき、町民の皆様の関心、期待の高さを改めて感じているところでございます。

そこでまず1点目の、現時点での進捗と応募状況はいかにというお尋ねでございます。議員が御指摘のとおり、南部校として利用される予定の建物の改装がされていないようであるがという御指摘でございますが、開校準備室の責任者からは、建物の賃貸契約及び改装工事契約が完了し、再建工事に取りかかっておられます。旧店舗であった建物を賃貸の状態でも借り主側が改装することで協議をされていまして、契約、設計などに予定より時間がかかったようでございます。当面、必要最小限の改装を行い、現在の予定では4月27日の開校に向けて準備を進めておられると伺いました。

また、応募状況については、2月上旬で入校志願書を提出された方が20名おられるようでございます。南部校の資料を希望された方は100名以上あり、準備室でも2月、3月に説明会を頻繁に開催されますので、開校までには志願者数はさらに増加すると思われまます。国立音楽院で

は、募集予定人員として120名とされておりますが、必ずしも4月に全員が入校するシステムではなく、中途での入学も可能であり、学びたい人の希望を最大限尊重される方針で対応されるということを聞いております。南部校については、昨年秋からの募集開始で、まだ短期間ですが、山陰、山陽、近畿、関西を中心とした新聞、雑誌、ホームページでの募集記事掲載や、過去に国立音楽院東京校に資料請求された方を対象としたダイレクトメールの発送など、積極的にアプローチをされていますので、今後の応募者の増加に期待されているところでございます。

次に、町内に居住を希望された方への町としての対応はどのような方法を考えているかということでございますけれども、先ほど申しあげました入校志願書を出された方の中に、南部校の近く、すなわち町内での居住を希望される方がおられると聞いております。1月に国立音楽院からの要請を受け、南部校周辺で空き家や離れをお持ちの御家庭、また御自宅におけるホームステイの可能性を御検討いただける御家庭の了解を得て、国立音楽院に情報提供をいたしました。学院ではこれらの御家庭に直接説明、依頼をされ、利用可能な物件を数件見つけておられるそうです。さらに学院は、民間が運営する賃貸物件などについても、情報を収集され、住まいを希望される入校予定者に情報提供をするとともに、短期の宿泊から中長期の住まいに至るまで、それぞれの希望に合わせたマッチングも図っておられます。

国立音楽院では学ぶ科目や時間を自由に選択できるシステムをとっておられますので、仕事をしながら、あるいは他校に在学したままで学ぶ人もおられ、遠方から月に数回の通学をするという方もあるそうです。そのため、学院では短期間の宿泊施設の確保が必要なため、南部校開校予定の旧店舗の一部は、宿泊施設として利用される計画であることも聞いております。

町としましては、南部校で学ばれる方が町内に居住を希望される場合、現在も行っておりますように、利用者のニーズを詳しく把握されている国立音楽院に町内の住宅に関する情報提供をすることで協力をしてまいりたいと考えております。

なお、新年度予算には、町が空き家を一定期間借り上げ、リフォームをして希望者を入居させる空き家一括借り上げ事業や、町内で農業など生活体験を希望する人にホームステイ家庭として協力していただく世帯の確保を目指した田舎暮らしお試しホームステイ in なんぶ事業などを計上しております。これは国立音楽院の関係者だけを対象としているものではありませんが、事業を活用していただき、南部町に居住を希望される方の住居の確保がより円滑にいくことを期待しております。

最後に、今早速に提供できる住宅などがあるとすると、何人分ぐらい確保できているかということでございますが、先ほど申しあげましたとおり、既に提供した情報により、国立音楽院が直

接交渉されて、賃貸などの契約をされた物件や、南部校の施設内に準備される宿泊施設で現状の見通しはつけられているようであります。今後も南部校で学ぶ皆さんの個々の利用形態に適用が可能な住居または宿泊施設の情報収集と情報提供に協力をしてまいりたいと思います。

国立音楽院では、南部校の特徴の一つは、南部町の豊かな自然の中で音楽が学べる環境であると申されておりまして、町内での開設に大変期待しておられます。通学の利便性向上のため、送迎車の検討や、将来学生が増加した場合は新たな施設、これは宿泊施設も含めて建設の構想も聞いております。町内に音楽を学ぶ人がたくさん来られて、地域の活性化につながることを期待しておりますので、御理解をいただき、応援していただきますようお願いして、答弁いたします。

次に、空き家対策についてでございます。最初に利用可能な空き家と危険空き家は何戸あるかの御質問でございます。平成20年度に行われた住宅土地統計調査によりますと、平成20年10月1日時点で、鳥取県の総住宅数は24万7,200戸であり、そのうち空き家は3万8,000戸となり、空き家率は15.4%となっております。これは、全国平均が13.1%であり、全国では7番目に高い数字となっております。この調査は一戸建てはもちろんのこと、マンションの空き部屋や別荘もカウントしていますので、南部町でも同じような数字になるとは少し考えにくいことを申し添えます。

本町においては、空き家として確認しているのは、現在105戸であります。これは地域振興協議会からの情報や、職員が現地で聞き取り確認したものでありますので、潜在的な戸数はもう少しあるのではないかと考えています。そのうち、利用可能と判断できるものは94戸、老朽化に伴い危険だと思われる空き家は11戸であります。利用可能と思われる94戸の住宅であっても、仏壇があることや、将来家族や親戚が暮らすために管理のみされており、空き家として利活用できない状況のところもあり、空き家があるからといって即利用できるというものではありません。また、賃貸することで、大家の義務、いわゆる改修や修繕、そういうことも生じますので、経費を払ってまで貸し出そうといった動きがなかったことが、空き家が流通しなかった原因であろうと思っております。こういった現状は全国的に見ても多く存在しており、空き家は存在するが対策がおくれている原因として大きな問題となっております。

次に、空き家一括借り上げ事業における提供者の選定と情報発信についての質問ですが、12月議会で御承認いただき、空き家一括借り上げ事業は、前述の大家の義務、いわゆる改修や修繕などを町が代行し、移住定住者へ貸し出す事業であります。流通しなかった原因を究明いたしますと、まず第1に、空き家の持ち主は空き家を管理するのが負担であり、加えて固定資産税を払

い続けなければならない現状あり、修繕までして貸し出すことができなかったこと。2点目に貸す意思はあっても、荷物の処分や清掃などの経費がかかり、重い腰が上がらなかったことがあります。3つ目に、民間と民間では、やはり信用度が不安で思い切れなかったということでもあります。4点目でございますけれども、借り手が見つかるかわからないことなど、不安要素がたくさんあったということでございます。

この空き家一括借り上げ事業では、空き家の持ち主から南部町が、年間の賃料を固定資産税額で借り上げると同時に、初年度に限り、処分費や清掃費も合わせてお支払いし、10年間空き家を借り上げます。次に、持ち主の同意を得た上で、町が町内業者を活用し改修や修繕を施した後、宅建業者へ物件の管理、賃貸情報の提供、家賃の収納などを含めた委託を行い、移住定住希望者へ賃貸することになります。

御質問の提供者の選定については、今年度は現時点で町が把握し、本事業の趣旨に御理解をいただいている物件から順次行います。また、新年度からは、町報やホームページにて募集を行い、利用可能であるかどうかを見きわめながら事業を進めることとなります。

一方、借りたい方については、管理委託する宅建業者が広告やホームページにて宣伝を行いますので、広く希望者に情報が届くようになると思います。こういった政策で、人口増加もさることながら、地域に新たな御家族が暮らされることで、地域に新しい風を運んで、より一層地域が活性化することが期待できます。また、町内業者へ改修などを依頼することで、地域経済の好転を期待します。

次に、利用困難な老朽化した家屋や附属建物が住民に危険や不安を与えることがないように、条例化や所有者への支援について考えはないかということでございます。利活用が困難な空き家や附属建物については、本町でも長い間無人できちんと管理されず、倒壊や犯罪などの危険が懸念される空き家があります。全国的に見ても、昨今、改善勧告や法的権限を盛り込んだ対策条例を制定する自治体が出てきました。米子市では2月に条例が策定されましたし、日南町ではこの3月に議会提案すると聞いております。

空き家などの適正管理に関する条例では、所有者に対して適正な管理を求めるとともに、自治体が助言指導及び勧告ができるものでございます。また、勧告に従わない者については必要な措置を講ずるよう命じることができ、命令に従わない場合は、住所、氏名、命令の内容を公表できます。さらに自治体によっては、強制的な取り壊しなども可能にする代理執行の条文を入れたところもあります。代理執行については、確かに危険回避はできますが、後で所有者に費用を請求することになり、費用回収はかなり難しいと考えます。

また、所有者への助成について、解体費用について補助金を出している自治体もございます。ただ、自分で解体するより、放置した方が後で補助金が出ることや、代執行をしてもらえてお得といったモラルハザードを招くことを危惧しております。このような部分の問題をクリアできるよう、今後検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 2番、三鴨義文君。

○議員（2番 三鴨 義文君） 三鴨でございます。国立音楽院の質問に対しまして御答弁いただきました。私は、国立音楽院、非常に期待しているものでございまして、ぜひとも定住につなげたいと、応援したいと思っておる立場でございます。

そこで、一つ私の提案なのでございますが、御答弁の中にありましたホームステイですとか、旧店舗の一部を居室にとありましたけれども、私は、現在会見地区の宮前にあります県営住宅が政策空き家も含めまして10戸があいているというふうに聞いております。以前に県は、今後の維持管理のこともありまして、県営住宅のすべてを町に払い下げたいというような意向があったと思っております。これを活用して、国立音楽院の学生寮にでも提供することは考えられないものなのかと思ったりもしております。町が余りあれもこれも手を出して提供するようなことじゃなくって、買い取ってもらえれば一番いいわけですが、そういうことも含めて、国立音楽院の学生寮というような提供の仕方はどうでしょうかと思います。

先ほど答弁もありましたように、いろんな時間帯で受講ができるというタイプの学校のようにして、私も募集パンフなどを見ますと、2年制、1年制、週に一、二度のようないろいろな形態で受講ができるようなパンフレットに書いてありました。言われますように、遠方から来られて、土日の受講をされるとなると、1泊2日みたいな形になるお方もあるんじゃないかと思えます。やっぱりそういう方々もフォローしていくような居住できる体制の整備というものも、延べで借り上げるような住宅じゃなくってそういうものも対応できるようにすると、学生さんは喜ばれるんじゃないかなと思います。ですから、こうした県営住宅を活用して、国立音楽院に入居調整や維持管理をしてもらっての活用というのもありかと思うのですけれども、町長、この県住の利用につきまして、いかがなものでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。思いもかけない御提案をいただきまして、非常におもしろいなと思って聞かせていただきましたが、県営住宅の払い下げについては、現在住んでおられる方に払い下げをするということで進めてまいったわけですが、いろんな事情から結局払い下げはできていない状態になっております。果たしてそういう住宅を一企業に利用させる

と、あるいは払い下げをするというようなことが可能かどうかなのか、これはちょっと検討してみなければいけませんけれども、そういう住宅を利用して便宜供与を図って、南部町にできるだけ定住していただくような取り組みをするというようなことは、十分検討に値するということに思うわけです。

いろいろお話を伺っておりますと、例えば北海道の方から飛行機でぶうんと来て、東京に、2日ほどおって帰るというような生徒さんもおられるようでして、私はもっとイメージが違っておりました、その学校の周辺に居住をしてそこから毎日学校に通って技術を習得するとか、いろんな学びがあると思うわけですが、そういうイメージを持っておりましたけれども、そうではなくて、例えば先ほど申し上げたように、どこかの企業に勤めながら、あるいはほかの学校に在校しながら、この部分を例えば夏休みとか、あるいは土日を利用して修得をするというようなやり方もオーケーだということをごさしまして、ちょっと肩透かしみたいな感じだったわけです。ただ、よくよく聞いてみますと、結局そのようなフリーな、いわゆるその目的に沿った自分の状況に合わせたスタイルで学生を受け入れて、そこで技術の供用などを行うという、そういうやり方、それでその東京校もやっておられるということでありまして、そういうやり方もあるんだなど、新しいスタイルで学びの場を提供なさっておられるということで、ちょっと感心しているようなところであります。

それと、私はそういう前提で考えておりましたので、住居などもある程度用意して、こちらからいろいろ働きかけんといけんだないかって思っておりましたけれども、お一人お一人のその学びのスタイルというのを責任者の方がよくよく聞かれて、町の方から提供した情報の中で、あるいは自分が行きってみた中で、どの生徒さんにはこういうスタイルがいいのではないかと、こういう住居を提供した方がいいのではないかとというようなことを国立音楽院の方でなされると。いわゆる手間がかからんということでもあります。夏休み1週間なら1週間、来て学びたいという人は、例えばバンガローなど利用したらどうですかというようなことを音楽院の方から提案なさるというようなことを聞いておりました、非常にきめの細かい対応をなさっておるということをごさします。町としては先ほど申し上げたように、やっぱりそういう情報をきちんと提供差し上げて、その中から学生とミスマッチしないように、マッチングするように、それは音楽院の仕事でやっていただくと、あとは音楽院でやってくださいということでもありますし、音楽院もそこまで町まで求めていないということをごさします。

さっきも言いましたが、今の阿賀の商業施設も私も行って見ましたけれども、2階は宿泊ができるようになっております。そこを、例えば畳の入れかえなどをすればすぐそのまま使えるよう

になっておりますので、そういう場も考えておられるようでございます。

○議長（青砥日出夫君） 2番、三鴨義文君。

○議員（2番 三鴨 義文君） ありがとうございます。ぜひ、やっぱり県住の情報も国立さんの方に、音楽院の方に提供していただきまして、そこまできめ細かい学生さんのための相談に乗っておられるということでしたら、そういう情報を流して、町からもどんどん情報を流して、学生さんが長期滞在じゃなくても定住じゃなくても短期間でも町内におっていただければ、効果は相当あるというふうに思いますので、そういう学生さんのニーズといいますか、意向を把握する必要があると思います。町もそういう、やっぱり何かアンケートとか学生さんと直接接して、どういう思いですかみたいなことを聞かれたり、そういうようなことでこちらがまた違った形で協力、提供できるものがあれば、より住民と近くに交流できたりいろんなこともできましょうし、そういうのを何か私は学生さんに意向調査なりをしてみたらどうかなというふうな、町も積極的にアクションを起こすことが必要かなというふうに思っているところですが、その辺は先ほど町長がきめ細かい、国立音楽院の担当の方がやっておられると、情報を流すんだということをおっしゃいましたけれども、町の側も学生さんを歓迎していると、おっていただきたいという気持ちをあらわすが上にも、そういうようなアクションを起こすようなことが必要じゃないかなと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。学生さんとのかわりというふうなことで御提案いただいております。音楽学院でいらっしゃいますので、この生徒さんは音楽というものに関心を持っておられますし、こういう音楽を通じたまちづくりというんでしょうか、そういうようなことも、せっかく音楽院がおいでになりますので、そういう音楽を通じた交流とか音楽にかかわりますまちづくりというんでしょうか、そういったものを福祉と音楽の融合をするというようなことが大きな大前提でございますので、そういうことも考えながら国立音楽院の方々とそういうニーズの調整もしながら、そういうことで活用をしていきたいなというふうに考えておるところでございます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 2番、三鴨義文君。

○議員（2番 三鴨 義文君） 私の思い、提案はその辺でございまして、ぜひともたくさんの方が町内に来ていただきまして、地元消費の拡大にもかかわりますし、住んでいただければ町民税等の税収も上がりますし、町の人口増による地方交付税の増加などなど、町にとっては物すごい効果を生むものと非常に期待をしているところでございます。地元地域にとりましても来られた

皆さんとそういった交流、地域参加していただくことによりまして、地域が元気をもらえることができますし、地域活性化の効果も大いになると思っております。ぜひとも、町としても来られた皆さん方ができるだけ地元で定住されますよう、先ほどありました情報提供や相談に乗ってあげるなど一層の努力をされますようお願いいたしまして、この質問を終わります。

次に、空き家対策でございます。先ほどの御答弁の中でありました空き家一括借り入れ事業でございますが、私も過去の経験から、こういう事業、非常にいい取り組みだなというふうに思っております。その中でリフォームの予算計上もされておりますけれども、その修繕工事について、ぜひとも私は地元の業者さんに実施していただきたいというふうに強く思っているところでございます。説明の中でも地元の企業、事業者にということはあったかと思っておりますけれども、ぜひそういう手法で、地元の業者さんに発注なり施工していただきますよう御配慮をお願いしておきたいと思っております。

この空き家対策につきましては、放置されて危険な空き家と利用可能な空き家、2つの側面があるわけですが、さきの定住促進の質問でも触れましたように、空き家の活用というのは本町の人口問題に大いに関係する、重要な課題だと思っております。若干人口で考えてみますと、現在、南部町の人口が本年1月末で1万1,564人となっております、合併時点の1万2,242人と比べますと、8年間で678人の減少ということになっております。これを単純に8年で割ってみますと、年平均が約85人となりまして、毎年85人ずつ町の人口が減っていることとなります。この数がどれだけ危機的な状況かということを考えてみますと、1世帯が3人として考えますと、毎年28世帯がなくなっているのでありまして、28世帯85人の、集落でいえば南部町の間中ちょっと下ぐらいの1集落が毎年毎年無人になっているというような数でございます。それぐらい、ちょっと荒っぽい数の計算の仕方でしたけれども、28世帯85人ずつが毎年減っているという状況は、本当に楽観視できない大変な状況であるというふうに感じているところでございます。

また、こうした人口の減少は財政的にも大きな影響がございまして、特に町の重要な財源であります地方交付税におきましては、5年ごとに行われます国勢調査の人口がもとに算定されております。次の平成27年度の10月の調査が、これが重要なわけですが、今と同じ減少傾向が続いた場合には、ちょっと試算をしてみますと、年に3,400万円程度の減となってまいりまして、5年間では1億7,000万程度の地方交付税の減ということになってしまうわけがあります。1人当たり聞いてみますと、1人が8万円から10万円程度の影響があるというふうに伺っておりますので、こういう計算になったわけでございます。

地方交付税は人口ばかりでなくっていろいろな要素で計算されるわけですから、全体の交付税額からはなかなかこの人口の減によってどうだというのがわかりにくいわけですが、本年度で30億の地方交付税、これがこういった形でどんどん減っていくということは、町の財源に大きな影響を及ぼすわけになるわけでございます。

こういったことは御承知のことかと思いますが、ちょっと長くなりましたけれども、要は町民の皆さんにも現状を知っていただいた上で、先ほど御答弁いただきました空き家一括借り入れ事業など定住対策にも、町も町民の皆さんも一緒になって人口対策に取り組んでいかないと大変なことになると言いたいわけでございます。伺いますが、そのために町は今度の平成27年10月の国勢調査を見据えた、人口の目標値を定めて頑張る必要があると思います。そうしたあと2年半の将来、27年度に人口の目標値を定めて行政を行っていく、取り組みを進めていくお考えはありませんでしょうか。また、その人口対策にかかわるそれぞれの施策に個別の目標値を定めて検証していくことが実効性を上げることと思うのですが、そういった目標値を定めることについて、国勢調査に向けた政策の検証について、いかがお考えでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。町の人口の目標値ということで御提案をいただいております。必要だというふうに考えております。総合計画がちょうど策定の時期でございます。これらを、総合計画を中心にして施策を定めながら、目標値を定めたいと思います。

しかしながら、社会全体が人口の減少傾向でございます。南部町だけが人口増というようなことには、なりづらいというふうに考えております。いかに歯どめをかけるのかというようなこと、そして、そのときに応じて、今まで住宅団地の造成などをいたしまして、この効果が上がってきたというふうに考えておりますが、定住促進の奨励金などの今現在ございます5年間の固定資産を還付を申し上げるというような制度や、そういう住宅団地などの政策が一定程度の効果があったというふうに考えておりますが、このたびの新たな空き家の一括制度、あるいはホームステイの制度などを通じまして、これらの人口の歯どめというようなものにしたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 三鴨議員、余り外れないようによろしくお願ひしたいと思います。

2番、三鴨義文君。

○議員（2番 三鴨 義文君） 三鴨でございます。空き家から人口対策の方にちょっとずれ込みまして、申しわけありません。

今、課長の方がおっしゃったように、本当に人口増、定住対策難しい、増というのは特に難しいんですが、維持というところまででも頑張っていたらいいと思います。私も経験したものでございまして、よくわかっておりますけれども、ぜひ頑張っていたらいいと思います。

次に空き家に関してですが、活用できる空き家と、もう一方では放置された空き家があるわけございまして、この危険家屋の所有者に適正な管理を促す条例の制定はどうでしょうかというような質問をさせていただきました。先ほど御答弁をいただきました。このことも全国的に、どこの自治体も問題になっている課題でございまして、先ほど答弁にもありましたけれども、米子市でも日南町さんでも制定されるような方向であるというふうな答弁がございました。本町でも、ぜひそういった取り組みをしていただきたいと思いますと思っております。ほかの自治体の例を見ますと、現地の調査ですとか指導、勧告、命令、行政代執行といった、こういった慎重なプロセスを経て実施されているというふうに掲げてありまして、確かに家屋を所有する所有者の方の財産ではありますが、こういった条例制定の目的でもあります、景観、防災、安全、そういった観点からやっぱり行政も介入していくべきと、私は思っております。

もちろん、個人財産でありますからそれに介入するとなれば交渉事もあり難しいこともあると思いますし、トラブルなどならないように、担当する職員を守っていくためにも、こういった条例で後ろ盾をしていくということが必要だと思います。義務と権限を条例できちんと定めて、被害や事故がある前に対処することが必要だと思っておりますので、御答弁いただきましたように、御検討よろしくお願ひしたいと思います。

空き家対策につきましては、後で米澤議員も一般質問されるようになっておりますので、あとはお任せをいたしまして、最後に危険家屋の所有者の方への費用支援についてでございます。

私の知っているお方で、危険家屋の所有者の方がございまして、本人さんは人に迷惑にならないように壊したいんだけど、解体の費用がなくすぐにはようせんわというようなことで困っておられます。こういった、自分で処置はしたいんだけども思っておられるような方に、何かしら費用支援ができないものかと、補助や支援策をお考えいただけますよう、これもあわせてお願ひをしておきたいと思っております。この危険家屋につきましても、全国的にいろいろ問題となっているわけございまして、長崎市などほかの自治体でも危険空き家解体事業補助金というような交付要綱をつくられて補助をしている自治体もございまして、費用支援のそういうことを御検討願ひたいというふうに思っております。

聞き返しません、質問させていただきましたどの問題も総じて、私と町長と同じような気持ちでございまして、答弁いただきました点で、こちらからまた繰り返し質問をするというような

キャッチボールにはなりませんでしたが、一般質問というより提案や要望ということになりましたけど、御答弁いただきましたとおり、早くそのことが実現いたしますようお願いをして期待をして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。町長を初め執行部の皆さん、ありがとうございました。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 以上で2番、三鴨義文君の質問を終わります。

○議長（青砥日出夫君） 続いて、1番、白川立真君の質問を許します。

1番、白川立真君。

○議員（1番 白川 立真君） 失礼します。1番、白川でございます。

まず最初に、昨年秋に行われました選挙におきまして、この議場で発言、質問をするチャンスを与えていただきましたこと、身の引き締まる思いです。この4年間という時間の中で、しっかりと勉強をし、町政のためになる発言、質問をしていきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

本題に入りたいと思っております。私の質問ですけれども、再生可能エネルギーの普及促進状況についてです。これは当町が今、取り組んでおられる事業について質問をするものであります。当町では、地球温暖化の主な原因となっている二酸化炭素濃度を増加させないために、住宅用太陽光発電及びバイオマス燃料のストーブの促進に力を注いでおられます。そしてまた、利用者にも補助金を出しておられます。

そこで、4点について質問をいたします。

まず1点目、住宅用太陽光発電の普及状況、また当町が目指している設置目標はどれぐらいでしょうか。

2点目、森林から供給されるバイオマス燃料を使用するまきストーブの普及状況はどうでしょうか。

3点目、当町で計画しているメガソーラー発電所について、中国電力への申請も含め、計画の進捗状況はどうでしょうか。

4点目、バイオマス燃料の源泉であり二酸化炭素の吸収量が高い森林は、整備が必要と思っておりますがどうでしょうか。

以上、この4点について質問をします。よろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 白川議員の御質問にお答えをしてみたいです。

再生可能エネルギーの普及促進状況についてでございます。

まず、住宅用太陽光発電の普及状況、また当町が目指している設置目標はどのくらいかという御質問でございます。

南部町総合計画には、環境自治体の推進として、人々が自然と共生する循環型社会のまちをうたっております。また、平成17年度には、南部町地域新エネルギービジョンを策定し、ビジョンにのっとり新エネルギーに関する具体の施策を実施しております。つけ加えまして、町長マニフェストにも新エネルギーの導入を掲げており、再生可能エネルギーの普及促進は町政の重要な施策と位置づけております。

議員御質問の住宅用太陽光発電の普及についてでございますが、南部町地域新エネルギービジョンでは、新エネルギーの目標導入量を設定しております。ベース目標は、本町で発生する年間の二酸化炭素排出量を約4.9%削減することが設定され、それに基づき、おのおの新エネルギーで削減する具体的な数値をあらわしております。数値目標では、太陽光発電全体で2014年までに172万5,000キロワットアワーの導入を目標としております。住宅用太陽光発電については、平成21年度より補助金を創設しておりまして、実績ベースでは平成21年度が18件、6万5,130キロワットアワー、年間でございます。平成22年度19件、8万6000キロワットアワー、平成23年度31件、14万7,600キロワットアワー、平成24年度57件、28万5,660キロワットアワー、これは本年2月の25日時点の数字であります。合計いたしますと125件、57万8,450キロワットアワーとなっております、これ年間でございます。また小学校、役場、庁舎などの公共施設の太陽光発電により7万キロワットアワー、年間。このたびの大規模太陽光発電所、メガソーラーの建設によりまして150万キロワットアワー、年間、が導入されます。これも合算いたしますと214万8,450キロワットアワーと、年間でございますが、なりまして、導入目標を大きく超えることとなります。ただし、住宅用太陽光発電の導入が目標の約34%でありまして、2014年までに100%とすることはかなり難しいと判断されます。このことについては、メガソーラーの運営で生まれた運用益を活用するなど、より住宅用太陽光発電が導入しやすい施策を検討してまいります。

次に、森林から供給されるバイオマス燃料を使用するまきストーブの普及状況はどの御質問でございます。まきストーブ及びまきボイラーについては、平成23年度から補助金を創設し、補助金の実績ベースでは、平成23年度9件、平成24年度2件、これは2月25日現在でございます、となっております。さきに行われた南部町農林業振興大会においても、まきの重要性やまき割りの楽しさを啓発するパネルディスカッションを開催し、加えてまきストーブやまきボイラ

一の補助金の説明を行いました。本年度は数が少ないですが、お問い合わせも数件受けている状況でございます。まきストーブやまきボイラーを利用すれば、太陽光発電以上に節電や二酸化炭素削減に大きく貢献しますし、里山再生にも大きく寄与しますので、森林が75%の南部町では新エネルギーとして最適なものと考えます。また原材料のまきについても、山をお持ちではない方のために町有林を開放しNPOなどを組織し、安価で調達できるスキームを検討中でございます。

次に、当町で計画しているメガソーラー発電所について、中国電力への申請も含め計画の進捗状況はどうかということでございます。改めて本事業の概要を御説明を申し上げます。南部町鶴田地区の残土処分場跡地2.9ヘクタールに、150万キロワットアワー、1.5メガワットアワーということでございますが、大規模太陽光発電所を平成25年度に建設するという計画を進めているところであります。この発電所が完成しますと、一般家庭約300世帯分の電力を生み出すこととなる予定であります。

この計画の背景となっていますのは、国が昨年7月から導入している、再生可能エネルギーの固定価格の買い取り制度でございます。この制度では、太陽光発電について電力会社の電力買い取り単価が1キロワットアワー42円でございます。20年間、その価格を保証しようというものでございます。

現在の進捗状況は、11月に大規模太陽光発電施設設計業務委託として、委託業者が決定しました。業務内容については、基本設計と地盤の調査、中国電力への申請関係の書類作成などとしております。基本設計については3月末に完了予定ですし、地盤調査については2月下旬に現地実施済みであり、報告待ちの状態であります。また中国電力への申請については、既に11月下旬に電力会社への申請を行っておりますので、そろそろ可否の結果が出ることとなります。この申請は、本施設でつくった電力を電力会社へ売電するために中国電力に対し、電線や変電所の空き容量などを正式に調査をしていただく申請となります。加えて、連携のために必要な工事費の明細が中国電力側から出てくることとなります。この申請行為で、3月末までにこの認可をいただければ、国の固定価格買い取り制度による買い取り価格が、1キロワットアワー42円で20年間保証されることになるわけであります。また、1月には経済産業省に発電設備の認定を提出しておりまして、3月上旬には認定通知が参ることとなっております。

一方、12月議会では、建設資金の調達は、町民公募債やリース契約15年などを併用し、初期導入にかかるコストを最小限に抑えることとしておりましたけれども、町民公募債の額を1億円とし、残りを起債、電気事業債でございます、3年据え置きで17年償還、年利0.8%とい

うことですが、この電気事業債で行うこととし、金利の部分を圧縮し経費を削減することとしました。また予算としては、売電収入で得た収益や後年度に必要となる機器の更新などの留保金などを管理するため、特別会計での予算編成としております。なお、この事業で得た事業収益で、新エネルギーの普及を目的とした住民への補助金などによる還元額は、平成26年度より年間約920万円を試算しております。これを使い、現在ある新エネルギーへの補助金の増強や、新たな補助を検討してまいります。

次に、バイオマス燃料の源泉であって二酸化炭素の吸収量が高い森林整備が必要であるが、どうかという質問でございます。地球温暖化の防止には温室効果ガス、中でも温暖化への影響が最も大きいとされる二酸化炭素の大気中の濃度を増加させないことが重要だと言われております。地球上の二酸化炭素循環の中では、森林が吸収源として大きな役割を果たしていることは周知のとおりであります。林野庁によりますと、自家用乗用車1台から1年間に排出される二酸化炭素の量は、80年生の杉人工林、約0.3ヘクタール、杉が160本の年間吸収量と同じぐらいであります。また、1世帯から1年間に排出される二酸化炭素の量は、80年生の杉人工林、約0.8ヘクタール、杉が約460本、これの年間吸収量と同じぐらいだと言われております。また、同じ80年生の杉でも適正に管理されているものとそうでないものでは、樹木が吸収し蓄積する二酸化炭素の量は違うと言われております。そうであるならば、樹木を植えて終わりではなく、適正な森林の管理保全を行わなければ、期待される成果は減少すると思うわけでありまして、森林が持つ二酸化炭素の吸収機能が十分に発揮できるように、また、あわせ持つ水源涵養機能や災害防止機能も発揮できるように、森林整備計画に基づき森林整備を図ってまいります。

あわせて、さきに述べましたように、まきストーブの利用者を中心とした団体に町有林を開放し、みずからまきを調達する作業などを通じて、より多くの人に森林の魅力を感じてもらい、少しでも森林に対する関心を高めてもらえるような施策を講ずることで、森林環境の保全を図っていく所存でございます。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 1番、白川立真君。

○議員（1番 白川 立真君） ありがとうございます。ここで住宅用太陽光発電のことが出ましたので、ちょっと参考までに、我が国の発電の歴史というのをちょっとしゃべってみたいと思いますけども。

明治20年ごろに初めて水力発電ができたそうです。そしてその後、近代化とともに我が国の火力発電の方へ邁進をしていきます。そして、まだまだ資源が、燃料が足りませんので、戦争

へと向かっていったそうですけども、この戦争は油に始まり油に終わったと言われる戦争だったそうです。石油を求めて南方まで手を伸ばしましたが、結局、石油がなくて負けてしまったと。そして近年では、火力と原子力が大黒柱になっているエネルギー政策となっておりますけども、皆さん御承知のとおり、2年前の福島原発問題で我が国では今現在、エネルギー転換期といえますか、転換点となっております。そこでこの福島原発問題で火力発電が再稼働しておりますけども、なぜこの住宅用太陽光パネルは魅力もあり、そしてこれから推進されていくんだろうという、その違いをちょっと述べてみたいと思いますけど、やはり地下資源は限りがあります。石油では50年、天然ガスでは大体65年でなくなると言われています。それに対して太陽光エネルギーは実に膨大であります。そしてもう一つ、火力発電を、化石燃料が持つエネルギーを100%にしますと、発電時の……。

○議長（青砥日出夫君） 白川議員、もうちょっとマイクを近づけてもらうか顔を近づけてもらうか、どっちかして。

○議員（1番 白川 立真君） あっ、済みません。

○議長（青砥日出夫君） 入らんのだがね。

○議員（1番 白川 立真君） 済みません、失礼します。よろしいでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） はい。

○議員（1番 白川 立真君） 火力発電は、化石燃料が持つエネルギーを100%にしますと、発電時の排熱や送電するのに65%使ってしまうそうです。家に届くときには、35%ぐらいになってしまいます。この65%というのは熱として大気中に放出されていきますので、地球温暖化のまた一因にもなっているそうです。それに比べて太陽光発電は、直流から交流に変換するときのロスが、今現在は10から12%であるそうで、大変、火力発電に比べると効率がよい、そしてCO₂も出さないという大きな利点もあります。

そしてもう一つ、今から20年ぐらい前にスタートしたと言われる太陽光発電ですけども、太陽光パネルのエネルギー変換効率が大変向上しておるのも、また注目するところであります。20年ぐらい前の太陽光パネルは10%程度のエネルギー変換効率だったと聞いておりますが、近年では15から18%まで向上しているそうです。これらのことを踏まえましても、町民の皆さんも私自身も大変興味を持っております太陽光発電です。将来この町を担っていく子供たちに残し、そして伝えていくすばらしい事業の一つと思っております。そして胸を張れる事業の一つとも思っておりますので、さらなる普及促進をしていただきたいと要望したいと思います。

そして2点目です。森林から供給されるバイオマス燃料を使用するまきストーブですけども、

この前、農業振興大会というのがあって、そこで持ってきていただいた、こういうようなまきストーブだったと思いますけども、これどのぐらい暖房力があるのか私もわかりませんので、この資料のところにジュールという単位が書いてありまして、うちの石油ストーブはカロリーの単位で書いてありまして、ジュールの単位カロリーをちょっと合わせないけませんもんで、計算し直してみましたところ、まずうちのストーブですけど、これは畳10畳用のストーブですけども、1時間に2,480キロカロリーパーアワー、1時間ですね、このまきストーブですけども、1万2,040キロカロリーパーアワー、大体計算しますと5倍のパワーがある、暖房力がある、物すごい暖房力を持っているというのが1点、わかりました。そして、まきストーブはごみが出ない、中で生成されて燃焼後につくられる灰は、これはごみではありません。畑や花壇に用いれば肥料として使えます。そして煙突から出る煙ですけども、これは最近ではあんまり見なくなりましたが、病害虫に対しての大変いい忌避効果、虫や病気が嫌うという忌避効果があると聞いております。そして4点目ですけども、これはうちでもハウスの方に1台入れておりますけども、炎を見ながら暖まるので、みんなが集まる語らいの場になる。うちの方ではスルメイカ持ってくる人が多いですけど、確かに利点たくさんあります。これも住宅用太陽発電同様、どんどん普及促進をしていただきたいと思っております。

次に、3点目のメガソーラー。これはまだ中国電力から返答が来ていないということだそうですけども、もしこの事業が成立すれば、町民公募債の発行や売電収入を再生可能エネルギーの促進助成に充てることができると、これは大変、お金の使い方ですけども、生きたお金の使い方をされているなあと思えました。

私の、これもまた参考までの話になるんですけども、電気事業関係の友人がいまして、今、中電からの申請の返答がまだ帰ってきてないということですけど、電線の中の空き容量でしたっけ、が一つ問題になっていると。空き容量というのはどんなもんなんだと、電気関係に勤めてる友人に聞きましたら、例えば、これは例えばの話ですけども、米子市から南部町を通過して、そしてさらに奥の町村へ電線を引っ張る場合、まず米子市には最初太い大きな線からスタートしていく、そして南部町を通過するところにはちょっと細くなっていく、だんだんだんだん細くなっていく、特に奥の、例えば日野郡に行くときにはさらに細くなっていると。米子市のときにはこんな太い線で、それに比例した空き容量があるんだけども、だんだんだんだん奥の方に行くと空き容量も比例して小さくなるから、こういった何メガというソーラーをつける場合は、本当は変電所に近い、太いところがいいんだというような説明は受けたことがあります。この件に関しても、中国電力からの吉報が届くことを切に願っております。

最後の4点目の森林の整備についてですけども、森林の整備について、ここでひとつちょっと押さえておいてほしいなと思うことが2点ほどあります。実は、植物といいますか木の活動は、温度に大変影響をします。要は日本みたいに四季があって夏と冬があると、夏は大変よく活動してCO₂をその時期はよく吸収するんですけども、冬だけをとってみたら、やはり夏に比べるとかなりCO₂の濃度は下がります。わかりやすく言いますと、赤道付近にある植物はどんどんどんどん大きくなって、CO₂の吸収というのは活発になっております。植物が活発に活動しCO₂を吸収するために必要なものが5点、6点あります。まずこれは水が必要ですし、太陽の光、そして栄養です、そして御飯となるCO₂、そして温度です。今、温室効果の問題で、地球的な問題で地球が暖かくなってCO₂がふえている、そうしますと植物というのはおもしろいメカニズムを持っておりまして……（サイレン吹鳴）

続けさせていただきます。この植物というのは大変おもしろい性質を、不思議な性質を持っております。これは愚かな、愚かなと言ってもいいんでしょうか、人間がどんどんどんどんCO₂を出していても、自然というものは揺り戻しをかけてまいります。つまり、温室効果状態になってCO₂が上がり、温度が上がり、そうすると植物は生育スピードを上げてまいります。どんどん吸収するスピードを上げてくるんです。これはすごいメカニズムになっています、この森林というのは。ところが愚かな人間は、この木をばさばさばさばさ伐採していくんですよね。そして木を植えない。特に赤道直下の国々を見てもらったらわかりやすいと思います。これは京都議定書の方でも大変注目されて問題になった点で、今、当町では何%でしたっけ、5%ぐらいを削減目標と、日本では6%ということになっておりますけども、このあたりをちょっと押さえながら、そしてもう1点、あっ、もう1点ありました。木の活動のことなんですけども、人工林というのは植えたとき、どんどんどんどん大きくなるとそれに比例して葉っぱもたくさんついてまいりますし、CO₂の吸収量も上がってまいりますけども、人間と同様、やはり年をとって100年とか150年杉になってきますと、その活動はだんだん弱まってきます。そうすると、その状態だと実はもう活動大きくはなくなっていきませんので、材木としての価値は非常にあるんですけども、狂いがないので、活動をとめれば。ところが、その木がいつまでも山にあるということ自体が問題で、やはりこれも伐採して植える、そしてまた50年、60年たったら伐採して植えるという、この循環ができれば、これが一番いいわけです。ことしは当町で主会場として植樹祭もありますし、自然のメカニズムというのも周知されて、これらの取り組みが官民一体となって行われ、次の世代に安心して住める、よりよい環境を引き継いでもらうことが行政、議会の大きな責任と思っています。森林を整備すればこんないいこと、メリットがあるということ

さらに啓発していただきまして、再生可能エネルギーの普及促進に努めていただきますようお願いし終わりたいと思いますが、最後、時間があれば1点だけ。

今から10年ぐらい前でしたでしょうか、宮崎駿監督の「もののけ姫」という映画が放映されて、大変人気があった映画だそうでした。この宮崎監督の映画は、大人が見ても子供が見ても楽しい、そしてまた深い映画だそうですが、その映画の中で森を守り続ける白い大きなオオカミが出てまいります、登場してまいります、名前はちょっと忘れましたが、このオオカミがこの映画の重要ポイントを語るシーンがあります。ちょっとそこを僕がやってみましょう、「その昔」、あっ、これは普通に言いましょうか、これオオカミがしゃべってますからね、「その昔、人間たちは地上にあるものだけを使って生活をしていました。多少の不便はあるが、楽しく暮らしていたようだ。しかし今はどうだ、利便性を求め地下に手を入れ始めた。地下には魅力的なものが多くあり、その中で鉄を採取し戦いをするための武器をつくり出した」、これはこの映画の舞台がどうも出雲だったようでして、そのたたら製鉄というのが舞台になっていたそうです。この地下には確かに私たちの今、生活するのになくてはならないもの、必要なもの、魅力的なものがたくさんあります。鉄、そして電気を通す銅、そしてダイヤ、金、そして石油、天然ガス、そして問題なのはウラニウムです。こういった地下資源はあるんですけども、それを奪い合うためにまた争いが起こります。この映画では、地下資源に手を出す場合は十分に注意をしなければ、便利な炎でみずからを滅ぼしてしまうよという、教訓として言っております。現在の私たちは、福島の問題でもそうですが、核の炎を十分には管理できていません。先人の知恵、技術にもう一度着目し、この再生エネルギーを含む森林を含む、大きなものを見直して、官民一体となって見直していきたいということを切に要望して、質問を終わらせていただきます。

○議長（青砥日出夫君） 白川議員、せっかくそこまで言われたんですから、老婆心ですけど、何か用意をして、促進について用意をしておられませんかということ、一言添えられたらいかがでしょうか。

○議員（1番 白川 立真君） じゃあ町長、今の発言……（発言する者あり）

どう思われますか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。初めて一般質問をなさるといことで、緊張もあったしなれないこともあったので要望というようなことでしたけれども、非常にお話を伺っていただきまして、よく勉強もなさっておられて頼もしく思った次第であります。今後の議会の審議において、このエネルギー問題について、もっともっとお互いに議論をして、よりよいエネルギー政策

というものをつくっていかねばいけなという思いをして聞かせていただきました。

せっかくの機会ですので、私もちょっと述べさせていただきたいと思います。二酸化炭素が地球温暖化の、何といきましょうか、一番大きな原因になっているというぐあいと言われておりまして、これを削減するというのが地球的規模で取り組まなければいけないことだということで一応なっておりますけれども、世の中にはこの二酸化炭素をもっと出さんと国力が衰えてしまうと言う人もあるわけです。温暖化温暖化言っておりますけれども、今は地球全体の歴史から見れば氷河期に当たると、むしろ温暖化をさせなければいけんとする人もございます。すなわち、2度とか3度とかこのまんまいけば温度が上がって、北極海の北極の氷が解けてというような話もあるわけですが、NASAの人工衛星で提供された北極の氷の面積というのは全く減ってない。どこで氷が解けてシロクマがおぼれてというようなことがあるのだろうかという疑問を呈しておられる人もあるわけです。そういうことでして、私は100%それを信じているわけではございません。大方きっと二酸化炭素を減らすということがいいのだろうなと思っているわけですが、それは100%思っているわけではないということ、まず申し上げておきたいと思えます。

それと、石油にかわる、いわゆる再生可能エネルギーに切りかえていくということは、私はこれはいいのではないかと。特に原子力の関係なんかは、そういう切りかえていかねば、原子力を突然やめるといふことになかなかならない実情があるので、切りかえていくと、そのときに太陽光を使っていくというのは、これはまともな議論ではないかというように思っております。

まきストーブのことについて、実は私も研究しまして、昨年11月と12月に職員の皆様へまきストーブの効用についてメッセージを出しております。せっかくの機会ですので、町民の皆様にも紹介をしたいというように思うわけですが、まきストーブがどの程度効用があるかということでございます。まきの発熱量というのがあるわけですが、これはトン当たり約2,000キロワットアワーということになっておりまして、大体、東北の方で1年間に6立米ぐらいまきを使うそうです。これは灯油の1,200リットルに相当いたします。そして3トンの二酸化炭素の削減効果を発揮すると言われております。これを車と比較をしてみますと、ハイブリッド車がいいということで、今、車どんどん使っておりますけれども、これをハイブリッド車とまきストーブと比較をしてみますと、ハイブリッド車が従来より40%の燃費の節約と言われておりますので、年間1万キロ走行するという前提に立って、そして従来車の燃費をリッター15キロといたしますと、年間267リッターの節約であります。ガソリンの排出係

数がリッター当たり2.31キログラムとなりますと、二酸化炭素の削減効果が0.617トンとなるわけであります。このことから、結論から言いますと、まきストーブ1台の環境効果は、ハイブリッド車の四、五台分にも相当いたします。車の寿命が10年から15年程度といたしますと、まきストーブは20年も40年ももちますので、さらに効果があるということでございます。

それから、太陽光パネルとまきストーブを比較してみますと、大体まきストーブが1台ありますと、30から40平米太陽光パネルがあるとすれば、1軒分以上の効果があるということでございます。したがって、このまきストーブをどんどん普及すれば、再生可能エネルギーとしては相当有力なものになると、自動車と比較してもそれから灯油と比較しても太陽光パネルと比較しても、相当まきストーブは優秀だと。しかもこれには自動車をつくる製造工程の二酸化炭素の発生量が入っていないわけですから、おりません。したがって、そういうものまでも加えますと、もう断然まきストーブの方が有利だということがわかるというように思うわけです。

それと山の再生についてですけれども、今、突然ナラ枯れが起きたりするわけです。全山、山が枯れたというようなことなんですけれども、やっぱり山に手が入らんということで、そういうことが起きるといふように言われております。昔は炭焼きをしたりして木を切っておりましたので、木を切った後には萌芽、芽が新しく出て山が更新をするわけですね。そういう萌芽更新ということが行われて、山の木を、雑木を切ってほっといても自然に山が再生しておったわけです、必ず植えんでも。ところが、最近その手が入りませんので、萌芽更新ということはできません。萌芽更新も木が60年を超えるとなかなか難しくなると、老木になると難しいということが言われておまして、やっぱりまきストーブを普及して山の雑木を切っていけば、自然にその萌芽更新ができて山の再生も同時にできると、そしてそういうことがまた健康的な山になってナラ枯れを防ぐ一つの手だてにもなるのではないかと、こういうことも言われております。したがって、お話しいただいたように、全くそれは正しい選択だというように思うわけですし、これは100%正しいと思います。町の方では、そういう効用なども積極的に町民の皆さんに啓発して、この施策を進めていきたいというように思っておりますので、また御支援を賜りたいというように思います。よろしく申し上げます。

○議長（青砥日出夫君） 1番、白川立真君。

○議員（1番 白川 立真君） 町長、ありがとうございました。

最後になりますけれども、私もきょうこの議場に来るときにCO₂を少し吸収してまいりました。それは炭酸飲料です。CO₂を使ってつくっておりますんで。

以上です。質問終わります。

○議長（青砥日出夫君） 以上で白川立真君の質問を終わります。

○議長（青砥日出夫君） この後、昼休みになりますけども、控室で植樹祭についての最後の確認がございますので、よろしくお願ひします。若干の時間です。

そういたしますと、再開は1時ちょうどにします。

午前11時47分休憩

午後 1時00分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

続いて、亀尾共三君の一般質問でございますが、中に人物の個人情報の明記がありますが、十分配慮しながら質問をお願いしたいというふうに思います。

12番、亀尾共三君の質問を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾共三です。議長から質問の許可を得ましたので、以下3点について質問をします。

まず1つには、母塚山観音像についてお聞きします。議会での説明では、母塚山に建立の観音像は個人が町に寄附されたものである、しかし、場所は町の土地であることから、観音像ではなく町が管理して石の建造物と答えられましたにもかかわらず、広報「なんぶ」8月号の表紙にも、「古事記由来の山で、まちを見守る母塚山観音」、このように掲載し、町長は、新聞でも町内に観音像が建てられたと報道されております。憲法89条にもかかることであり、このことからお聞きします。

1つは、古事記編さん1300年PR大使、ユウトさんに感謝状を贈るときに、「おかげさまで、町内に観音様が建てられており云々」という町長の話は、石の建造物という議会答弁と矛盾するものではないでしょうか。見解を聞きます。

2つには、憲法89条の内容は、政教分離を明確にうたっております。町有地に観音像を建立し寄附を受けることは、憲法に抵触するのではないのか、見解を聞きます。

3つ目に、観音像を石の建造物と言うことは、仏像である観音像を冒瀆する行為になると思うが、このことについても見解をお聞きします。

質問の2つ目は、国立音楽院南部校についてお聞きします。町は株式会社国立音楽院南部校を

企業誘致進出協定を交わし、阿賀のパチンコ店跡に25年4月開校の計画となっています。町民から現状がどうなのかの声が至るところで聞かれ、私も返答に困っております。

そこでお聞きします。国立音楽院南部校の責任者はどのような方でありましょうか、お聞きします。

2つ目、利用者と経営者の間で問題が発生したときに、町が解決に当たるのでしょうか、お聞きします。

3つ目、利用申込者は平成25年2月28日現在は何人ですか、お聞きします。

4つ目、南部校開校に当たり、採用をされた職員は何人ですか、このこともお聞きします。

5つ目、国立音楽院、東京校の地図にグーグルで見ますと、まんじのマークがありますが、これはどのようなことを意味するのでしょうか、お聞きします。

大きな3つ目の質問は、地域振興協議会と指定管理について問います。地域振興協議会と議会の研修会での意見交換の中で出されたことをもとにお聞きします。公民館西伯分館を法勝寺地域振興協議会が指定管理者となっていますが、本来の公民館のあり方からも問題があると思うのでお聞きします。また、公の施設利用者の減免制度から、利用料が徴収できない団体等があるため、指定管理の支出に苦慮していることも問題が提起されました。そのことからお聞きします。

まず1つ目に、町がすべき仕事、このことを協議会がしていることには無理があると思いますが、このことについて町長の見解をお聞きします。

2つ目、公民館は教育委員会が職員を配置して初めての公民館と言えるのではないのでしょうか。教育委員会が責任を持って職員を配置すべきであると、このように考えるものですが、見解をお聞きします。

3つ目に、減免制度の利用者の利用分は町が補てんすべきであると考えますが、どうか、このことについてもお聞きしますので、答弁をよろしくお願いいたします。

以上のことから、この場での質問はここまでとします。どうぞ答弁よろしくお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 亀尾議員の御質問にお答えをしております。

最初に、母塚山観音像を問うということでございます。平成24年は、日本最古の歴史書と言われる古事記が書かれてから1300年の記念の年でありました。南部町にも、古事記に登場する再生神話に絡むゆかりの地があり、今回の節目の年をまちのPRに活用し、事業も展開してまいりました。そしてこの記念の年に偶然、古事記に由来する神話が伝わる場所である母塚山に高さ11メートルもある巨大な観音像を建立、寄贈していただくことになり、7月に完成いたしま

した。

町が管理しております土地の一角に建立されていることが、憲法 89 条にある、公金その他の公の財産は、宗教上の組織もしくは団体の使用、便宜もしくは維持のため、または公の支配に属しない慈善、教育もしくは博愛の事業に対し、これを支出し、またはその利用に供してはならないという憲法の規定でございますが、抵触するのではないかという御意見とともに御質問がありましたので、お答えをしてみたいです。

まず、古事記編さん 1300 年 PR 大使、ユウトさんに感謝状を贈るときに、「おかげさまで町内に観音像が建てられ云々」という町長の話は、石の建造物という議会答弁と矛盾するのではないかということですが、これは 9 月議会において植田議員及び亀尾議員より、母塚山観音像は寄附により町の所有となっているので、89 条に照らしてどういう見解か、観音像は宗教上の置物ではないかとお尋ねについて、入魂していない観音像、宗教で特にどうするものではない建造物であるというお答えをしたことを指しておられると思います。像の名詞としては観音像ですが、像の建立目的や意味は宗教活動やその普及をするつもりはないということをお説明したつもりでございますので、御理解をいただきたいと思っております。寄贈された方の御意思も、地域の活性化や観光振興に役立つことを願っていただいておりますので、町も同様の目的に活用したいと考えております。第三者にお話しするときは、建造物と言うよりは観音像と申し上げた方が自然だと思っております。

次に、憲法 89 条の内容は政教分離を明確にうたっているが、町有地に観音像を建立し観音像の寄附を受けることは法に抵触することではないかというお尋ねでございますが、寄贈された方はこの像を宗教的活動や普及に使用される目的で建立されたわけではありません。もちろん御自身の事業も宗教的なものではございません。町も寄贈いただいた像を活用し、宗教的な活動を行うこともございません。見晴らしがよく人々に認知されやすい場所に建立していただきましたので、地域のランドマーク的な存在として観光素材の一つとして活用したいと考えております。以前から地元の皆様が母塚山と呼ばれ大切にされてきた場所の近くですし、景観も大変よい場所があります。最近ではウォーキングコースの一つとして、米子市からでも歩いてこられる方があって聞いております。観音像が建立されたことで、より観光的認知度が上がるのではないかと期待しております。憲法に抵触するという認識は持っておりませんので、御理解をいただきたいと思っております。

また、観音像を石の建造物と言うことは、仏像である観音像を冒瀆する行為になると思うが見解を問うということですが、さきに述べましたとおり、観音像そのものを否定している

ものではありません。町では観光の振興に活用していきたいと考えておりますが、それが冒瀆する行為に当たるものという見解は持っておりませんので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、国立音楽院南部校の開校の現状についてのお尋ねでございます。まず、国立音楽院南部校の責任者はどのような人物であるかということでございますけれども、現在の責任者は東京校で学院長をされているお方でございます。準備室において、募集事務や開校の準備及び施設の改装工事などの責任者として常駐なさっております。

次に、利用者と経営者間で問題の発生時には町は解決に当たるかということですが、南部校の開設、運営はすべて国立音楽院が責任を持って当たられますので、町が利用者と経営者間で生じた問題について関与することはございません。双方で解決していただくことが基本であり、常識的なことであると認識をしております。

次に、利用申し込みは何人かとの質問でございます。これは三鴨議員さんへの答弁で述べさせていただきましたので、省略をさせていただきます。

次に、南部校開校に当たり採用された職員は何人かということですが、現在、事務をされる方が1名、準備室で勤務されております。なお、今後数名の採用を予定されているということです。特に南部校で学ぶ方の就職先となる事業所を開拓するための職員が必要で、南部町を含めた近隣市町村の方を採用したいという旨を伺っております。

最後に、国立音楽院東京校の地図にまんじのマークがあるのはなぜかというお尋ねですが、その場所に寺院などはございませんし、議員の御指摘の地図上のマーク云々については、これは詳細を承知しておりません。議員の御不明な点につきましては、直接、ごらんになっている地図を作成した会社にお尋ねいただきますようお願いいたします。

次に、地域振興協議会と指定管理を問うということでございます。亀尾議員から御質問のありました、不法投棄の処理など町がすべき仕事を協議会がしていることは無理があると思うが、見解を聞くということでお答えをしております。

平成19年度地域振興協議会の発足と同時に、住民の皆さんが自分たちのできる範囲で地域の課題は地域で解決し、自分たちの地域は自分たちでつくっていくという考えのもと、さまざまな取り組みが始まりました。例えば、子供やお年寄りの見守り活動、地域の特産品づくり、都市と農村の交流事業、バス路線の存続や共助交通などの交通対策など、その取り組みは多種多様であります。これらの取り組みで特徴的なことは、その出発点が、地域の皆さんが困ったり心配されているところにあることでしょう。子供やお年寄りの見守りは言うまでもありませんが、特産品づくりでは地域の条件の悪い農地を何とか荒らさずに有効に活用したいという思いが根底にござ

います。また地域間交流では、都会の方々と子供からお年寄りまでの幅広い年代が、米や野菜、山菜などの地域の農林産物、農作業などを活用して交流することで、ややもすると少子高齢化や人口の減少で活気を失いがちな中山間地の集落や地域の活性化を図り、副産物として農業収入の向上にもつなげていくという意図がございます。ごみの不法投棄の問題も、地域的美観やイメージを損ね環境汚染にもつながることから、兼ねてから地域の皆さんが心を痛めていらっしやったことでもあります。

不法投棄されたごみの回収や防止の啓発看板の設置については、町もこれまで取り組んでまいりましたけれども、正直申し上げて限られた予算と人員では、町内全域で素早い対応をすることは困難でありました。冒頭に述べました、地域振興協議会が発足しました平成19年度から、各地域振興協議会では不法投棄の対策を自分たちの活動として位置づけ、不法投棄常習箇所の点検やごみの撤去、不法投棄防止を呼びかける赤鳥居の設置などを行っていただいております。このような取り組みの結果、町内では不法投棄が大幅に減少しております。また、ある協議会では、回収した不法投棄を警察に照会したところ、その不法投棄物から犯人が特定されたというような事例もございます。これらの取り組みは、町から特に地域振興協議会にお願いしたことではなく、住民の皆様みずからが振興協議会の活動計画の策定を通じて思い立たれたことであり、町長としては大変にありがたいことだと感じている次第です。

このことは、去る2月1日に開催されました町議会と地域振興協議会正副会長様の懇談会で各会長様より自主的に取り組んでいるという旨の発現があり、議員もそれをしっかりお聞きになっているということを仄聞しております。地域振興協議会の活動をなさっている皆さんを拝見して感じますのは、みずからの意思で地域に力を発揮することで社会に対する責任感やみずからの誇り、存在感をより強くお持ちになるのではないかとということでもあります。人はだれでも自分に少し余力があれば、それを他人のために地域社会に役立てたいと考える生き物でありまして、そのことが人を人とたらしめるゆえんであると私は思っております。

職員の例で恐縮ですが、毎日の犬の散歩の際に、振興協議会防犯パトロールというチョッキを着用して集落内を歩いている職員もあるというように聞いております。亀尾議員も多面にわたり、まちの消防団員並びに役員として御尽力をいただきましたので、このような話は今さらとお感じになることと存じます。町行政が何でも皆様の善意におすがりするというようなことは毛頭考えておりませんけれども、そのようなとうといお気持ちをまちづくりに生かすことが私の使命であるとも考えております。

次に、振興協議会と指定管理を問うということでございます。法勝寺地域振興協議会に指定管

理者となっただいています南部町公民館西伯分館の職員配置についてお答えしてまいります。社会教育法第24条では、市町村公民館の設置について、条例で公民館の設置及び管理に関する事項を定めることと規定されています。また、同法第21条第3項では、公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができるとされています。こうしたことから、南部町公民館西伯分館は南部町公民館条例により設置し、その施設については南部町公民館に所属し、教育委員会が維持管理、運営に当たるとしてあります。

一方、地方公共団体が設置する公の施設の管理につきましては、平成15年6月に地方自治法の一部改正に伴い指定管理者制度が導入され、公民館などの社会教育施設につきましても公の施設として指定管理者制度の対象とされました。本町におきましては、平成22年12月定例議会におきまして南部町公民館条例を一部改正し、公民館施設を指定管理者による管理条項に加えることとし、平成23年4月から平成26年3月までの3年間、法勝寺地域振興協議会に指定管理をお願いしているところであります。指定管理者である法勝寺の地域振興協議会には、当該条例に規定しておりますとおり、公民館の利用許可に関する業務、公民館の維持管理に関する業務など、施設の管理運営にかかる業務の一部をお願いいたしております。具体的に申し上げますと、1つは公民館教室、あるいは一般利用者や団体などへの許可及び施設の利用調整、1つ、施設利用における秩序の維持、1つ、施設設備または器具などの管理などであり、御利用いただく皆様の活動の利便性の確保や拡充にその一翼を担っていただいております。議員も御承知と思いますが、それまで実施しておりました学級や教室、各種イベント、学習情報の提供や自主的な学びの奨励など、いわゆる公民館活動の部分についてはそれまでと同様に実施しており、人権社会教育課の公民館担当職員が業務に当たっております。公民館職員につきましては、社会教育法第27条によりまして、公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができるとされ、また同法第23条の2第1項の規定に基づき定められた、公民館の設置及び運営に関する基準第8条第1項では、公民館に館長を置き、公民館の規模及び活動状況に応じて主事その他必要な職員を置くよう努めることとされており、必須職員である公民館長以外の職員については法律上任意設置となっており、基準において奨励されているところでございます。西伯分館におきましては先ほど申し上げましたように、かかる業務につきましては、天萬庁舎に併設してございます教育長が公民館長を兼務する南部町公民館と法勝寺地域振興協議会がその業務の分担を明確にし、一体的に管理運営をしていますので、問題はないものと認識をいたしております。とはいえ、いつでも担当職員が現場にいるわけではございませんので、日ごろより地域振興協議会の職員の皆様とは連絡を密にして、御利用いただく皆様、特に自主学習グループの皆様には御不便や不都合とな

らないように、心配りいたしているところでもあります。公民館活動をされるのにお気づきの点や、議員が伺っておられることがありますならば、お伺いをし改善してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、減免制度の該当利用者の利用分は町が補てんすべきではないかという御質問でございます。現在の施設の利用状況から申し上げますと、減免制度の該当の主なものとは体育施設の利用についてであり、このほか会議室や農産物の加工施設などがございます。これら施設については多くが指定管理者制度による管理となっており、主に地域振興協議会が行っていただいているところです。利用料、使用料についての減免対象は、指定管理者が公共の目的において行うもののほか、公共団体や公的な組織が使用する場合、青少年の育成や文化、スポーツ活動の活性化を図るために、児童または生徒で組織する団体などに行っているところでございます。

減免分の利用料を負担すべきとのことではありますが、指定管理施設における指定管理料の算定に当たり、施設の維持にかかる費用について、利用料を考慮して申請いただいておりますので、結果として減免分について町が見ているところとなっているものでございます。

今後におきましても新しい施策、例えば総合型地域スポーツクラブの支援事業にかかる利用団体の増加も考えられるところでもありますので、状況を見ながら指定管理料の算定に際し考慮していきたいと考えます。とともに、突発的でやむを得ない状況の場合には、対応していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 答弁をいただきましたので、再質問で深めたいと思いますので、よろしくお願い致します。

まず初めに、母塚山観音のことでお聞きするんです。町長は答弁ではこのようにおっしゃったですね。建物が11メートルにもなったものを寄附をいただいたんであって、寄進された人も宗教関係者ではないんで、宗教上のものではないということで、ただ、第三者に申し上げる場合には観音像ということをやると、申し上げるとのことだったんです。私は、ここに非常に大きなやっぱり問題があるのではなかろうかと思うんですよ。というのは、町内の中でも聞くんですけども、あれは観音さんですねということで上がられて、そして手を合わせていかれるということなんです。私は、上がられる人がそういうぐあいに思っておられるのを、実は町としては石の建造物であるということやとね、私は非常に、欺くという言い方が適当かどうか分かりませんが、そのようなことがあってはならないのではなかろうかというぐあいに思うんです。

それで、ここに実は24年、昨年7月に職員の皆様へということで、町長がメッセージという

んですか、声を出されておられるわけなんです、そのところにもこういうことが書かれていますよ。こういうぐあいに書かれていますね。観音像は母塚山観音と命名されましたが、台座も含めて11メートルもある巨大なもので、その姿はまことに優美、お顔はふくよか、慈愛に満ちたまなざしで私たち町民を見守っていただいているお姿に、町民の皆様の幸せと町民の限りない繁栄を確信しました。どなたか観音像の前でけんかする者はないよとおっしゃっていましたが、子供からお年寄りまで知らぬ間に、しっかり確実に子々孫々に至るまで、観音様の御利益があるものと信じます。このようにおっしゃってるんですよ。こういうことをおっしゃいながらですよ、議会では、これは公の土地、いわゆる町の所有地にこのようなものを建てたら憲法89条に抵触するのではないかと言ったら、いや、あれは石の像でしたと、このようにおっしゃったんですね。

先ほど私は言った中で、答弁にもあったんですが、ここに12月19日、日本海新聞に掲載されております。古事記編さん1300年PR大使卒業、ユウトさんに感謝状、いろいろ書いてありまして、こういうことが、ユウトさんが町役場法勝寺庁舎を訪れ、坂本昭文町長から感謝状などを受け取った。この後ですよ、坂本町長は、おかげさまで町内に観音様が建てられたり、住民の方の手で古代米の栽培など云々とあるんですけどね、こういうことを書かれるということは、一体どういうぐあいに町民は受け取るのでしょうか。私は、これでは幾ら町有地に建ってるんで石の建造物であると言っても、こんなことは通らんじゃないですか、どうなんですか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。9月議会の、ここに議事録がございます。これは補正予算の質疑のときだったと思いますけれども、どうも議事録を詳細に読んでみましても、私は石の像だという発言はしておらないようなんですけれどもね。どこで言ったんでしょうかね。石の像ということを私は言っていないように議事録にはなっておりますけれども、いずれにしても、石像の建造物であるということは事実であります。それから、観音像であるということも事実だと。どっちも事実だというように思います。

それから、宗教上の建物ではないかということなんですけども、これ、そういう宗教上の建物、建造物ではない、観音像ではないということでもあります。そうだったら冒瀆することになるのではないかということですけども、そのようには全く考えておりません。私が職員の皆様にメッセージで言ったことも先ほど取り上げられましたけれども、あれはやっぱり、見られたことがありますか。観音さん見られたことがありますか。（「あります」と呼ぶ者あり）あのふくよかなお姿や、お顔や、優美な姿や、そういうものを見て怒る者はおらん、けんかする者はおらんってどなたかが言っておられました。私も非常に幸せな気持ちになります。ああいう姿を見て、腹立てる

人はないのではないかと思うわけです。そういう、何といたしましょうか、人に優しい気持ちを起こさせる、そういう像でありますから、これはきっと南部町が平和に発展していく御利益があるのだらうなという意味でございます。

それで、9月の質問のときにも亀尾議員がおっしゃっておられますよ。入魂とかそういうことを、魂を入れられたというぐあいに認識するんですよということを言っておられますけれども、入魂や何かすれば、これは宗教的なものだということになるわけでありまして、そういう宗教的な儀式はしていただいているのではないし、してもらっては困るということでございます、御懸念はお受けしますが、そういう御懸念には当たらないと。入魂というのは目を入れるんだそうです、目を。これは関係者の方からお聞きしましたが、宗教関係者の方から。目を入れると。そういうことはしてないわけでありまして、御理解いただきたいと思っております。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 誤解を招くといけませんので、改めて言います。私は、母塚山にありますこの像ですね、これを見て腹も立ちません。確かに穏やかな顔されてるんで、腹も立ちませんし、このやろう言って殴るいう気もありません、もちろん。本来なら、このお姿を見たら手も合わせたくなるんです、実際。でもね、先ほど議事録を見るといこうことを言われますけども、実は、私は町長の答弁であったかどうかわかりませんが、言ったんですよ。これもしますってね、議長で、こういうのがあるんだけれども、これは魂を入れたんじゃないですかと言ったら、いや、入れておりませんと。じゃあ何ですか言ったら、いや、あくまでも石の建造物ですと、こういう答弁だったんですよ。しかも、その後に私どものなんぶ民報にもそのこと書いたんですけども、違うんじゃないかということ一つもありませんよ。基づいて、公の場所で言って、確認したことですからやったんであって、それを9月の議会で言ったけん云々というのは、これは逃げ口上であると言わざるを得ませんよ。そのことを指摘しておきます。

それで、私は、じゃあこの建ったものを壊すとかそういうことを申し上げておりません。あくまでも町有地に建ってるものですから、これを町有地から外すようなことを考えるべきではないかと思うんです。つまりじゃあどうするのかということは、そちらで考えていただければいいんですけども、あるいは売却するとかそういうことをね、その土地の部分を。そういうことをして、はっきりと、観音像であるということで、みんなから信仰というんですか、みんなから本当にいいわというぐあいに思えるようなことを考えることはできませんか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。まず、9月議会の亀尾議員の御質問でございます。

実は、広報「なんぶ」8月号に母塚山の観音像の写真が載っておりました。それには何というんですか、魂を入れるかという言い方がどうかわからんですけれども、そこに祭祀の状況の写真が載っているんですが、これは宗教上の建物というか、ものじゃないんですか。私はそういうことをやられるということは、これは入魂というか、そういうことを、入魂という言葉がどうかわからんですけれども、魂を入れられたというぐあいに認識するんですよ。そうすると、宗教上の置物というんですか、そういうことになるんじゃないですかという御質問がございまして、町長が答えております。入魂というようなことをおっしゃいましたけれども、観音像については仏教でいろいろ言われるわけですが、そういう御懸念が起きてはいけないということで、あえて入魂式というようなことをやっております。普通の建築したりするときにおはらいをしたりする神主さんに頼んでおはらいをしたりしますけれども、くわ入れみたいな形ですね、そういうことでされました。しかし、宗教的なものに、入魂というようなことには一切やっていただいても困るということでございますし、もちろん向こうもそういうことを承知して対応をしておられます。したがって、観音像だというぐあいに御理解いただきたいと思っております。これが議事録でありまして、入魂についてはそういう意味でございますので、改めて読み上げましたけれども、当初からそういう考え方で進めております。

それから、さっきも申し上げましたように、まことにこのお姿優美だし、お顔を見て腹立てる人はないのではないかと、ふくよかなお顔で何か幸せな気持ちになります。景色も非常にいいところだし、そういう場所に御寄贈いただいた、観光の役に立ってごせということですから、そういうことをあえてほかの場所にとか、その土地をその人の名義にするか何かということでしょうか。これはそんなことまでせんでもいいのではないかと考えておりますけれどもね。特定の人に、公有地というんでしょうか、町が管理している財産を差上げる必要もないのではないのでしょうかと私は思っております。大方の町民の方は喜んでおられます。ただ、まちづくりを考える住民の会がありまして、そこから御懸念をいただいております、それぞれに項目についてお答えはしているわけですが、なかなか納得はいただけないということのようでございますけれども、大方の町民の皆さん方はそういう御懸念はないのではないかと。むしろ南部町の観光のランドマークというんでしょうか、スポットとして喜んで受けとめていただいているのではないかと、思うように思っております。

憲法のこととはさっきも言いましたように、当初からそういう心配がないように特別に注意を払ったつもりでございます。よろしく申し上げます。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） これをいつまでも時間いっぱいやってもなんですけども、一つは、私は憲法で、そうおっしゃるんならそうかもしれませんけども、法律にのっとってやっぱり行政というのはやるべきだと思うんです。いかに、これは魂が入ってないからそうじゃないよ、石の建造物だと言われても、日本国民の概念というのはすべて、これは仏さんであるという概念というものを持つと思うんです。だからグレーゾーンに乗っかるようなことはやめて、やはり寄附をいただいた方に土地を買えというんじゃないですけども、どなたでもいいですよ、個人所有にして、はっきりとして、こういうお姿を、何ていうんですか、信仰というんか、おかげさまになるなという、そういうことにやっぱりやるべきだということを申し上げておきますし、最後にもう一つつけ加えますが、先ほど議事録の段階で、じゃあこの儀式は一体何ですかと言ったら、そのときは私は反論したかったんですけども、地鎮祭ですとおっしゃったんです。企画課長で、私、覚えてるんです。地鎮祭であると、これは。私はあえて反論しなかったですけど、しかし地鎮祭というのは物事を始める前に土地を静めるためにやる、これが地鎮祭というもんだと私、思うんですけどね。私の認識が違うんでしょうか。辞書を引いてもそういうぐあいになってますよ。これから物事を始める前、土に穏やかにおってほしいということで作るのが地鎮祭だというぐあいになっております。そのことを申し上げておきます。

それから、もう1点言うんですけども、ここに、先ほど言いました、去年の7月の、町長の、皆様へということで、その次の段落にはこういうことあるんですよ。新納さんですか、新納理事長は、このときの祝賀会だと思うんですが、南部町にイザナミ墓苑と国立音楽院の分院建設の構想を語られましたと、こうなってるんですよ。そこで聞くんですけども、墓苑というのは町長、どのあたりにつくれるもんなんですか、どうなんですか、墓苑建設。

○議長（青砥日出夫君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。先ほど、私の方から地鎮祭というようなことを言ったというふうにおっしゃっておりますけど、ちょっと私は言った記憶がございませんが、こちらの方には9月のそのときの議事録のコピーもございまして、地鎮祭というように申し上げたという記憶はございません。私の認識は、完成をした、完成式ですか、そういったものをされたという意識、認識でございます。

それから、石の建造物というように申し上げた者は、私でございます。9月の補正予算の質疑の際に御質問を亀尾議員がされまして、そのときに亀尾議員の御質問が、宗教上の置物ではないかというようなことの御質問でございまして、宗教の活動というようなものには、御寄附をいただいた方も宗教上の団体の方でもございませぬし、宗教上の活動をされている方でもござ

いけませんので、そういった意味で宗教上の施設ではございませんというような言い方をいたしました。そういうつもりで石の建造物というような表現を私の方がいたしました。以上です。

(「だれでもできるんですか」と呼ぶ者あり)

○議長(青砥日出夫君) 町民生活課長、仲田磨理子君。

○町民生活課長(仲田磨理子君) 町民生活課長でございます。どなたでもできる、どなたでもいうところはあれですけども、墓苑に関しましては町で許可するものですので、必ずどなたでもできるということではないと思います。

○議長(青砥日出夫君) 12番、亀尾共三君。

○議員(12番 亀尾 共三君) 今、町民生活課長から答弁いただいたんですが、私はちょっと気になったのは、この町長が職員の皆様にやられた分で、それで、国立音楽院の東京にあるところの、グーグルで出しますと、まんじマークがついてるんですよ。これが恐らく宗教関係の方から墓苑をつくるんですよということをこういう席で言われたのではないかということで、宗教関係者の方ではなかろうかというぐあいと思うんです。そこら辺について、町長、はっきりと黒か白かということを書いてほしいんです。

○議長(青砥日出夫君) 町長、坂本昭文君。

○町長(坂本 昭文君) 町長でございます。白か黒かといえば、もうはっきり白であります。音楽院ということになってますから。それで、その会社が多分、院を寺院と間違えて考えて、まんじマークをつけたのではないのでしょうか。これはグーグル社に聞いてみていただかんとわかりませんが、私の見解ではそのように見ております。全くそういう、私も現地に行ったことがあります。何回か訪ねてあの周り歩いたわけですけども、お寺があるとは思いませんでしたので、多分そういう意味ではないかなと思って推測をしております。

○議長(青砥日出夫君) 12番、亀尾共三君。

○議員(12番 亀尾 共三君) 答弁聞いて、恐れ入りましたといいますか、普通なら寺院とあればグーグルでマーク入れると思うんです。音楽院となってそれ間違えるというのは、ちょっと後で確かめますけどね、この会社に。ちょっとお粗末ではないかと思うんです。まあ、きょうの段階は白であるということを書かれたので、それを答弁受けましょう。

次に、国立音楽院のことで聞くんですけども、責任者の方が東京の校の責任者であるということなんですけども、ちなみに、何というんですか、個人情報に関することにまで立ち入りませんが、少なくとも名前だけでも教えていただけませんか。というのはなぜかということ、町民の中の人から、どなたが責任なんですかということを書かれるんです。町が企業誘致だからといって町

長というわけにはいきませんので、名前だけがわかりませんか。

○議長（青砥日出夫君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。先ほど答弁でもございましたように、東京校の学院長をされております高山様という方でございます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 高山さんという方が阿賀の跡にできます南部校の責任者ということがわかりました。

次に聞くんですけども、先ほど私が、トラブルが何か発生したとき、学校というか分院と。それと、あれですよ、受講生というんですか、その人とのトラブルがあったときには関与しないということなんですけども、私には、ここに協定書結んでおられますね、企業誘致ということで。町長、判がありますから、あれでしょう、ここに。これを見ますと、ここに坂本昭文町長の、見ますと、企業誘致ということになると、恐らく何らかのトラブルがあった場合には、そこにやっぱり和解というんですか、するのが、少なくともそれぐらいはやるべきではないかと思うんですが、その点、何のかかわりもしたくないということなんでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。トラブルがあった場合ということでございますが、当事者間で解決をされるべき事柄だというふうに考えておりますし、当然そういったことが常識的だというふうに思います。このことにつきましては音楽院の方も、そういったようなことも、そういう御認識を持っていらっしゃると思います。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私は大きな事件とかそういうのは別として、日常茶飯事で起こるようなこと、例えて言うと、どういうかな、具体的なことで、ささいなことであってもなかなか両者の間で解決ができないということ、和解ができないことについては、やはり町が入って、裁判所まで、家裁まで行かなくても、入って、こういうぐあいに和解すべきでないかというぐらいなことは、やはりやるべきだと思うんです。でも、それもやらないということかもしれませんかね。

それから、もう1点なんですけども、笑われるならいいけども、言葉はやめてくださいね、やじですよ。それから、申込者数なんですけど、先ほど三鴨議員に、20名の志願者があったというぐあいに私聞いたんですけども、いわゆるこれが、20名の方がもう入校というんですか、それが決まったというぐあいに理解してよろしいでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） そのように聞いております。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） それから、私、言ってもなかなか、ああ、そうだというぐあいにはならんと思うんですけども、実は私も、いつの議会だったかな、これは音楽院というのは文科省が認めた、認可した学校法人ですかということを知りましたら、いや、学校法人ではありませんと、こういう答弁がしっかりといただいております。ところがここで、大きな新聞で一面だけ載っていたのは、音楽学校南部校という、そういう新聞が、今年の12月12日に生徒募集ということで、あえて新聞社の名前は言いませんが、国立音楽院で生徒募集で、ここに書いてあるんですよ。日本一の音楽学校ですと、こういうぐあいになってるんです。言われた分は、株式会社音楽院だと言われたんですよ。ところが、それがこういうぐあいに載ってること、これについて、どうなんでしょうか。

それから、チラシは2月の22日、3月の1日にチラシが入っております。生徒募集中、学校入学説明会、こういうぐあいに載ってるんですね。これはどうなんですか。あくまでも学校として、そういう概念というか、そういうぐあいに認めておられるわけですか。私はここで答弁聞いたのは、株式会社音楽院だということなんですが、どっちなんですか。

○議長（青砥日出夫君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 国立音楽院は学校の認可を受けていらっしゃるんですけど。ただ、全国紙でそういった広報というんでしょうか、生徒の募集をされております。その中で学校というような表現を一部されているということがあるようでございますが、学校の認可を受けたところではございませんので、そういうわかりやすいというようなことで学校というような言葉が使われたのではないかというふうに思います。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私は企業誘致としての協定書を結んでおられる以上は、しっかりとしたことをやっぱり原則やるべきだないでしょうか。私は学校ということを調べてみますと、法的なことの裏づけがあって載ってると思うんですけども、国語辞典なんかでも権威あるところを見ますと、学校というのは教師を置いて組織的に運営するところであるというぐあいにちゃんと載ってるんですよ。つまり、きょう見ると、三鴨議員に対する質問では、夏休み中だけでもいいとか、週に1回だけ何だか、受講生の都合のいいときに行ってもいいと、そんなものが学校と言えるんでしょうか。私は、これはきちんと企業誘致として位置づけるなら、間違っているなら間

違ってますよということを、混乱させるようなことはしては困りますということを言うべきじゃないかと思うんですが、どうなんです、町長。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。いわゆる音楽の技術を伝承したり、あるいは持っている技術を磨いたり、いわゆる教育的な実践の場であります。亀尾議員のおっしゃるように、株式会社国立音楽院ということでやられる場合もあるでしょうし、それから国立音楽院東京校と、あるいは南部校というぐあいに表現される場合もあるでしょうし、それは、そこまで私どもの町が口を挟んで言うほどのことではないと思っております。100%違っておれば違うというぐあいに言えばいいわけですし、実際にそういう技術や知識の伝承の場でもある。

何か1週間に1回では学校でないというようなことをおっしゃいましたけれども、それは私は考えが違うと思いますよ。学校の定義はあんまり詳しくは私もわからんわけですけども、しかし、先ほど申し上げたような機能を果たす場として、そこを校というような名前をつけて、学校ということで言われることはそんなに100%外れているぐあいには私は思っていないわけです。協定書には株式会社というぐあいになっております。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） もう時間がありませんので、最後にこの音楽院のこともう1点言っておきます。私は、何ら町と何の関係のない方がやられるのであれば、あえて私はこだわりませんけども、しかし、ちゃんと企業誘致というのであれば、それなりの権威というか認識を持って当たるのが当然の町の責務ではないかということから、このようなことにこだわりをするんですが、町民の中の皆さんには、あれ学校なんですねという人もあります。私は、先ほど町長の答弁であったんですが、技術を磨くということであれば、それはどこでもそんなことが、学校であるという概念ができるのであれば、私はこれ間違いだと思いますよ。そこは、一般の方があれは学校だないと言われるはいいんですけども、協定書まで交わされておられることであれば、しっかりとその重さというのは感じるべきだということを指摘しておきます。できれば、今後、学校というような言い回しはやめていただきたいということを、この音楽院の方にも伝えていただければというぐあいに私は思います。そのことを申し述べておきます。

さて、最後になりますが、あとわずかしが時間ありませんけども、実は私、思うんですけども、確かに西伯分館ということで公民館としては存在しております。しかし、公民館というのは、先ほども町長が最初壇上から答弁があったですけども、社会教育の場であって、公民館というのはということは云々いろいろ申されました。やはり建物があって、それを町民の人が喜んで使

う、非常にいい、プラスになること、そういうことを念頭に置かれるのであれば職員を置いて、もちろん館長は教育長が兼務ということだったというぐあいに私聞いたんですけども、しかし、その建物の中に、少なくとも町の正職員がおって、それでいろいろ、そこで即決できないようなことが今の状況であるんです。私も聞きますと、利用者の方が来られて、こうこうこうでこういうことが言われて、即決できないんですよということを言っておられるんですよ、地域協議会の方が。そういう状況であれば利用者の人は、また天萬庁舎の教育委員会の方、公民館の方向かれることを思えば、やはりここで決める人がおったらありがたいということ言っておられるんですよ。だから、公民館西伯分館を全部指定管理から外せとは言いませんが、やはり町の、それだけの、何というんですか、権限といいますか、決めることのできる職員さんを配置すべきである。そのことが生涯教育、いわゆる幼児からお年寄りまで生涯教育として活用する場、それなら当然置くべきじゃないかと思うんですが、これは町長、教育長、2人とも答弁お願いしたいんですが、どうでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長であります。今、具体的といいたいでしょうか、即決が云々かんぬんということがございました。そういうことがあるとするならば、それは私どもの方でどのように仕組みを変えるとか、改善をすべきところはきちっと改善をしたいというぐあいに思っております。

私が思いますのは、職員が、教育行政ばかりでないと思うんですけども、幾らでもいろんな施設等々に配置ができて、すぐさまするっと対応ができるということを否定をしてるものでも何でもないんです、ある意味で。しかしながら、御存じのような自治体を取り巻く状況の中で、一つは、そのあたりは、どこを優先に考えていかないけんのかということは、これは考えないけんということでもあります。

それから、もう1点ですね、私が思っておりますのは、教育全体がそうだと私は思ってるんですけども、特に社会教育につきましては、やはり時代や社会の変化の中で行政が教育を進めていく、特に社会教育を、皆さん方の生涯学習を支援をしていく、ここの支援のあり方というものは、やはり時代の中で変化をしていく。こんなぐあいに私自身は思っています。かつての公民館というものは、その中心はそれぞれの学習者の、ある意味で個人の学び、あるいは生きがい、そういうものを通した自己実現というのが一番中心に座っておった、そんなぐあいに私は思っています。そういうような公民館活動のあり方から、これだけ社会全体の中で多様な学びが提供ができる社会になってきた。個人が、公民館活動ばかりでなくて、たくさんの学ぶ選択肢が出てき

た。その中で行政が税金を使って皆さん方の学びを支援をしていく、そういうものは内容的にやはり変わっていかないけんだろう、そんなぐあいに私自身は思っています。そういう意味において、限られた職員数、職員の中で優先的に社会教育が果たす役割というものを考えたときに、今の形というのは一つ選択としてとらざるを得ないという体制だろうというぐあいに思っております。

冒頭申し上げましたように、皆さん方に御利用いただく、そのことによって御迷惑や御不便をおかけしているところは積極的に改善をしてみたいというぐあいに思っておりますので、また御指導をいただきたいというぐあいに思います。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 教育長が今言われたんですけども、私はやはりそこに住む人たちのいろんな学びということであれば、確かにそのとおりだと思うんです。しかし、公の施設を使って、今、時代の変化があると言われるんですけども、ますますスポーツ・文化面では余暇をどう過ごすかということで、どうなんだろうかということでテレビでもやってるし、そういうことで、しかも年齢が高齢化する中で、そういうぐあいにどう過ごすか、生涯をどう過ごすかということからいえば、一層、私は行政のそういう指導性というんですか、相談に乗ってあげるということは必要が、量がふえるんじゃないかと思うんです。

ここで、社会教育職員の専門性に関するということであるんですけども、実践的研究は蓄積されておき、その意味で社会教育研究に、いわば中心領域をなしている、そう言っても過言ではない。だから、社会教育施設の職員である公民館主事については、またそして、同じく教育法にのっとって、公民館には館長を置いて、そして主事、職員置く、このようなことが提言もされてるわけなんですよ。そういう意味からいえば、建物があるんだから、やはり十分地域の人の活用していくために、手助けと言やおかしいが、アドバイス、相談に乗ってあげる、そういう町の職員を配置するということを強く、私はもちろんですけども、そこで参加されている方は一層強い、そういう思い入れを持っておられるんです。逆に言えば、何で合併したかと、合併したけんこんなことになあだがなという、こういう声も聞かれるんですよ。合併したらそれなりの手だてをとっていく、これが行政のやるべきことではないでしょうか。そのことを御指摘するものであります。

それから、これは委員会の中でも私、言おうと思うんですけども、中央公民館、見ますとひどいですよ。2階なんか畳の部屋にバケツが4つぐらい並んでるんです。何ですか、これ言うと、雨漏りです。それからほかのこっち側のところも、そういうバケツがあるような状況なんです。

私はですよ、これは問題が違うと言われるかもしれませんが、ゆうらくの改修よりも、そっちの方が優先すべきではありませんか、お金の使い方として。そういうことを申し上げたいと思います。

それから、もう1点、これは指定管理の問題で、この間地域振興協議会の会長、副会長と議員との研修であったんですけども、いわゆる免除団体が使われる分については、非常にやっぱりお金のことで苦労してる……。

○議長（青砥日出夫君） 時間が少なくなりました。まとめてください。

○議員（12番 亀尾 共三君） ことがあるということで、私は、町長の答弁ではそれなりに案分をしてやってるんだと、指定管理料の中に。そうじゃなくて、実にあって、使われた分をちゃんと、記録された分を出したら、教育委員会管轄でしょうから、そこからやはりそのお金を補てんしていくということをやるべきだと思うんです。これが最後の質問になると思いますが、しっかりとした答弁をお願いします。

○議長（青砥日出夫君） 教育次長、中前三紀夫君。

○教育次長（中前三紀夫君） 教育次長でございます。指定管理施設の使用料についてということの御質問でございます。今現在、教育委員会の方が指定管理を受けておられるところの施設につきまして減免をしてございますものにつきましては、いわゆるスポーツ少年団、あるいは体育協会等々の使用に際しては減免をお願いをしているところでございます。教育委員会としましては、これにつきましては特にスポーツ少年団の使用につきましては、いわゆるスポーツを通じた青少年の健全育成という観点から。それと、体育協会につきましてはスポーツの普及、あるいは振興を担っていただいております。そういう意味では社会体育に貢献をしていただいております。そういう意味から公益性があるんだと、公益性の観点からいわゆる減免をお願いをしているものでございますので、よろしく御理解をお願いをしたいというふうに思います。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。先ほど町長答弁でありましたように、指定管理料の算定に当たって、最初、減免団体というのはそんなに変わるものではございません。年間を通して大体されてますので、今までの想定というものもございまして、大体週の何日、何時間ということがありますから、そこを見込んだ分で収入を見込んでおられます。ですから、極端なことをとると、それが大幅に変わった場合、例えば今回のように、施設が壊れてそこに回らないけんとか、そういう場合には当然手当てをしていくべきだろうと思っています。

ただ、そのかつ、例えば、した分だけ補てんするという考え方もあるわけでございますけども、

その場合には、施設の管理というのは必ずしも管理料で電気代とか賄われてるわけでもありません。1時間、例えば300円というのがあるとしても、かかっている経費はもっとかかっているわけでもあります。そうした中で、その部分だけをもらって補てんするということは、反対にようけになった場合にはその分振興協会の方にも負担もかかるということになりますから、あくまで全体の使っている金額の中から使用料を引いた中で、そこで想定されたものの中で考えると。それは若干の変動は確かにあるかもしれませんが、そこはやっぱりいただいている中で御協議いただいて、努力もしていただくところでございます。そう思っておりますので、突発的な場合につきましては当然正すべきものと考えております。以上です。（発言する者あり）

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私は、先ほど総務課長の答弁があったんですが、やっぱりきちんと使用の実態をカウントして、それで、それに例えて言いますと、途中で電気代が上がるとか、あるいは水道料が今度、わかりませんが、使用料金の改定で上がるとか、そういう負担がふえる場合は、それはそれなりに上乘せしていく。あるいは予定していたのが、週に1時間だったのが1時間30分になったという場合には、その分については上乘せしていけばいいことであって、やっぱり実態をカウントして、それに基づいて補てんしていくということをお願いするわけでありませう。

それから、答弁は恐らく、いいです。同じような答弁だと思います。それから、私がきょう音楽院、そしてまた母塚山の、どういうんですか、建造物といいましょうか、それについて住民の皆さんから、町民の皆さんからいろんな疑問が出たことに基づいて私はお聞きしました。そういうことからぜひ正していただきたい。このことを申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（青砥日出夫君） これで、12番、亀尾共三君の質問を終わります。

○議長（青砥日出夫君） ここで10分ちょっと休憩いたします。再開は2時25分です。

午後2時13分休憩

午後2時25分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

続いて、5番、植田均君の質問を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 5番、植田均でございます。

初めの質問は、農業後継者対策についてであります。南部町の基幹産業である農業を、本格的に後継者対策に取り組み、農業を守り、地域の維持発展のために全力で取り組まれることを求めて質問をいたします。

町の基幹産業である農業の衰退は南部町の衰退と同じです。農業就労者の全国平均年齢は66.1歳と高齢化が進んでおります。農業の将来にとって重大な問題となっていることは、国民全体の共通認識と今やなっていると思っております。食糧の自給率が、現在、カロリーベースで39%、日本国民の6割以上、7,200万人が外国からの食糧に依存する状況は、世界にない亡国農政と言わなければなりません。農業で生活できないために後継者が育たない、深刻な農業破壊が進んでいます。

そのような中、安倍首相は2月23日、アメリカ、オバマ大統領との会談で、食と農業を初め、医療など、国民に大打撃を与えるTPP交渉参加を約束するというようなところも見えてまいりました。もしも、このTPPに参加すれば、主食である米の自給率は90%から10%以下に、食糧全体の自給率も13%まで落ちると、農林水産省自身が試算しています。まさに農業基盤を崩壊させ、国民の命を脅かし、農業と地域社会の崩壊の道です。しかも、12月の総選挙で自民党の多くの候補者がTPP反対を叫び、党としても、事実上TPPに参加できない6項目の条件を公約に掲げて勝利しました。けれども、選挙が終わったら公約を翻す。こういうことで各界から怒りの声が上がっています。JAを初め、医師会、食の安全監視委員会、消費者団体など、各界からの強い怒りの声が上がっています。地域社会を守るために、南部町として声を上げようではありませんか。町長の決意を問い、着実に農業後継者をはぐくむ施策の充実を求めて、以下、具体的に質問いたします。

1、現在の町の施策で平成16年度以降、新規就農者はどう推移していますか。新規就農者の累計を伺います。2、農業で生活できる所得補償、価格補償を国に制度化を求めるべきではありませんか。所見を伺います。3、新規就農者の支援施策に、町単独の上乗せで3年間毎月15万円の給付金の補償制度を提案します。あわせて、これを国の制度にするよう働きかけることを求めます。4、平成25年度末まで、人・農地プランをつくる計画はどこまで具体化しているか伺います。5、農業の担い手育成は規模にかかわらず、やる気のある人や組織を対象にするべきです。そのための税金は民主的、効率的に執行すべきです。地域振興協議会を経由するあり方はやめるべきではありませんか。所見を伺います。6、TPP断固反対の意思表示を安倍政権に届けるべきと考えます。所見を伺います。

次に、財団法人地域振興会を、株式会社緑水園に法人登記が変更されました。町民からは、い

かにも唐突に受けとめる声が聞かれます。議会に対しても十分な説明がなされたとは言えないものと考えます。公益法人改革の概要という、執行部から提出された書面によれば、新制度に移行するに当たり、公益性の判断を民間有識者による意見に基づき行政庁が認定するとしています。この間の経過の説明がなく、株式会社に移行後の経営の展望も示されていません。町として、これまでの運営を評価し、今後どのように対処しようとしているのか、方針を伺います。

1、株式会社にするに至った理由を伺います。2、鳥取県が行った公益性の判断理由と助言の説明を求めます。また、それを示す文書があれば開示を求めます。3、役員の人選は既に決まっています。人選の理由と、いつどのように決定されたのか伺います。4、理事長であった町長は、これまで具体的にどのような、旧財団法人で努力をなされ、どのような成果を残したと考えておられたのか、所見を伺います。5、株式会社緑水園の定款を議会には提示されましたけれども、改めて町民に提示を求めます。そして、その内容について説明を求めます。そして、その経営方針、5番目としまして、株式会社の経営計画を十分に町民に説明することを求めます。

次に、住宅リフォーム助成制度の実現を求めて質問します。地域の雇用を担い、地域経済を支える中小企業、業者の経営が危機に瀕しています。鳥取県内では98%以上が中小企業であり、ここで働く雇用が98%以上です。デフレ不況克服の決め手は、働く人の賃金を引き上げ、消費を拡大することですが、大企業は266兆円もの内部留保を持っていますが、その0.1%を取り崩すことで1人当たり1万円の賃上げができます。しかし、中小零細企業はため込むどころか、赤字でもう耐えられないという悲鳴の声が上がっています。こうした深刻な状況の中で、町の経済を少しでも元気にするため、経営者の皆さんの声を聞きながら、活性化の施策を何としても実現したいと、私は住宅リフォーム助成制度を提案いたします。これは、これまでも何度かしてまいりましたが、大山町で2年前から導入され、交付金が7,400万円の額に対し、町内での事業費が7億3,000万円に上る事業が実績としてあったと、私は大山町議会の議員から聞いております。約10倍の経済波及効果が出たこととなります。この制度は住民にも、地元建築関連業者にも、自治体職員にも、地域経済の活性化としても、四方よしの事業として全国的に広がっております。南部町にも制度の創設を求めて、具体的に3点質問いたします。

1、町産木材の補助制度の取り組みと活用状況と施策の効果について実績を伺います。2、住宅リフォーム助成制度は、町内の経済循環に効果があることが全国的にも検証されています。県内でも、岩美町、琴浦町、大山町に続き、日南町でも創設されるように聞いています。制度創設に向けて、効果など調査することを求めます。3、冒頭にも言いましたが、町内の経済状況の深刻さを考えれば、早期の決断も必要です。制度の創設を強く求めて、この場からの質問を終わり

ます。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 植田議員さんの御質問にお答えをしております。

農業後継者対策の本格的な取り組みを求めるといってございまして。まず、現在、町の行っている施策によって、新規就農者は平成16年度以降、累計で何人かという質問でございまして。平成25年2月末現在で7名となっております。

次、農産物の価格保証と所得保証するべきであると、国に制度づくりを求めるべきであると、所見を伺うということでございます。平成22年度から始まった農業者戸別所得補償制度により、今までなかった稲作への所得補償がなされるようになりまして、本町においても、平成24年度には957件の農家を対象に約488ヘクタールの農地が交付対象となり、概算で7,257万7,500円の交付額となっております。本制度では各農家の作付面積のうち、一律10アール分は自家消費用として控除されますので、それを勘案すると、南部町の水稲作付面積601ヘクタールのうち、約96%の水稲作付面積で交付を受けておりますので、水稲と基幹農作物とする本町においては、営農継続に大きな成果があると考えているところであります。また、野菜や畜産の分野についても、市場価格が下落した場合に、その差額分に補給金を出し、経営安定を図る制度がございまして。果樹についても、新植や改植を行った際の未収益期間の所得補償を行う制度があり、農業経営の安定化につながっております。今後もこれらの施策を継続して実施していくことが農業経営の安定化のためにも重要でありますので、町といたしましても、国に制度、施策を継続して実施、行うよう要望してまいり所存でございます。

次に、新規就農者の支援施策に、町単独の上乗せで3年間毎月15万円の保障制度を求めるとともに、国に制度づくりを求める所見を伺うということでございます。現在、県の補助制度と国の補助制度による支援制度がございまして。平成22年度から始まっております県の補助制度による就農応援交付金ですが、就農1年目に月10万円、2年目に月6万5,000円、3年目に月4万円という交付金を就農3年目まで交付を受けることができ、就農初期の運転資金や基盤整備費などに活用できる交付金でございます。現在もこの交付金はございまして、平成24年度から国の新たな制度として、青年の就農促進と就農後の定着を図るため、就農前の研修期間において最大2年間、また就農後の最大5年間、年間150万円の給付金を給付する青年就農給付金が設立されております。当給付金は、さきに設立されている県の就農応援交付金とは重複して補助を受けることはできませんが、支援金額の高い国の青年就農給付金の給付要件を満たす方については、県の補助制度ではなく、国の補助制度による支援をしております。

新規就農者については、それぞれ就農されたときの条件が違うために、給付要件を満たすかどうか個別に確認を行い、これまでの新規就農者7名のうち、本年度、青年就農給付金の対象となった方は1名でございます。

南部町では国と県の新規就農、後継者支援の制度を活用し、実施者の状況と今後の営農形態を把握して、事業を選択し、実施しております。個人の掲げた計画、目標を達成する一つの手段として、事業、制度を活用していただき、十分支援したいと考えています。先ほど述べましたとおり、国や県の制度、体制についてもかなり拡充されておりますので、当面は町独自の助成制度については考えておりません。御理解をお願いしたいと思います。

次に、平成25年度末までに人・農地プランをつくる計画でございます。

まず、この人・農地プランは、高齢化や後継者問題、農地の受け手の問題など、地域が抱える人と農地の問題について、地域での話し合いにより解決を図るためのものでありまして、その解決策を具体化したものがこの人・農地プランでございます。

この人・農地プランの中では、平成28年度までの5年間を見据えて、新規就農者も含めた今後の担い手はだれなのか、またその担い手に農地を出すのはだれなのかを具体的にプランに記載していくことで、農地の出し手は経営転換協力金を、その農地を受ける担い手は規模拡大加算の支援を、新規就農者は前述の青年就農給付金を受けることができるようになります。この人・農地プランでは、平成25年度末までに町単位でプランを作成した場合に、今後、平成28年度までプランに記載された出し手や受け手、新規就農者に支援を行うことができるようになるわけがあります。

本町においては、昨年12月に、10月末までに地域で合意がなされた農地の出し手と受け手、新規就農者を記載した第1回の人・農地プランを町や県、JA、農業委員会などの関係機関と農業者の代表で構成する人・農地プラン検討会で審議を行い、同月に第1回人・農地プランとして策定を行っております。また、その策定状況についての報告を農政審議会や農業再生協議会の中でも報告を行い、関係機関で情報共有を図っております。今後は、地域から支援を受ける新たな該当者や新規就農者が出てきた場合にプランの追加変更を行うことで支援の対象とすることができます。

町としましては、本プランの推進及びそのための地域での話し合いを契機に、新規就農者や地域での新たな担い手、農地の受け皿となる集落営農組織などの発足を促していけるように、営農意向アンケートなどを活用しながら推進を図っていきたいと考えております。

次に、振興協議会経由の農業政策はやめるべきではないかということでございます。

町では、農業政策を進める中で、農業を通じて地域が活性化することを目的としてさまざまな事業を展開しております。地域活性化のためには農業所得の確保が重要であることから、大規模農家はもちろん、小規模の農家でも支援する必要があると考えておまして、汗かく農業者支援事業などの事業を活用し、支援をしているところでございます。

また同時に、所得向上の観点からは、特産品化して高く販売することも重要になります。そのためには一定の規模で安定供給することと、特産品化の取り組みをやる気を持って推進する組織が必要となります。それには集落でも任意団体でも振興協議会でも構いません。重要となるのは、このやる気を持って推進する組織がどこなのかということであります。そして、このようなやる気のある組織を支援していくことが町の責務と考えております。そのために、町では集落や振興協議会も支援できるように、地域奨励作物支援事業などを活用しながら支援体制を整えているところであります。中でも振興協議会という単位で特産品化に取り組むことによるメリットは、地域づくり部会などを通じて、より地域に根づいた推進を着実に図ることができるところでございます。また、できた特産品は販売につなげねばなりません。そのための販売促進活動などで同じ目的に向かって頑張ることで、より地域の団結強化も図られ、活力へとつながっていきます。

その成果の一つが、南さいはく地域振興協議会のウドの取り組みでございます。ウド特産品化の取り組みでは、協議会が推進することでこの数年間で作付面積は1ヘクタールまで拡大されております。また、山菜加工組合と連携し、販売につながっており、山菜加工組合側としても安定した地元産のウドの供給元の確保という面で経営安定化につながっております。これらの取り組みは、今後の特産品化のモデル事例として重要な位置づけでございます。町としましてはこのようなやる気のある組織への支援を今後ともしていきたいと考えております。

次に、TPP断固反対で、国に届けるべきであるということでございます。

TPP交渉参加に当たっては、聖域なき関税撤廃が参加の前提でなくなったとの見解が示されたとはいえ、参加の表明には今なお議論が不十分であり、すべての参加国からの承認が得られているわけではございません。仮に交渉参加が確定しても、関税その他の項目の具体的な取り扱いは、実際に交渉に入ってから協議にゆだねられることとなります。これまでの経過から、交渉が秘密主義のもと行われることが明らかである以上、事前に十分な情報提供を行うことと、それに基づく幅広い分野での議論が行われることが参加への判断を行う上で求められるものだと思います。

政府は、農業輸出拡大、競争力強化など、攻めの農政を標榜しているとのことであります。しかしながら、現在、我が国農業、とりわけ本町のような中山間地域を取り巻く諸条件を考えれば、

地域農業の基盤の強化、持続可能な農業者を育成といった施策の実施や、地域の経済、雇用、社会を守っていく体制づくりがいまだ不十分な中、関税撤廃、輸入全面自由化などが先行すれば、悲惨な結果が待っていると言えます。地域の経済、社会にとって農業が果たす役割を考えなければなりません。TPP交渉参加への判断を行う上で、いかにして農業、農村を守っていくのかという視点は欠かせないものであると考えます。TPPについては、これまでも全国町村会での決議を通じ、反対の意見を表明していますが、多くの懸念が示される中、我が国における国民的な議論とその前提となる十分な情報の提供がない中で、TPP交渉参加への拙速な判断を行うことは大きな疑問であります。そのような状況で、国民に結論が押しつけられる懸念が残る秘密交渉に臨むことは厳に慎まれるよう、改めて全国町村会を通じて要請していきたいと考えます。

次に、地域振興会を株式会社としたことの経過説明ということでございます。

1点目の財団法人南部町地域振興会の事業を継承する法人を株式会社とした理由についてお答えします。議員御承知のとおり、これまで財団法人は民法の規定に基づき、主務官庁の許可により法人格の付与がなされておりましたが、平成20年12月に公益法人制度改革三法が施行されて、従来の財団法人は特例財団法人として平成25年11月末までに公益財団法人、一般財団法人、その他の法人形態に移行しない場合、自動的に解散となることとなったために、財団法人南部町地域振興会としても法人の形態を変更する必要が生じました。新たな法人の形態としては、今回決定した株式会社という形態のほかに、公益財団法人、一般財団法人という形態についても個別に検討してまいりました。

まず、公益財団法人ですが、この法人は公益事業を実施することが主たる目的であることが求められておるわけでありまして、全体の事業費の2分の1以上の比率の公益事業を実施することが求められます。御存じのとおり、財団法人南部町地域振興会が行ってきた業務は、宿泊業、飲食業、物販業などが主たる業務でありまして、公益財団法人の認可基準が求める要件には合致しません。いわゆる2分の1以上の公益支出ということに合致しないということであります。

次に、一般財団法人ですが、この法人は公益財団法人とは異なりまして、公益事業のほか、さまざまな事業を実施することができますが、実施した事業で得た収益を分配することができません。緑水園の運営については、町だけではなく、町民の皆様や町内企業にも経営に参画していただき、町と町民などが一体となって緑水園を発展させることで、緑水湖周辺地域の活性化を図っていく方策を検討しておりますが、このような仕組みは利益の分配ができない一般財団法人は適さず、株主として町民、町内企業に経営に参画ができる株式会社という形態が適しているのではないかと考えたわけでありまして。以上のことから、財団法人南部町地域振興会の事業を継承する

法人の形態は、株式会社とすることを決定いたしました。

2点目の行政庁である鳥取県は公益性の判断基準をどのように説明したかという御質問ですが、鳥取県においては、鳥取県公益認定等審議会が議員のおっしゃる公益性判断をする民間有識者による委員会として設置されております。しかし、南部町の地域振興会は、株式会社という形態に組織を変更することとしたために、その過程において、鳥取県公益認定等審議会の審議を受けることを要しません。したがって、これに関する具体的な説明もありませんし、それに関する公文書なども存在しません。

3点目の役員の人選についてですが、本年1月に出資者である町が、現財団法人の役員を参考に新役員候補者を人選し、該当の候補者の皆様に役員就任についての依頼を行いました。役員候補者の皆様には、役員に就任に当たり御同意をいただき、2月1日に設立登記を行ったところであります。就任いただいた株式会社緑水園の役員は、代表取締役、足立喜義氏、取締役副社長、藤友裕美氏、専務取締役、景山浩氏、取締役、田辺元史氏、監事、遠藤賢二氏、梅原克子氏であります。

4点目の理事長の努力と成果についてということでございますけれども、地域振興会は昭和57年に発足し、30年余りの長い間、緑水園を中核施設とする南さいはく自然休養村を運営してまいりました。南さいはく自然休養村は、緑水湖周辺を訪れる観光客の憩いの場として、地域住民の会合の場として、またレークサイドアリーナや近隣のカントリーパークなどの運動施設を利用する学生を中心とした団体の合宿施設として多くの方に利用されており、その認知度は町内はもとより、県内外にも知られる存在となる一方、町民の方に雇用を提供する重要な役割を担っており、上長田地域を中心として南部町全体の発展に大きく寄与してまいりました。また、地域振興会は、竹林の荒廃が問題となる中、竹を利用した新しい食材である竹するめを開発し、多くの方から好評を得ておりますし、新たに稼働したイノシシ解体処理施設を使用して地域の有害鳥獣のイノシシを新しい商品として販売するなど、新たに南部町を代表する商品開発を行ってまいりました。これらの成果は、賀祥ダム周辺を安らぎと憩いの場として整備し、多くの方が集うことで、山村地域のより一層の発展と町の活性化を図るという旧西伯町の磯田俊二町長を初めとする諸先輩方の強い思いを受け継ぎ、地域振興会の理事、職員の皆様に御尽力いただいたことによるものであると認識をしております。

次に、5点目の株式会社の定款の開示でございます。会社法第31条第2項の規定によると、株式会社の定款の閲覧ができる者は、株式会社成立後は株主または債権者とされており、原則、それら以外の者が自由に閲覧できるものではないと解されております。株式会社緑水園は、町が

全額出資して設立した株式会社ですので、町民は間接的な株主であるとも判断できますが、会社法に規定する直接の株主ではありませんので、残念ながら同法に基づく閲覧の請求権はないものと解されます。また、株式会社緑水園が設立された現在において、定款の取り扱いの権限は同社にあるために、たとえ町が全額出資した株主であっても、町が一方的に定款を開示するという判断を行うことはできません。しかしながら、株式会社緑水園が自社の定款を任意的に広く公開することについてまで会社法が規制するものではありませんので、同社の御判断により定款を開示することは可能であると考えます。町としましては、町が出資した法人であり、株式会社の基本事項を定めた定款が広く町民の方に公開されることが望ましいと考えておりますので、定款を公開されるように同社にお願いをしていきたいと考えております。

6点目の株式会社緑水園の経営計画についてですが、これまで財団法人という形態で運営してきたわけですが、利益を追求することが主たる目的である株式会社となったことに伴い、町長を初めとする町職員が役員として直接経営する仕組みを改めました。このことにより、これまでどおり施設、管理運営を維持しつつも、どうすればより多くのお客様に利用していただけるか、お客様に喜んでいただけるかを役職員の皆様が真剣に考え、お一人お一人が緑水園を経営するという意気込みと責任感を持って、これまで以上に御努力いただくことで、緑水園を初めとする南さはいはく自然休養村がより一層地域の方、そして内外から訪れる方に心地よい空間を提供し、ぜひもう一度来たいという場所にしていただくことを望んでおります。皆様が御努力いただいた結果は、山間地域、南部町のより一層の発展に必ず寄与するものと考えております。

なお、個別の事業計画及び収支予算につきましては、株式会社緑水園の方でこれまでの地域振興会の経営実績をもとに、さきに述べました町の要望を踏まえて作成されており、町はその計画を確認し、適正な計画はなされていると認識をしております。

最後に、住宅リフォーム助成制度の創設についてでございます。

最初に、町産材の補助制度でございます。南部町産の木材を活用し住宅を新築または改修した人に対し補助金を交付する南部町産材活用家づくり促進事業を平成23年度から開始しました。この事業は、鳥取県が県産材を活用して住宅を新築及び改築するに当たり助成金を交付する鳥取県環境にやさしい木の住まい助成事業を活用する方のうち、県産材の中でも南部町産の木材を利用される方に対して、県補助金に上乗せして補助金を交付するものでございます。

人が生活の拠点とする家は、単に風雨をしのぐ建物ということにとどまらず、安らぎを与え、また家族との団らんをはぐくむなど、生活を営む上で大変重要なものでございます。南部町の風土で長い期間をかけて育った木を活用して建築する家は、南部町の風土に調和したものとなり、

暮らす土地に根差した居心地のよい家となると考えており、その一助となるよう、本制度を創設したところであります。

事業を開始してから2カ年となりますが、これまで数件の相談はあったものの、現時点において、本補助金を活用する段階までには至らず、実績はございませんでした。しかし、現在、平成25年度事業において、所有する山林から木材を切り出し、住宅の建設を予定しておられる方から活用希望の相談を受けておりまして、事業実施に向けた支援を行っているところでございます。

南部町産木材を活用することは、山林が整備され、森林が持つさまざまな機能の維持向上が図られるとともに、新たな雇用の創出も期待されると考えます。木材の地産地消により、家を建てることの魅力、すばらしさを多くの人に知っていただけるよう努め、町産木材の活用の増加を図っていきたいと考えております。

住宅リフォーム制度でございます。住宅リフォーム制度については、これまでもたびたび御質問いただき、昨年の9月議会では雑賀議員からも御質問いただいております、その都度お答えしているところですが、改めてお答えをいたします。

住宅リフォーム助成事業を実施されている自治体の事業目的は、地元の中小零細企業の支援と経済の活性化、個人消費の拡大を図るために行われております。これまでも申し上げておりますが、町では同様の目的で南部町産材活用家づくり事業のほか、プレミアム商品券の発行事業、小規模工事等取扱制度を設けて実施してきました。それぞれの実績については、南部町産材活用家づくり事業については残念ながら活用がございませんが、プレミアム商品券の発行事業については、今年度の予定額5,500万円を販売して大変好評をいただいているところです。また、小規模工事等取扱制度については、昨年度は15件、204万4,000円となっており、今年度については12件、276万6,000円となっております。

プレミアム商品券について申し上げますと、住宅リフォーム制度を実施している市町村にあっては現在発行されておませんが、南部町は平成21年度より継続して発行しております。また、平成23年度における商品券の使用状況について、業種別の額を見ますと、全体15.4%、776万4,000円が建設業で使用されておりますので、本町においてはこの制度の中で他の市町村が行っている住宅リフォーム事業と同等な事業が実施されていると考えているところです。いずれの施策についても幅広い対象で事業者、個人を支援し、地元の経済活性化の支援に役立っているものと思っております。

県内の状況を見ますと、25年度について、鳥取市、大山町、岩美町については事業の継続をされると聞いておりますけれども、琴浦町については本年度をもって事業を完了されると聞いて

おります。また、日南町につきましては、25年度から制度の創設を予定されているということであり、一般的に事業費の10%から15%程度を補助額としてることから、補助額の10倍程度の事業が実施されると考えられます。

効果について調査を求めるとのことではありますが、地域経済における波及効果については、効果があると思っておりますので、特に調査をすることは考えておりません。しかしながら、9月議会で申し上げましたように、このような施策をするに当たっては、一時的なものではなくて、住宅団地構想などとともに若者定住化や人口増加対策、地域コミュニティの活性化などとあわせて行うことがより効果が上がるのではないかと考えておりまして、今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） それでは、再質問をいたします。

まず、農業後継者対策を本格的にという質問で一番最初にお話をいたしますが、新規就農者が平成16年以後7名という状況です。私は、平均年齢が66.1歳というのは、この後継者問題は待ったなしだと、そういう認識をしなければ物事が始まらないと思うんですけども、その後、制度の拡充をするためにも、この後継者を年次的に新規就農をしてもらおうという強い決意がなければ、後の話がつながっていかないので、町長のそのあたりの認識をまず伺います。

○議長（青砥日出夫君） 産業課長、仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） 産業課長でございます。農業の抱えております課題というのは、議員申されましたように、後継者の問題、高齢化、遊休農地と非常に課題が山積をしているわけでございます。特に、後継者の問題ということは、その中でも非常に大きな課題ではないかというふうに思っております。そういった意味合いを持ちまして、南部町におきましては、次世代の南部町の農業を担っていただけるような高齢者、こういった方々をどんどんどんどん農業の方に参入をしていただきたいと、そういう思いがございます。

先般、「新農業人」新春のつどいという、新たに農業をこれから始めてみようというそういう思いを持っておられます方、また現段階で農業に取り組んでいらっしゃる若者、そういった方々にお声がけをいたしまして、14名お集まりをいただいて、自分の農業に対する思いとか悩みとか夢、そういったものを語っていただきました。非常に内容の濃い、SANチャンネルでも放映になりましたので、皆様もごらんいただけたのではないかというふうに思っております。そういった中で、個人的な思いだったんですが、その14名の方々が非常に輝いていらっしゃるという

ますか、大変心強く思いました。とはいいいながらも、14名の皆さんを中心に、実際には24名の方にお声がけをしたんですけれども、14名の方がお集まりいただいたと。こういった集いはこれからも続けていきたいと思えますし、そういった担い手をどんだん町といたしましても新たに見つけ出して、南部町農業のそういった幹といいますか、そういったものになっていただきたいというふうに思っております。

そういった意味合いも持ちまして、町といたしましても、国、県事業等々活用いたしまして、こういった方々を全面的に支援をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 町長からはないですか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。今、産業課長がお答えしたとおりだと思います。相当強い決意でこの後継者問題を支援をしていく、そういう施策がなければ南部町の農業はなかなか語れないと、あなたのおっしゃるとおりだろうというように思うわけです。

私も実は後継者を目される方に少し話したわけですが、結局、今、稲作転換の農業をやっておられますけれども、果樹の方にどうでしょうかと、こういう話なんですけれども、果樹は果樹でまた後継者がおらんで困っておられるわけですが、そういうお話をしまして、所得は田んぼで何かつくっているよりも、畑作経営するよりも上がるということで離れたわけですが、結局、お金のことはなかったですね。その青年のおっしゃるのには、お金のことよりもやっぱり好き嫌いというものもあるというように感じました。ですから、一口に農業後継者と言っても、さまざまな対応があるわけでありまして、なかなかこれは一筋縄ではいかなという思いが私の中にあるわけです。

それともう一つは、例えば法人にお勤めをして給与という形で月々所得を得る、収入を得るという形を望む。自分がその主宰者になって、農業経営を主宰して、所得をもっと上げてやろうというような、どうもそういう気持ちではないと。どちらかという、給料取りですね、給料取りになるようなことをどうも若い人は望んでおられるのではないかと感じました。これは若い人と話したときの印象であります。リスクを負って、技術を身につけて、自然を相手に農業の後継者として自分は頑張っていくんだという絵にかいたような理想的な青年にはなかなか出会わんということでもあります。最近の若い人の思いというのは、どうもその辺にあるのではないかと感じているわけです。

これは今、団塊の世代の方が、大量に第一線から退職をされて地域におられるわけです。現在

の南部町の農業は、そういう方々を中心に私はつながれているというように思っております。この団塊の世代の方があと10年ちょっとすれば75歳、後期高齢者になられるわけでありまして。この10年間でやっぱり一つ、勝負どころだというように思います。この期間に何とか農地の集約化を図り、農業で飯が食っていけるような農業にしていかないと、次、なかなか難しいのではないかと思っております。

現在、そういう状況の認識、そしてまた若い人のお気持ちに触れたときの印象を申し上げて、必要性は十分認めますけれども、なかなか思うようにならない、難しい課題だということをお願いして答弁いたします。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 大体、町長の考えておられることが少しわかってきましたけれども、私はちょっと違うんですよ、町長の考えておられることが。というのは、農業のやりがいを感じて、しっかり生きがいとして感じて、やりたいけれども生活できないからなかなか踏み切ることができない、本格的に踏み切れない、そういう人たちは私は何人か知っておりまして、そういう人たちに働きかけて、農業で頑張る、町も後押しするから支えてくれと、この地域を守ってくれという応援施策が何としても必要だというふうに、私は町長の答弁を聞いて逆に強く思いました。

2番目の質問のところで、所得補償、水稲では10アールが自分のところの食糧として残す分で、それを外したところで、10アール当たり1万5,000円、水稲では価格保障がありますね。それを今の流通してる米の値段で再生産しようと思ったら、ほとんど利益が出ないと、私は自分が少しの農業やってきて実感なんですけれども、実態はどのように思っておられますか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。実態はどのように思っているかということですが、思ふところの話ではなくて、私も農業やっておりますので大赤字でございますから、おっしゃるとおりだと思います。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） ですから、私は、町長で水稲で10アール当たり1万5,000円の今の制度を継続するように国には求めるという答弁は不十分だと思うんですよ。もっと価格保障、そして、最終的には所得補償もできて、農家を育てるということをもっと強く国に迫っていただきたいというのを再度言って、次の新規就農者の支援施策について、県と国の制度があるのは私も調べましたけれども、年間150万が最大ですかね。私が言ってるのは、一月当たり15万で3年間、1年間で180万という制度を。150万ですから30万なんです、上乘せが。

そうすると、私は町がそれだけ応援することで、本当に勇気を持って農業に来て、今いろいろ就職難がありますね、農業も新規雇用の場としてやってもらうということを考えれば、私はそういう応援施策が今、求められていると思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 産業課長、仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） 産業課長でございます。今年度から植田議員申されました青年就農給付金、いわゆる年間150万というものが給付をされるという制度が導入されました。これまでは県の就農応援交付金ということで、初年度が10万円、次年度が6万5,000円、3年度が4万円という制度がございました。これにつきましては、就農初期の経営安定のためという趣旨にのっとっての制度でございましたが、このほかに、就農条件整備事業、これも新規就農者を対象にした事業でございます。新規就農者を対象にして機械の導入、こういったものについて支援をしていくという、そういった制度もあります。確かに初期の経営安定のための給付金という、こういったものも応援の一つとして非常に大事なものだというふうには認識はいたしておりますが、違った側面といいますか、そういった機械の導入、こういったものについても支援施策がございますので、あわせ持って新規就農の方を応援しているというふうには認識をいたしております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） そういう制度はずっとありますね。あって、今求められてるのは、何ていいますか、町が本気を見せるっていうか、国の制度がありますよと紹介してやるだけでは町の本気が見えないじゃないですか。そのところを私はやって、一人でもそういう人が出てくると、私は次から次からというか、そういう状況もないわけじゃないような気がしとるんですけども、検討をするということは町長の口からは出てきませんか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。大いに検討すればいいというように思っております。

私は、植田議員と若干違うと思うところがあります。それは、やってみないとわからんと思えますけれども、農業、非常に難しいわけですよ。まず、自然相手だということがあります。技術がないとできん。それから、農地の集積がある程度必要です。さらに、手でやるわけいきませんから機械化をする。機械化をすれば物すごい資本がかかるわけですね。

それで、今まで旧西伯町時代に都市から帰って農業を志してやられた方があります。支援が足りなかったと言えればそれまでだかもわかりませんが、現在はやめて、企業にお勤めになっております。結局、よほどの覚悟が本人にもないと、傷つけてしまうんですよ。借金を負わせて、

大きな負債を負って。ですから、役場がやる気はもちろんなければいけないと思います、応援をする必要がある。しかし、それよりも一番大事なことは、本人がどれだけ農業でやっていく、そういう気持ちをやっぱり持たれんといけんと思う。それ、役場がやれって言ったけんするだとか、そんな話ではないわけでありませう。これは失敗するもどです。それから、大きなことを思いついて失敗したら、それこそ責任問題になるというように私は思うわけです。前例もありますので、慎重になっているわけです。ただ、一生懸命やるけん応援してごせっていう人には、しっかり応援すればいいのではないかと、そのように考えているところだす。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 私は、新規就農を考ふる人は、あだやおろかで町が補助金をたかだか30万、年間だすね、余計つけたから、やってみていけんだったけんやめたわと、こういう話には、そんな生易しい考ふるで農業に立ち向かうことはないと思つています。町がその補助金をつけたことによつて決意を傷つけるとか、そういうことにはならないと私は思つておりますので、私は新規就農者の決意を応援する施策を求めて、次の質問に行きますが、地域振興協議会を経由する農業の、ウドの例でおっしゃいましただすけども、特産品のだ、私はこの前の地域振興協議会の会長さんとの会合の中で聞いたんだすけども、ウドをつくつておられるのは、結局、協議会とはいいいながら個人だというお話を聞いたんだすよ、個々人がやつておられると。だすから、わざわざ直接、特産品をつくるなら、その農家に直接、奨励作物としての補助をするのが適当ではないかと思つたんだすけども、いかがだしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 産業課長、仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） 産業課長でございます。南さいはくのウドでございますが、地域づくり部会を中心に皆さんが頑張つて作付の方をなされ、約1ヘクタまで拡大をしまつてまいりました。この間、地域づくり部会あるいはふれあい部会、食生活改善推進員さん、そういう方々が一緒にタイアップしまつて、ウドの試食会といひますか、新たな試作品、こういうことを検討されて、ウドのおいしい食べ方とかそういう取り組みもなまつてまいりました。個人で取り組んでいらっしやるということだすけども、南さいはく地域振興協議会のホームページ等見ますと、ウドの圃場等で汗をお流しになつていらっしやる地域の皆さん方の写真もアップしていらっしやる。

このウドづくり、特産品ということだすみんなが気持ちを一つにして、南さいはくの特産品になりました。こういう一人の、個人の発想というもの、これも特産品をつくつていく上では大切な一つかと思つますが、みんなの話題の中、夢、そういう中に特産品につながる何かやっぱ

りあるんじゃないかというふうに思っております。そういった意味においても、やはり地域の窓口、また地域の方々の集いの場であります地域振興協議会、ここを中心にして、7つの振興協議会でそれぞれのウドに続く特産品の開発と申しますか、そういったものに取り組んでいただきたいという思いを強く持っておるものでございます。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 自主的にやられていることに問題は差し挟みませんが、お金の流れとして、特産品を奨励するのであれば、やっている主体に補助をするというのが補助のあり方だというふうに私は思っております。

それから、次のTPP断固反対の意思ということにつきましては、全国町村会を通じて、何ていいますか、反対の意思表示をするということで確認していいと思っておりますけれども、ここにちょっとだけ紹介をいたしますが、これは2月の23日のJA全中の会長の声明が出されておりました、21日、日米首脳会談を前にしたTPP交渉参加断固阻止に属する萬歳章JA会長声明です。会長声明は、環太平洋連携協定、TPPについて、聖域なき関税撤廃を前提にしているだけでなく、国民の命と健康を守る医療制度や食の安全・安心基準の改悪を余儀なくされ、外国企業が国を訴えるISD条項が導入される危険を指摘、これらをTPP交渉参加反対の条件とした6項目の公約を守ることを求めています。安倍首相が農業が国の礎であるとして、農業の持つ多面的機能を守っていかねばいけないと答弁したことに対し、TPP交渉への参加は決して安倍総理の言葉、理念を実現することにはならないとくぎを刺していますとして、こういう報道がありますけれども、情勢は、最終的に安倍首相が、みずから決断するということが最近もう言っておられますので、ちょっと緊迫感を持って意思表示をする必要があると思うんですけども、町長、いかがですか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。このTPP問題については、かねてより私は全国町村会の仲間とともに反対の立場を明らかにいたしておりますし、本議場においてもはっきりとそのように意思表示をいたしておりますので、改めてここでどうかということなんですが、せっかくの機会ですので、いい機会なので、私は町民の皆さんにもこの問題がどういうことで町長は反対してるのかということについて、ちょっと触れておきたいというように思うわけです。

これは、いわゆる関税なき貿易のルールづくりということでありまして、現在、700%以上ですか、関税がかかって、米の安い外米の輸入が非常にできにくくなっている。その結果、日本の農業、お米を守っているという実態があるわけですが、こういうものが取っ払われますと、聖

域なきということになっておりますので、取っ払われますと、正直申し上げて、南部町でお米を
どどんつくって外国産米と勝負して売っていくというような気力も何もなくなっていくのでは
ないかと心配しております。現在、大体1万5,000円ぐらいですか、60キロで1万五、六
千円はして、不足は言いながらも辛うじて生産をしていただいております。そういうことを通
じて、この南部町の環境も守られているわけですが、これが例えば3,000円や4,0
00円が入ってくれば、外国から、そしてしかもおいしいということになれば、消費者はきっと
日本のお米よりも安い、安くておいしいカリフォルニア米ですか、そういうものに流れていくの
ではないかという心配もしているわけです。本当は安くておいしいものが安全に確実に確保でき
れば、それはそれでまた結構なことかも知れませんが、消費者にとってはいいことかも知
れませんが、いわゆる食糧というのは安全保障の一環でありまして、ここを放棄する
わけにはいかんというのが私の思いであるわけです。

それと、農業だけに特化したようなことで、農業と輸出との戦いみたいなような報道もなされ
ておりますけれども、そればかりではなくて、あらゆる分野、24分野あるそうでございますけ
れども、このあらゆる分野において規制改革、開放ですね、開放をしていくという、グローバル
経済に合わせていくと。もっと恐れずに言ってしまえば、アメリカの経済のルールの中に日本の
ルールを合わせていくということだろうというぐあいを受けております。

具体的に言いますと、医療、病院などの株式会社の参入、それからジェネリックの医薬品を使
わない、使わせないというようなこと。それから、例えばアメリカで開発された医薬品を日本で使
っていくには、一定の検証が必要だというような今、法律になっておるそうですが、そういう
ものも撤廃する。それから、いわゆる外資の農業参入、いわゆる外国の株式が日本の農地を持っ
てやることができるというような道も開かれてくると、これは農地法で厳しく制限されておるわ
けですが、そういう制限をどんどん取っ払わんと、TPP参加ということにはならないと
いうぐあいに私は聞いているわけです。これを、いや、それは都合が悪いということをやります
と、ISD条項とかいう条項があって、外国の資本が直接この日本の政府を訴えることができる
ということだそうでございます。これは憲法76条に司法または最高裁、司法は最高裁及び下級
裁判所に属するという規定があるわけですが、これに抵触するのではないかと言う人もご
ざいます。いわゆる外国人投資家が企業か、または国家を訴訟することを可能にする制度であり
まして、日本の裁判所ではそれを裁かんわけです。こういう危険な条項が盛り込まれているとい
うことで指摘をしておられます。現にこの条項を使ってアメリカ政府が、カナダ政府がガソリン
にちょっと害のあるような混合物を規制したところ、訴えられて、このTPP協定の中でカナダ

政府が賠償金を払ったというようなことも報じられております。

したがって、私も余り知識がないわけですがけれども、そういう話を聞くだけでも、これ大変なことになると、日本を取り戻すというようなことを安倍総理はおっしゃったわけですがけれども、日本がどんどん失われていくのではないかとというような心配をしているわけです。そういうさまざまな規制をかけて、国内の産業を守って、育成をして、安全を確保しながら日本の行政は進められてきているわけですし、これを一挙にTPP交渉のもとで御破算で願いましてはみたいなことをしますと、私はもう大混乱が起きるのではないかと、このように思って、よほど慎重にやっていたかんといけんということでもあります。やるなら、ちゃんとこれについてはこうしたい、こうするというようなことを聞かせてほしいと思っております。すべてを申し上げることはできませんけれども、そういうそのことが懸念材料であるわけですし、町長としてはええですよ、やりましょうというようなことに簡単にはならんというのが気持ちであります。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 次に、株式会社緑水園について質問します。

役員の人選について、町長は、発起人が町であり、まず発起人が町ということなんですけれども、これまで取締役の人選については何の説明もなかったんですよね。初日の全協じゃなくて議案説明の中で初めて定款が出されて、そこで取締役がわかったんです。私が言いたいのは、町としての団体意思の決定は議会なんだと私は思ってるんですけど、こういう人選ができるのかという疑問なんですけれども。

○議長（青砥日出夫君） 産業課長、仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） 産業課長でございます。発起人は町ということでございまして、これにつきましては、株式会社緑水園を設立するになりまして、先ほど町長の答弁にもありましたように公益財団改革の法の改定によることがこのたびの設立の発端といたしますか、経緯であったわけですが、株式会社になる経緯につきましては町長答弁でございました。それによりまして、会社を設立をするに当たりまして会社法の第38条に発起人という言葉が出てまいります。その発起人によりまして新たに株式会社を設置するということが法の規定になっております。あくまでも発起人については町であるという、そういった認識から発起人設立という運びになったというふうに認識をいたしております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） ですから、町が発起人というんですけども、その町が発起人、南部町ですけども、その発起人の団体意思を決定するのは議会じゃないんでしょうかということな

んで、再度。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。いわゆる会社法でそのような規定になっておりまして、発起人である町、町を代表する町長が人事を行ったと、発起人として役員を決定したということで何らおかしくはないと思います。最初のお金を出すことについてはこれは議会の議決が必要でありまして、議会の議決をお願いして、団体意思の確認をして進めているわけでありまして、それから、申し上げておきたいと思っておりますけれども、この決定については現場で職員もおりまして、やっぱり全く新しい人に役員になっていただくといろいろ不安もあるのではないかと、このように考えました。私としては今までの地域振興会で役員としてお世話になっていた皆さんにそのままお世話になるという選択をさせていただきました。相談せんで悪かったかもわかりませんが、そういう事情でございますので、従来の役員さんがそのまま株式会社の役員さんになっていただいたと。

ただ、私や、従来は副町長が入っておる、あるいは議長さんが役職で役員になっておられる。それから、議会の方からも出ていただいておりますけれども、株式会社といういわゆる利益を追求する団体に衣がえをしたわけですから、そういう町長や副町長、あるいは議長、議会の議員さん、そういう皆さん方がそこにいけば、公益的な立場でありますから、いささかこの団体の目的とするところと違うのではないかと、このように考えまして、私どもはそういうところに役員として名を連ねるといことは控えたわけでございます。御理解をいただきたいと思っております。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） やっぱり幾ら町長として人事したということですが、私は南部町が100%株式を持って、言ってみれば議員は株主総会みたいなものではないでしょうか。私はそういうふうと思うんですけども、代議権を与えられてますからそこに説明もなくこういう人事がされたというのは問題だと私は思いますけれども、そういう認識はないですか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。職員の方から説明をいただきまして、会社法にのって何ら問題はないということございまして、そのように進めてまいりました。もし問題があればこれは訂正しなければいけませんけれども、そのように聞いて事務を進めてまいったわけでございます。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 今回の株式会社になるに当たりまして定款を読みますと、報酬も

規定されていますけれども、具体的に報酬は取締役会では決定されましたか。

○議長（青砥日出夫君） 産業課長、仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） 産業課長でございます。現時点で私が認識いたしておりますのは、取締役会におきまして報酬の決定はまだなされていないんじゃないかというふうに思っております。今後の取締役会において報酬の決定がなされるものというふうに認識をいたしております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 先ほど町長はこれまでの町の町長である坂本さんや議員の身分の方は名を連ねない方が適当だということなんですけれども、実際にはいらっしゃる方がありますね、取締役。違いますか、いらっしゃいますよね。問題ないですか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。私はそういう方針で臨んだということでございまして、全部それでいかなければいけないというぐあいには考えておりません。その方については、長年役職にあって非常に手腕を発揮していただいております。正直申し上げて、地域振興会が今日まで大赤字にならずにやってこれたのはその方のおかげだと思っております。その方抜きで新しい株式会社がどんどんどんどん発展していくというようなことはなかなか考えられません。したがって、さっきも言いましたように従来からやっていた人をお世話になったというまず基本、それから町長や議会の代表の方は外れたということですが、一部そういう方も残っておりますが、これはその方にやめていただいたら成り立たんということがあって、これは御無理に私の方からお願いをして継続してお務めいただくようにしたということでございます。よろしく願いします。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 私、経営的にはどうかかわからないですけれども、法律的にその辺が、営利を目的とするところと法的に問題が生じないかということ懸念しているから質問してるんですが、そういう検討はされましたか。

○議長（青砥日出夫君） 産業課長、仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） 産業課長でございます。形態が財団法人地域振興会から株式会社緑水園に変わったわけですが、経営内容等につきまして大幅に内容が変わったというものではございません。地域振興会の理事等を務めていただいた方々に先ほど町長が申しましたように新会社の役員に参画をしていただいたということでございます。法律的に抵触をするものでな

いというふうに認識をいたしております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 今後の方針ですけれども、町としては健全な経営の見通しがあるというふうに説明はされたんですけども、町民にわかるようにもう少し内容のわかるような説明をしていただければと思います。

○議長（青砥日出夫君） 産業課長、仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） 産業課長でございます。このたび株式会社の指定管理を申請をされるに当たりまして、町といたしまして決算状況等、確認をさせていただきました。会社を設立する際につきましては、設立時赤字というのが、これは世間一般に設立する際はどうしても赤字が生ずるといような状況だそうでございます。とはいえ、今後に向けて黒字経営をしていただくということが大きな目標でもあるわけでございます。こちらの方で見させていただきましたものと昨年の損益計算書を確認いたしますと、23年度決算では黒字経営であります。そういった経営の手法をそのままさらに拡大をしていただいて、どんどんどんどん黒字の経営を進めていただきたいというふうに認識をいたしております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 今後の経営を本当に見守りながら発展されることを応援もしなければいけないと思っておりますが、次の質問に参ります。

○議長（青砥日出夫君） 植田議員、そろそろまとめてください。

○議員（5番 植田 均君） はい、済みません。

住宅リフォーム助成制度の経済効果を町長は認められましたね、10倍の経済効果があると。今後、何といいますか、他の施策、定住施策等の組み合わせで考えてもみたいということだったので、私はなるだけ早く補正でも組んでいただいて、このたびの臨時元気交付金が8,000万強、国からおることが決まっていますね。これで事業を進めるわけですけれども、その予算を活用して、そんなに大規模な予算、10倍の経済効果を生むことを考えれば、出発はそんなに大きな予算を組まなくても、小さく産んで大きく育てるという発想が大事だと思います。ぜひとも町長の今後の決断を答弁を求めますが、よろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。さっきの答弁でも申し上げましたように約10倍ぐらの事業がなされているのではないかとということで、地域における経済に効果はあるだろうと、このように思っておりますが、今、植田議員がおっしゃった元気交付金ですか、これは起債……

（「わかっています」と呼ぶ者あり）そういう事業じゃないとこれ使えんわけですから。何でもかんでも一緒に話されたってこれは町民が迷われるので、そこは誤解がないようにしていただきたい。

それと、大山町の町長さんに私は聞いてみました。そしたら、庭木の手入れですか、こういうのもええっていうんですね。もちろんそれから障子の張りかえだとかですね。私はそれ聞いてうんざりしました、はっきり言って。庭木の剪定に松なんか立派なもん持っておれば、相当なこれは経費かかりますよ。そういうものにこの交付金も使えるんだそうできて、そこまで町の財政に南部町の場合は余裕がないわけでありまして。したがって、用途をよほど絞っていかんといけんというように思います。そういうことから二の足をちょっと踏んでいるわけですね。さっき答弁しましたように、何か定住政策とひっかけてそういう支援ができないかとかいうようなことを考えてみたいというように思っております。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 何か終わろうと思ったんですけど、元気交付金の話をされたので、私はそれを直接使えるということを言ってるわけじゃなくて、そっちはそっちで使って、もともと当てにしないお金だったわけですから、地方交付税の一部を元気交付金で浮いたところを活用できるということなんです、言いたかったのは。そういうことなんで、ぜひとも早期に施策を実行されることを望みまして、私の質問を終わります。

○議長（青砥日出夫君） これで5番、植田均君の質問を終わります。

○議長（青砥日出夫君） ここで暫時休憩を行います。再開は4時15分です。

午後3時59分休憩

午後4時15分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

続いて、13番、真壁容子君ですが、真壁議員には、南部町議会会議規則第61条、一般質問、第1項、議員は町の一般事務について議長の許可を得て質問することができるとあります。「1、ゆうらくの土地売却を問う」の中で鳥取県の指導監査の件については、現在鳥取県と伯耆の国の間で調整中であり、現時点、この場で執行部が答弁を行うことは不適切と考えます。なぜなら、本件につきましては直接町が監査を行ったものではありません。したがって、同規則、同条に定める一般事務とは認められません。さらに本件については、議会運営委員会においても多くの委

員からの同じ懸念がある旨の発言もあったことを重ねてお伝えします。したがって、本件については一般質問することを許可しません。以上、注意しました。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 真壁です。突然に言われたものですから、先ほど、町の会議規則のどこに該当するとおっしゃったんでしょうかということと、このことが例えば一般質問は町政の全般、町政一般について一般質問できますよね。先ほどの2つ目わかったのは、議長がおっしゃったのは本件は町政の一般事務に該当しないとおっしゃったんですよ。理由はそのことが一つなのかなと思うんですけども、会議規則のどこに該当して、理由は何かっていうことをもう一回述べてください。ゆっくりとね。

○議長（青砥日出夫君） 会議規則の第61条……（「読み上げてください」と呼ぶ者あり）議員は町の一般事務について議長の許可を得て質問することができる。

○議員（13番 真壁 容子君） 議長の許可がないといけないんですね。

○議長（青砥日出夫君） 質問者は、というところです。

○議員（13番 真壁 容子君） それで、そのことによってあなたが、議長が許可しないということですか。

○議長（青砥日出夫君） そのことによってではなく、それもあります。しかしながら、鳥取県の指導監査が入っており、多分インターネットでとられたと思うんですが、今協議中であり、執行部自体がこの時点でそれに関して所見を述べるというのは実質おかしいと。したがって、町の一般事務の部分には当たらないということから、議会運営委員会においても委員からの同じ旨の懸念があったということをお伝えしたわけです。

はい。

○議員（13番 真壁 容子君） 一般質問の時間に入れない、非常に貴重な時間を使ってこういうやりとりをすることが残念でならないのですが、私も住民の負託を受けて選挙で選ばれた議員です。一般質問を本人の責任において通告して、議会運営委員会でも意見はありましたけれども、そのことで一般質問するといって文書になって出てきて配られていて、議会運営委員会で許可されなかったことではありませんでした、意見は出ましたけれどもね。そういうことをしてくる中で、当日になって、質問通告をしているにもかかわらず、この場所で許可しないってことを言われることは議員としての質問をする権限を著しく奪われたとしか思えないんですよ。それで、もし議員の一般質問ができないというのは、本来は例えば町政の一般事務に関しないこと、もしくはその次ですね、議長が議員に対して、あなた、質問してはいけないよっていうふうに許可し

ないってということについては地方自治法等に基づく理由が要ると思うんですよ。私が地方自治法と議会の会議規則を読む限りは、例えば議会の品位を傷つけたり、個人情報等で著しく不適切な発言をした場合にはとめられる可能性ありますが、今の通告の中身の中でそれに該当するようなことがあり得ないってことが一つなんです。それはちょっとのけるってことですね、いいですか。

それのけて、2つ目の一般事務に適用しないということでは、どうして県と町が協議中のことが一般事務に解さないことになるんですか。そんなことを言えば、待ってください、そんなことを言えば、例えば中国電力とメガソーラーも申請中で協議中のことについていえば、言えないかもわからない。補助申請等のことについては言えないかもしれないわけでしょう。そういうことは協議中だからいけないってことで法的には書いてないわけですよ。それがあつたら納得します。例えば、監査をされて、そのことが協議中であつて、質問に適さないということになれば、私、納得するんですよ。そういう項目ないわけなんです。これは少なくとも私だけではなくって町議会のあり方そのものが問われている問題ですから、私は一般事務に該当しないという点についてはことごとく納得しないしております。なぜならば、一つは伯耆の国が指定管理を受けている問題と、出捐金として町が出していることを考えれば、先ほどほかの議員の方々が国立音楽院の質問をしたり緑水園の質問をしたりすることを考えると明瞭ではありませんか、どこが違うんですか。それを考えたら、議長、何らこのことについて質問を許可しないということは法的には裏づけるものではないと思うんですよ。どうですか。

○議長（青砥日出夫君） これは南部町が処理してる事務ではないわけですし、県と伯耆の国の折衝中のことですので、町自体が監査もしてないし、その監査の結果については先ほど真壁議員がここに届けておられるようなことはあつてますけども、その結果についてはまだ協議中で判明してないと。それによって指導が来るわけであつて、そこで中途での議論はおかしいではないかと。

はい。

○議員（13番 真壁 容子君） それは議長、あなたの意見ですよ。例えば、私が質問して質問の責任者が今は答える時期ではないってのであれば、一つは質問したことに答えてほしいから私は質問してるんですけどもね。答弁者が今の状況を述べられて答える時期にないというのであれば、それも可なりかなということですよ。いや、そうでしょう。議長がそれを判断なさるといふのは私はおかしいと思うんですよ。

ちなみに町政全般の問題ではないとおっしゃる、町の一般事務じゃないとおっしゃいますが、

そんなことをいえば、国立音楽院が何名採用するかっていうのは町の一般事務ではなかった。それを答弁してるじゃないですか。じゃないですか。

○議長（青砥日出夫君） これは……。

○議員（13番 真壁 容子君） そういうことを考えたら、今回の場合は町政の一般事務に当たらないということは該当しないんですよ。まして今回、前回の補正予算でも今回の当初予算でも総額1億円近いお金がこの伯耆の国に入るわけですよ。まして、県が情報公開で出しているものについて……。

○議長（青砥日出夫君） だから、その1億何ぼの分については話をしてもらってもいいじゃないですか。

○議員（13番 真壁 容子君） だから、私が言ってるのはゆうらくの土地売却問題を問うという町政の一般事務についての質問ではないですか。

○議長（青砥日出夫君） そこはいいです。

○議員（13番 真壁 容子君） でしょう。その中で仮に町長が……。

○議長（青砥日出夫君） そこをやめろと言ってません。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長かどなたか知りませんが、答える方がね。県とのかかわりで、聞きますよ、できないと言ったら、県が答えるなど言ったのかって聞きますから。伯耆の国が答えるなど言ったのか聞きますから、だから、それはお答えにならないといけないんですが、これは議長、議員の質問権の行使なんですよ。それをとどめることは今の理由をもってもできないんです。

○議長（青砥日出夫君） 静かに。それでは、議運で協議をしていただきます。議運に諮っていただきます。

○議員（13番 真壁 容子君） 仮に議運で協議をいたしましても、ここに書いてある、もう一回読んでください、事務局長が読まれること。議長の権限、議会運営委員会の権限として議会の一般質問等について遮るようなことはできないって書いてありますよ。これがもしなされるようだったら、私はこれは一議員として住民から選ばれて議員としての責任を行使するに当たって、著しく議員としての権利と権限を奪われたという問題なんですよ。そういう意味ではほかに、私もお昼に弁護士等とも相談してきたんですが、もしそのようなことがあれば、私の議員としての言ってみれば生命の一つが断たれることになるわけです。そういうことは断じて議長であってもできないし、この南部町議会においてもそういうような愚行は行ってはならないというふうに思うのです。

今なさるべきことは、通告どおりにこの真壁に質問させることだと思っております。それで、答えることができなければ、そこで答弁者がお考えになったらいいことなんです。どうでしょうか。時間がもったいないですよ。やりましょう。

○議長（青砥日出夫君） いや、時間はいいですけど、そうしますと、議運で諮ってください。
（発言する者あり）

はい。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 議運副委員長として議運を招集したいと思いますので、よろしく
お願いします。

○議長（青砥日出夫君） 暫時休憩します。

午後4時26分休憩

午後4時53分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

あらかじめ時間を延長をいたします。

議会運営副委員長、杉谷早苗君。

○議会運営委員会副委員長（杉谷 早苗君） 議会運営副委員長の杉谷でございます。先ほど議運を開きまして、議運のメンバーの方の御意見を伺いました。真壁議員の一般質問につきまして、さまざまな意見が出ました。それで、その中で、伯耆の国と県との協議中の問題でありますので、そのところ慎重の上に慎重に留意していただいってということを真壁議員に確認をいたしました。以上、報告を終わります。

○議長（青砥日出夫君） 質問許可の前に真壁議員に先ほどの述べましたことを訂正をいたしまして、ゆうらく土地売却中の鳥取県指導監査の件について、現在鳥取県と伯耆の国の間で調整中であり、現時点での執行部の答弁を行うことはなかなか難しいというふうに考えております。なぜなら、本件につきましては町が直接監査を行ったものではなく、したがって同規則、同条に定める町の一般事務とはなかなか認めづらいものがあります。しかしながら、本件について議会運営委員会でも諮っていただきまして、質問を慎重にさせていただくということで、真壁議員の一般質問を許可します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） ただいまより一般質問をいたします。

まず第1点、ゆうらく土地売却問題を問います。平成24年3月議会で議決し、同年6月1日

売買契約を締結し、売却をしたゆうらくの土地ですが、住民から疑問の声が多く出ています。なぜなら、何よりもゆうらくの建物無償譲渡が先にありきの進め方をしてきたことにあると言っても過言ではないのではないのでしょうか。これまで二転三転する答弁で、今なぜ譲渡しないといけなかに答えられていないように考えます。将来の改修費用の負担回避を言いますが、今回の改修費用の町負担でその根拠も消えてきたのではないのでしょうか。町でも法人でもこのような内容をしっかりと論議をした上での取り組みなのか、甚だ疑問に感じているところです。今回情報開示を求めた資料等から町や法人が重要課題をどのように決定してきたのか問い、この売却の不当性を明らかにしたいと考えます。

加えて、住民から不透明に映っている法人運営のあり方について、県の指導監査の実施状況から伯耆の国の運営についての町の所見と責任を問います。

まず1点目、平成24年2月27日、行政財産用途廃止決議書が出ていますが、どのような部署でどう論議され、決定したのでしょうか。

2点目、平成24年5月11日、普通財産譲渡申請書が伯耆の国から出ていますが、その目的である土地の取得による法人の安定経営と自立のための資産運営を説明するに足る資料が出ていないと考えます。町ではどのような協議をして譲渡が必要と考えられたのでしょうか。

平成24年5月16日、普通財産譲渡決議書が出ています。譲渡価格についての不動産鑑定士の評価、契約の方法とその根拠法令のところには何も記載されていませんでした。この件について、契約の方法とその根拠法令をどこに見たのかをお聞きいたします。

次、建物を有償でなく無償譲渡する考えに至る経緯と根拠、地方債の繰り上げ償還の金額と償還年月日を問います。

次、平成24年度社会福祉法人指導監査の実施状況が公開されています。平成24年11月5日、伯耆の国が県の指導監査を受け、18項目にわたり文書指摘事項がなされています。そこには今回の土地取得問題をとっても十分審議されていないことが指摘されていました。

以下の点について町長の所見を求めます。なお、私が読み上げるのは私の私見ではなく、ホームページに公開されてる内容を読み上げます。

第1点目、9項目めとして上げられております定款14条の規定案件であるにかかわらず、これは評議員会の意見を聞くというところですが、評議員会の意見を聞かず、理事会で決定しているものが多数あると指摘されています。23日、9月2日、理事会での役員報酬や土地の新規購入などの重要案件がそれだとなされています。

第2点目、13項目になるのですが、南部町からの土地購入について、評議員会等で議題とし

て明確に審査された形跡がない。このような指摘がなされている点について。

18項目め、社会福祉法人としてある特定の理事を介した不適切な支出が見られるので、慎むこと。このような指摘があります。

この3点について所見をお伺いいたします。この質問の締めくくりとして、ゆうらくへの建物の無償譲渡をやめ、土地の買い戻しを求めるものです。所見をお伺いいたします。

第2点目、生活保護、就学援助の充実を求める問題です。政府は生活保護制度を見直しするといって基準の引き下げと締めつけを強めてきています。生活保護制度は低年金、病気、派遣切り、失業などで暮らしに困ったときの命綱というだけではなく、生活保護基準によって決められ、影響を受ける制度が多岐にわたり、文字どおり国民最低生活保障のかなめの役割を果たしてきています。今回の基準の引き下げが町民生活にどのような影響を与えるのかを問い、政府に対し引き下げでなく生活保護制度の充実と国の負担増を求める声を上げることを町長に求めます。

また、法律で市町村が実施すると定めております就学援助について、町での現状と改善を求めて質問いたします。

第1点目、町での生活保護自給の実態と捕捉率を問います。

2点目、町での保護基準について問います。

3点目、保護基準引き下げで影響が及ぶ他の制度について問います。

4点目、老齢加算を復活し、生活保護費を全額国庫負担とすることを政府に求めていただきたい。

5点目、就学援助の件です。就学援助で町での受給の現状、受給率と所得基準を問います。就学援助の2点目、町民の世帯平均所得の変化と現状を問います。これはできれば合併後、平成16年度と23年度についてお願いいたします。3点目、子育て世代の教育費の負担についてどのようにお考えか問います。4点目、受給対象の所得を問います。条件は両親が40歳代、中学生、小学生、4人家族、これが一つ。もう1点は30代の母、小学生の2人家族についてです。

次、5点目、就学援助の拡大に向けて、改善していただく点を上げ、回答を求めます。4点あります。

第1点目、町の要件の中にあります非課税世帯の対象の中から固定資産税を削除すること。2点目、所得基準を収入ではなく所得とすること。3点目、援助される費用に2010年度から国が支給対象としたクラブ活動費、生徒会費、PTA会費をも加えること。4点目、申請時必要書類から民生委員の所見を義務づけないこと。

以上、この場から質問し、再度再質問いたしたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 真壁委員の御質問にお答えをしております。

最初に、ゆうらくの土地の売却問題でございます。ゆうらくの土地の売却につきましては、これまで議会で幾度も質問をいただき説明をしております。真壁議員が言われるようなゆうらくの建物無償譲渡が先にありきの進め方をしてきたわけではございません。また、二転三転する答弁もいたしておりません。住民の皆様には誤解を招くといけませんので、いま一度これまでお答えしてきた内容を整理の意味で述べさせていただいてから、御質問にお答えをしております。

まず、ゆうらくの土地を譲渡するきっかけでございます。これは南部町内にグループホームの建設が必要となったことにあります。南部箕蚊屋広域連合の事業計画の実施に当たり、伯耆の国を事業主体として取り組んでいただくこととなりました。建設のための用地確保に当たり、法人所有の施設はみずからの土地に建設したい旨の申し出を受理いたしました。町としましては従来から土地と建物は一体的なものと考えてきましたので、この申し出を妥当なものと考え、土地の売却を決定しました。あわせて土地と建物の一体管理の観点から、ゆうらく施設についても無償譲渡で引き受けていただくよう提案いたしました。これは譲渡に当たり使用目的が変わらなければ譲渡してもよいということと、有償譲渡なら補助金返還となるという県の御指導によるものでございます。

町は社会福祉法人の設立に当たり、見返りがある出資という方法ではなくて、見返りがない出捐という方法で資金を出しました。出捐という方法での資金の出し方は、裏を返せば法人設立後は財政的な支援はしないという立場をとったという意味合いもございます。伯耆の国はそのことをよく理解され、設立から現在まで町からの金銭的な支援は受けずに、自主自立で御苦労いただきながら健全な運営を継続されております。しかし、法人の基本財産は町が出捐した1,000万円のみであり、現在200名ほどでございますけれども、その職員を抱える団体としてその経営基盤は弱いと言わざるを得ません。法人として不動産などの固定資産がありませんから、資金調達に理事長が個人的に保証人となって銀行資金を融資をいただいているような状況でございます。町長が理事長を兼ねるということについて何度も御批判をされておりますけれども、町長が保証人となって融資を受けたわけでありまして、その完済が見るまではやめるにやめられないということでもございます。また、広域的な法人の設立に当たっては、その構成町村の責任者が理事になるという国の指導をいただいて町長が理事になったわけでありまして、御理解をいただきたいと思っております。

ゆうらくの指定管理は平成26年3月末までが期限となっており、将来が約束されたものでは

ありません。そういう意味でも不安定な立場にあるのであります。伯耆の国として、ゆうらく施設を資産として保有し、安定経営を行い、サービスの充実、拡大を図ることは町民の皆様への介護サービスなど福祉施策を発展させることに直結をし、設立の経緯からいっても町はそのための支援を惜しんではならないと考えております。また、それは200名近い働く人々の汗にこたえる道でもございます。

町は他の市町村の利用者のために町の税金を使うのかという批判もあり、基本的に町の税金は使わずにゆうらくの施設建設を行いました。また、運営についても金銭的な支援はしておらず、逆に伯耆の国より努力目標として毎年3,000万円余りの寄附もいただいております。

今の指定管理の協定では施設の大規模修繕は町が責任を持って行わなければなりません。町といたしましては幾らかの税金の投入が必要ですが、最小限に抑えるためには譲渡できるときに譲渡した方がよいと判断しております。ただ、土地と建物を一体で譲渡するのがよいのですが、グループホームの建設が急務であり、まずは土地を売却する、建物は修繕について協議をまとめて、議会に御説明して、承認をいただいております。去年の3月議会で、ゆうらくの土地売却の議案を上程して御承認いただいたのがこれまでの経緯でございます。

今説明しました内容については、これまでも同じように説明してきております。無償譲渡ありきでも、説明が二転三転ということでもございません。本年2月の臨時議会で建物の修繕費用をお願いしたのもこれまでの説明からも外れておりません。ゆうらくを町が持ち続けていたら、修繕費用は町の責任で行わなければならないことはずっと説明をしております。当初、建設費用について税金を使っていないと説明しましたが、今後の修繕は町の責任で行わなければならないとはっきり説明をしております。住民の皆様のご誤解を招くような発言は慎んでいただきますようお願いいたします。

では、質問にお答えします。

1つ目の質問は、行政財産用途廃止決議書については、施設を管理しています担当課が起案して町長である私が決裁しております。事前に担当課から譲渡に伴う売買単価、補助金の扱い、地方債の扱いなどについて副町長、総務課長が説明を受けています。

2つ目の質問です。平成24年5月11日に普通財産譲渡申請書が伯耆の国から出され、土地の取得による法人の安定経営と自立のための資産経営を説明するには足りる資料が出ていなくて、何を協議して譲渡が必要と考えたのかということですが、申請書には伯耆の国の24年度事業計画予算書が添付されております。伯耆の国の決算状況は毎年報告をいただいておりますので、運営状況は町として把握しております。私も理事として運営状況は十分把握しておりますので、添付書

類として特別に何か不足しているとの認識はございません。譲渡の必要性についてはこれまでも議会で説明したとおりでございます。

3つ目の質問でございます。譲渡価格についての不動産鑑定士の評価については評価をお願いする予算がございませんでしたので、町がお世話になったことがある鑑定士に相談し、平米1万1,500円という単価をいただきました。これは議会の全員協議会でも説明しております。土地売買契約の方法については随意契約です。根拠法令は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号です。

4つ目の質問でございます。建物を有償でなく無償譲渡する考えに至る経緯と根拠でございますけれども、ゆうらくの建設事業費は約22億円で、国、県補助金を約14億円いただいております。有償で譲渡した場合は定められたルールで補助金を返還することになります。建設後の年数と譲渡額で返還額は変わりますけれども、今、仮に9億円で施設を譲渡した場合の補助金返還額は約7億円となります。町とか伯耆の国とかいう前に南部町から7億円のお金が町外に流出するということですから町にとっては大損失で、このような選択肢は町長としてとれるわけがございません。無償で譲渡なら補助金返還はないという根拠は厚生省老人保健福祉局、平成11年7月27日付事務連絡のいわゆる公設民営等の取り扱いについての中で示されております。

次に、地方債の繰り上げ償還の金額と償還年月日です。財務事務所との調整が必要ですが、平成26年9月1日の定期償還にあわせて行った場合には償還金額は元金2億7,061万9,792円、利子135万3,099円です。

次に、県の行った指導監査の質問についてでございます。昨年11月5日に鳥取県の伯耆の国への指導監査があり、その結果が本年1月22日付で伯耆の国に通知され、同時にインターネットで公開されておりますので、その監査結果通知を見られての御質問であろうと思います。県に対しての回答は3月4日までに是正改善状況を報告するようになっておりますので、伯耆の国では理事会を開催され、回答内容について報告し、理事会での了解の上、回答したと連絡を受けております。回答内容によっては県当局が了解される事項やさらに踏み込んだ指導がなされるかもわかりません。いわゆる監督官庁であります県当局と指導を受ける伯耆の国のやりとりでありますので、この議場でその内容について議論するということにはなりません。関連があるということではとんとんと範囲を広げて他の権限にかかわることまで何でも質問できるというようなあしき慣例を本議場で作るべきではないと考えておりますので、あしからず御了承ください。

最後に、ゆうらくの無償譲渡はこれまで説明してまいりましたように、町民の皆様にとっても伯耆の国、町にとってもメリットであると考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

願います。また、土地の買い戻しはいたしません。

次に、生活保護、就学援助の充実についてでございます。

生活保護制度は最低限の生活を保障するとともにその自立を助長することを目的とする制度でございます。生活保護を受給する要件としましては、保護を受けるときにまず自身の資産や能力を活用し、さらに親族による扶養や他の法律による給付を優先して活用することが求められます。それでもなおかつ生活に困窮する場合には初めて保護が行われることとなります。国が定める保護基準により1カ月に必要な最低生活費を計算し、これとその世帯の収入とを比較して、その収入だけでは最低生活費に満たないときに生活保護が行われます。国が定める保護基準は生活様式や物価の違いなどによる生活水準の差に対応して、全国の市町村を6つの区分に分類しており、南部町の場合は一番低い6番目に分類されています。また、最低生活費は世帯の人数、年齢、障がい程度などによって個々に計算されますので、それぞれの世帯で最低生活費は異なります。

御質問の南部町での生活保護受給の実態と捕捉率についてでございますが、生活保護を受給している方は1月末時点で71人、世帯数は50世帯となっています。福祉事務所を設置しました平成23年4月1日現在では68人、48世帯でしたので、増加傾向にあります。捕捉率についてですが、捕捉率とは生活保護基準以下の世帯で実際に生活保護を受給している世帯の割合をいいます。平成22年に出された生活保護基準未満の低所得世帯数の推計によりますと、総務省の全国消費実態調査と厚生労働省の国民生活基礎調査に基づく推計を行い、それぞれ75.8%と32.1%となっています。

次に、保護基準についてでございます。国の定める保護基準をもとに2つの世帯を例に最低生活費を計算しますと、ひとり暮らしの50歳の世帯につきましては、1カ月6万3,250円になります。借家の場合は家賃分を別に加えることとなります。41歳の両親と小学生1人、中学生1人がいる世帯につきましては、1カ月17万4,160円になります。

保護基準引き下げで影響が及ぶ他の制度についての御質問ですが、生活扶助基準の見直しに伴う他制度に生ずる影響につきましては、個人住民税の非課税の限度額などや就学援助や保育料の免除などに影響すると思います。個人住民税の非課税限度額などにつきましては、25年度は影響がありませんので26年度以降の税制改正において対応することになると思います。就学援助や保育料の免除などにつきましては、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分に考慮しながら、できる限りその影響が及ばないように対応することを基本的な考えとすることが国において確認されているところでございますので、国の動向を見て対応していきたいと思っております。

老齢加算を復活し、生活保護費を全額国庫負担とすることを政府に求めることの質問ござい

ます。老齢加算の廃止につきましては、平成15年に出された生活保護制度のあり方についての中間取りまとめでの意見を受け廃止になったもので、実態を調査した上での廃止であり、復活を求めることは考えておりません。生活保護費の全額国庫負担の要望につきましては、現在、生活保護費の負担割合は国4分の3、地方4分の1ですが、平成23年12月に出された生活保護制度に関する国と地方の協議の中間取りまとめでも、全額国庫負担について検討する必要があるとの意見があり、費用負担のあり方については、中・長期的課題として引き続き、場を設けて協議することとされております。国の動向を見ていきたいと思っております。

次に、町民の世帯平均所得の変化と現状についてでございますが、御質問の平成17年と平成23年度について、課税状況調べの数値でお答えします。平成17年度の南部町の町民税に關しての総所得金額は120億615万5,000円で、平成17年1月1日現在の世帯数3,698で割ると、世帯平均所得は324万6,000円となります。平成23年度も同様に計算しますと、世帯平均所得は275万4,000円となります。

生活保護制度を含めた社会保障制度改革につきましては、現在、国において社会保障制度改革国民会議で議論されているところでありますので、その議論を見守りたいと思っております。また、その社会保障制度改革に向けて、生活保護に至る前の自立支援の強化や生活保護から脱却するための支援など、新たな生活困窮者支援策のための制度をつくり、社会保障を充実するために相談支援や就労支援、家計再建支援などのモデル事業が行われており、南部町も本年度から地域生活支援計画策定モデル事業を受けて、生活困窮者の支援体制の構築に向けて取り組んでいるところでございます。

生活保護、就学援助の充実については、教育長の方から答弁をいたします。

○議長（青砥日出夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 就学援助に係る御質問にお答えをしております。

まず、就学援助の受給の現状について、受給率、所得基準はどのような状況かとお尋ねにお答えいたします。

平成22年度から平成24年度、これは現時点での状況と御理解いただきたいと思っておりますが、直近の3年間について、要保護、準要保護による就学援助の認定者数等について申し上げます。平成22年度は児童生徒総数964名に対し要保護児童生徒数は7名、占める割合は0.7%、準要保護につきましては63名、6.5%となっています。合計いたしますと70名でその割合は7.3%でございます。平成23年度は974名に対し要保護児童生徒数7名で0.7%、準要保護児童生徒数59名で6.1%、合計66名の6.8%、前年度比マイナス0.5%ござい

います。次に、現段階での平成24年度の状況ですが、総数996名に対し、それぞれ6名、6%、49名、4.9%で合計55名の5.5%、前年度比マイナス1.3%となっております。

要保護の認定につきましては生活保護法第6条第2項に規定する者とし、準要保護につきましては要保護に準ずる程度に困窮している者としていますが、本町におきましては、基本的には生活保護基準の1.5倍以下の収入世帯を該当者として認定させていただいております。

次に、子育て世代の教育費の負担についてのお尋ねでございます。

今年度1年間の学習教材費等に係る保護者の負担額と給食費を例にお答えをしております。問題集や学習ノート、テスト代等の学習教材費につきましては、西伯小学校では最も高い6年生が1万6,400円、最も低い2年生が9,340円となっており、全学年の保護者平均負担額は1万3,066円となっております。同様に、会見小学校では、6年生の1万6,934円を最高額に、最低額の2年生は1万980円であり、平均1万3,693円となっております。会見第二小学校は6年生の1万140円を最高額に、最低額の2年生では5,150円、平均7,417円となっております。

次に、中学校での負担額であります。法勝寺中学校では、最高額の3年生が3万5,544円、最低額の2年生が2万1,218円、平均2万6,563円であります。南部中学校でも同様に、3年生が3万4,085円、2年生が2万5,078円となっており、平均2万9,786円あります。各校負担額の差につきましては、各校の学校経営方針に基づく重点教科や重点分野等の取り組みの相違によるものと御理解ください。なお、各校とも、毎年度、学習教材等について評価、検証を行い、購入計画を策定し、より安価で効果的な教材の精選に努めているところでございます。また、保護者の皆様からの集金に当たっては、毎月同額程度を納めていただき、一時的な高額負担を避けるよう配慮いたしておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。また、入学時に必要となるランドナップや体操服、学習教材等、いわゆる新入学用品費につきましては、小学校入学時が約2万4,000円から2万8,000円、中学校では約2万5,000円から3万8,000円となっておりますが、サイズや男女の別、購入店等、各校の指定物品に相違がありますことを御理解いただきたいと思います。

次に、給食費であります。小学校が1食当たり266円、中学校では315円といたしており、1食当たり13円を町から補助いたしております。したがって、保護者の皆様には1食当たり小学校で253円、中学校では302円を御負担いただいております。学校や学年、学級により、その活動内容が異なりますので、年間食数に差異が生じてまいりますが、今年度、年間食数を小学校では177食から189食、中学校では167食から175食を見込んでおりますので、

年額にいたしますと小学校で4万4,000円から4万7,000円、中学校では5万円から5万2,000円程度御負担いただくこととなります。なお、給食費への補助につきましては、本町は西部7町村の中で2番目に高く、保護者負担額は小学校で2番目に低く、中学校では一番低い状況

にあることを申し添えます。

次に、受給対象者の所得を問うとお尋ねであります。

保護基準額の積算につきましては、先ほど町長から具体的な例を掲げながら説明させていただきましたので、詳細については省略をさせていただきます。

次に、議員からお示しいたきました2つの事例について具体的にお答えをいたします。

まず、40歳代の両親に小中学生がいる4人家族の世帯の場合、準要保護世帯についての算定額を申し上げますと、保護基準額は1カ月当たり19万1,534円、年額では229万8,408円となり、この額に1.5を乗じた344万7,612円以下の収入であれば、原則、要保護世帯と認定をさせていただきます。

次に、30歳代母と小学生の2人家族の世帯の場合では、保護基準額は1カ月当たり11万3,578円、年額では136万2,936円となり、その1.5倍額は204万4,404円ですので、この額以下の収入であれば、準要保護世帯と認定できるかと思えます。

次に、就学援助の拡大に向けて改善を求めるという御質問の1点目、要件にある非課税世帯の対象から固定資産税を削除することについてであります。

就学援助の該当となる準要保護世帯の認定に際しましては、先ほど申し上げましたように、要保護者に準ずる程度に困窮している者としておりますことから、基本的には申請者の世帯の収入金額により就学援助の認否を決定することとしています。固定資産税の減免にかかわらず、町民税、国民年金、国民健康保険税等の非課税、あるいは減免世帯であるか否かについては認定審査における補完的要件と考えていますので、御理解をいただきたいと思えます。

次に、2点目の所得基準を収入でなく所得とすることについてでございます。

認定の基準となります保護基準額が収入額として算定されていますので、収入額の比較により可否の決定を行うことについては変更する予定はございません。御理解をいただきたいと思えます。

次に、3点目でございます。援助額に2010年度から支給対象となったクラブ活動費、生徒会費、PTA会費を加えることについてでございます。

平成22年度からクラブ活動費、生徒会費、PTA会費、平成23年度からは体育実技用具費

が要保護児童生徒援助費国庫補助対象費目に追加され、支給対象項目となりましたことは、議員御指摘のとおりでございます。本町の就学援助の支給内容及び金額につきましては、両町合併時に調整、決定し、今日に至っておりますが、御指摘のクラブ活動費、生徒会費、PTA会費については現在、その支給項目の対象としてはおりません。教育委員会としましては、定期的開催をされます西部地区町村担当者会等を通じて、近隣町村の状況を把握し、情報交換をするとともに、少なくとも児童生徒の転出入等にかかわり、就学援助の内容が近隣町村間で著しい差異が生じないようにしなければならないと考えております。

最後に、申請時の必要書類から民生委員の所見を義務づけないことについてお答えをいたします。

現在、申請時の必要書類として民生委員の所見の提出をお願いをいたしております。これは、申請者の家族構成や生活実態等をより正確に把握し、適正な可否の決定に反映するためにお願いをいたしております。しかしながら、申請者が民生委員にその記載について依頼する負担感とともに、個人情報であることやプライバシー保護の観点から、いささか議論の必要性を認識をいたしておりますが、民生委員さんとの情報共有、連携も大切な視点でありますので、改めて教育委員会で検討をしてみたいと考えております。

以上で答えとさせていただきます。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） ゆうらくの問題については、町長が語る経過を述べられたんですが、私はここで明らかにしたいのは、どうしても疑問が、町側と伯耆の国の側で本当に今回の譲渡の話がどれだけ煮詰まって、双方にとってよいか問題点とか協議したのかっていうことがよくわからないわけなんです。それで、いろいろ言いたいこともあるのですが、この質問要旨に沿って、このことについてどうか、本当に法とか会議規則に基づいてきちっと手続がなされてきたのかっていうのが一つの判断になりますので、そのことをお聞きいたします。

2月27日の行政財産用途廃止決議書っていうのが情報公開の中で明らかになされましたが、先ほど町長が協議したとおっしゃるんですが、役場の文書っていうのはこういう文ですか。私が今まで見たら、重要な決定事項というのは、稟議というんですか、だれそれが協議しましたって、どこもこういうふうに来るんですよ、判押して、室長が押して、専門員、総務課長、副町長ってこうね。こういうのが公的な、どういうふうに通して、公の場所での決定事項になったんだろうと思うのですが、行政財産用途廃止決議書っていう分、用途廃止についての文書を求めたら、担当課長が2月27日付で用途廃止してよろしいですかって書いてあるだけで、あと、それで当

然いつ協議して、協議の結果どうなったって来るんかと思ったら、あとは用地と図面しかないんですよ。確かに図面をつけろとはありますけれども、この場所で行政財産を廃止することについてどのように話し合われたのかっていうのがないわけなんです。これは少なくとも、財務規則等を見ても、皆さんの仕事は公の仕事ですから、行政財産が普通財産にするに当たって、どのように検討して妥当としたかという何らかの文書が要ると思いませんか。

そこで質問です。この決議書だけで本当に決定したことになるのか、これでは決議してよろしいでしょうかだけしかわかりませんよ。公文書としてこれだけしか残っていないのか、であればそういう文書がないのか、文書がなければ、財務規則や文書を残さないといけないというあなた方が決めてるものに反するのではないか。

○議長（青砥日出夫君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。この行政財産用途廃止の決議については、これ以前に、平成23年の6月にグループホームの建設に当たって、伯耆の国の方から町の土地に建てさせてくださいということで同意する文書の回答を出しております。そのときに、建物もあわせてという話をしておりましたので、この行政財産を普通財産に廃止するということについては余り議論をする、ただ淡々と事務を進めていっただけということで、真壁議員がおっしゃるような議論が十分になされたかどうかということについては、平成23年6月からずっと普通財産にして伯耆の国の方へお渡しするということは既に議論はなされておりましたので、この決議書を回した時点では既に議論はなされていたということで、そんなに真壁議員が求めておられるような資料がついていなかったというふうに思いますけども。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） そういうのをなし崩しって言うの違いますか。簡単におっしゃいますけれども、普通財産、行政財産にするかどうかというやり方は、ちゃんと財務規則や法にのっとっているわけですよね。どんなに話をなさっておろうと、するときにはちゃんと手続せんといけんっていうのはあなた方の仕事なんでしょう。そういうことを考えたら、要するに決議書はつくったんだけど、2月27日に、そしたら、もしかしたら、これ私が通告したからつくったんですか。そうとしか思えない。だって、もし今までしとって、今まで論議しとって、この決議書つくる意味がないじゃないですか。

もう一回聞きますが、これ以外ないということは、伊藤課長が決議してよろしいでしょうか、よろしいですって決定した文書がありません。ということは、文書の不備ということですね。文書の不備ということでいえば、普通財産を行政財産に用途廃止してきたという経過の中で、そう

いうことの協議に至っていないということになるんじゃないですか。改めて、課長が言うのであれば引き続き、用途廃止をした、いつどこでどんな話し合いをして用途廃止が必要だったかということをお尋ねいたしますから。ないというのがわかりました。

次です。24年5月11日、普通財産譲渡申請書が伯耆の国から出ています。これについても町長は先ほどちゃんと書いてあるよって言うんですけども、とってつけてありますのは、譲渡申請書は何としても法人の安定経営と自立のために資産形成をしたいから土地を譲ってくださいという内容になってるわけですよ。であるならば、どうして今、無償で借りて使っているものをお金を出してまで買ったことの方が伯耆の国の運営にとってよくなるんだという文書等が出てくるのが当たり前じゃないですか。ところが、つけられているのは24年度事業計画、これはこの譲渡のためにつくったものではありませんよ。とってつけて持ってきたものと文書だけなんですよ。そのことでどうして伯耆の国に土地を渡すことが伯耆の国にとって有利になって資産形成になるというような話になったのか、いつ協議したのか、このことについてお聞かせください。していなかったら、していない。

○議長（青砥日出夫君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 伯耆の国の方から24年の5月11日に普通財産譲渡申請書というものが出ておりますけども、これについては、伯耆の国の方でも町から土地と建物を譲渡したいというふうにお話しておりますので、出されてきたというものだというふうに思いますが、これについて議論が少ないというふうな……。

○議員（13番 真壁 容子君） 少ないじゃない、少ないじゃない。（「してない」と呼ぶ者あり）

○健康福祉課長（伊藤 真君） 特に問題というふうには感じていないということで、町長の答弁にもございましたとおりでございますけども。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。この問題については先ほども申し上げましたように、伯耆の国は資産を持たない団体であります。グループホームの建設をするのにお金がないわけがあります。そこで、銀行から融資を受けてグループホームの建設をします。土地を伯耆の国のものになれば、それを担保に融資を受けることができる。現に1億9,000万ほどかかったそうですけれども、銀行から融資を受けて、土地を担保にして、グループホームを建てていただいたと、こういうことでございます。これはずっと以前から言っておりますし、それから去年の3月議会で、このような全容を議会の方にお話をして、わかったと了解していただいて、土地売却の

議決をいただいたというところでもあります。基本的にそういう前段がありますので、以後のさまざまな事務処理については、そういうことを前提にして進めております。

それから、私が理事長をしておりましたときには、担保なしでお金を銀行は融通してくれました。私が理事長をやめたら、銀行は担保がないと融資をせんということだそうでございます。したがって、23年の6月ごろにたしか交代したと思うんですけども、認知症のグループホームを建設するにはこれは土地を担保にせん和金を貸してごさんと、伯耆の国ではできないという理屈になったわけでありまして。ですから、そういう話をすべて、土地売却の議決をいただくときにお話しております、議会の方に。議会はそういうことを前提で議決をいただいたという、私は理解をしているわけです。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 一つは、基本的にはどうせ町長がお答えにならないといけないんだから、課長じゃなくて町長がお答えくださいね。課長に答えさせることじゃないですよ、これは。それが一つと、幾ら町長が議会に説明なさったといっても、例えばグループホームをつくるのに土地が要るようだったというのは、どうして文書に残さないんですか。法に基づいて、どうして土地を譲渡しなければグループホームが建たなかったという文書が残らないんですか。そこを言ってるんです。だから、二転三転するってそういうことなんですよ。幾ら議会で口頭で説明なさったって、あなた方のやってることは公金を使ってる仕事なんですよ。ということは公の財産を移そうと思ったら、移すための理由、譲渡するための理由がきちんと残ってなかったらいけないんですよ。残っていないから、双方が、町と伯耆の国がこのようなやり方をしているから、監査等でも指摘されるんじゃないですか。

私は、今、監査の方も座ってらっしゃいますけれども、町にも外部監査が必要だと思っておりますよ、こういう段階で。だって幾ら口頭で言っても、どういうために必要かっていう文言すら出てこない。この事業計画、あなた方が譲渡をしてほしいというグループホームからの話の中に、土地がなかったらできませんという項目一つありませんよ。本来であれば、そういう内容が出てきて初めて協議になるんでしょう。ということを考えたら、情報公開の資料を見ても、何らこの土地についていかに必要で、これがなかったらグループホームが建たないかっていうやなことを公に論議して、それが証拠だというような文書ないんですよ。もしこのことに反論したければ、そういう文書出してきてください。住民が疑問に思うのは、そこなんですよ。それが、私に反論するんだったら、その文書出してこないとだめ。あなた方は公金扱ってるんだから。

3つ目、普通財産譲渡決議書に出ておりますが、譲渡価格についての不動産鑑定士の評価、こ

れをどうするかっていうの、内部資料では不動産鑑定どうするかっていうことに回答が出ていない。今聞いたら、お金がかかるので知り合いに聞いた、お金がかかるって、ただで聞いたんですか。ただで聞いた鑑定士の内容は信用できるのかどうかわかりませんが、参考までに聞いておきましょう。どなたに聞いて、幾らが必要だと言ったんですか。

○議長（青砥日出夫君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） お名前はちょっと申し上げられませんが、町の方でお世話になっている方というふうに、先ほども町長の答弁でお答えしたとおりです。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） そうというのは答弁にならないっていうの、わかりませんか。公金を使っていないから答えられないんですよ。公金を使って、公にできない方に鑑定をお願いして、そのことがどうして住民に説明できるんですか。お金削るとこじゃないでしょう、これは。鑑定士をちゃんと雇って、鑑定士するってあなたから言ったんだから。議員は住民には鑑定士使ってやりましたよって説明してるんです、あなた方が言ったとおりに答えてるんですよ。これが二転三転の回答じゃなくて何ですか。それもされていないっていうこと、よくわかりました。

次ですね、今までの3点どれを見ても、町長が議会でしゃべったことを裏づけるような文書って一つもないということなんですよ。

次にですね、契約の方法とその根拠方法を聞きますが、先ほど述べられたのは、ただ単に財務規則何条と言いましたが、再度聞きます。その財務規則に書いてある条項を読んでもください。

○議長（青砥日出夫君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。地方自治法施行令第167条の2第2項です。

不動産の買い入れまたは借り入れ。普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工または納入に使用させるため必要な物品の売り払いその他の契約でその性質または目的が競争入札に適しないものをするときというところで、随意契約をさせていただきました。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 競争入札にするのに該当しないという理由は何でしょうか、町長。

○議長（青砥日出夫君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） これは今までも議会で御説明したとおり、町が出捐して設立した法人で、現に指定管理をしていただいて、200名もの従業員がおる法人でございますので、そういったことで、その法人から優先的に譲渡するという御理解いただきたいというふう

に御説明してきましたので、そういうことです。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 十分な論議もなく議決した、資料もなく、随意契約で、相手が決まったところに土地を渡していくっていうことが出てきたっていうことですよ。何回も言いますが、町長、幾らあなたがお述べになられても、その必要性、銀行がこう言ったんだって、銀行の証拠出したらいんですよ。それが出ないということは、十分な論議もなしに決めてきたっていうことを証明していることになるのではないですか。

次ですね、先ほど言った建物を有償でなく無償譲渡する考えに至る理由と根拠は、何回も聞いておりますが、ここで言いました、町長は一つの例出してね、9億で建物を売却した場合、約7億円が返さないといけない。反対に言えば7億円返すんだけど2億円は町に入ってくるわけなんですよ。町長、こう言われました、みすみす町からお金を出すことはない。そうですね。どこに行っても、町長にしてみればどこに行っても、町の財産が伯耆の国に行くことについての何ら町長としての自覚はなさっていないんですよ。問題はここは町議会ですから、伯耆の国でありませんから、町の財産がよそに移動することを言っているんですけどもね。あなたにはその自覚なく答えられたということなんですけども、ちなみに、これは課長ですね、ゆうらくを譲渡する場合、ここに再度聞きますよ、鑑定はしなくてよいか。このときに鑑定が必要だということになって、鑑定をお願いしたらどう言ったのか、まだ答えてないんですね。鑑定はしなくてよいかって書いてあるから、これ、どう協議したんですか。そのことをお聞かせください。

それから、町長、何回も言いますが、ここで聞いておきますが、ゆうらくのお金を無償譲渡だ、補助金返還ではたくさんの金が返さないといけないって言ったんですけども、少なくとも9億で建物を売却した場合の補助金返還は6億7,000万、2億3,000万が町に入ってきます。それについての所見を求めておきます。

○議長（青砥日出夫君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 鑑定については、先ほどの町長の答弁にもございましたように、まともに鑑定をいたしましたら45万程度はかかるということでございましたので、ちょっと知り合いの不動産鑑定士の方に御依頼して。

○議員（13番 真壁 容子君） それで、どうなってるわけですか。

○健康福祉課長（伊藤 真君） それは先ほども申し上げましたように、1万1,500円、平米当たり、1万1,500円というものが価格だというふうに返事が返ってきました。（「したがって何ぼになあだ」と呼ぶ者あり）

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。9億円で施設を譲渡すれば補助金返還は7億円で、差し引き2億円残ると。これはそういうことだろうと思えますけれども、結局さっき言いましたように、町からそういう資金が流出してしまうということでございます。これは決して町長としてとれる政策ではありません。

それから、真壁議員に本当聞いてみたい気がするわけですがけれども、町が出捐をして、町のつくった大切な町の福祉を実際に運営してくれる伯耆の国であります。町がつくった法人であります。何か民間の株式会社、お金もうけする株式会社のような、何か敵のようなぐあい聞こえるんですよ。私はそういう考えで進めていければ、きつとうまくいかないと思う、町との関係がですね。やっぱりあくまでも、これは町がつくった、出捐した法人であって、過去の経過からいって、町がこれを見放すことはできないと思えますよ。

ちょっと近隣の市町村にこういう例がないかどうか聞いてみました。米子市の保育園がございませう。兼久のところにありますね、御存じですか。兼久のところ立派な保育園がございませう。これ、さくら保育園という120人定員の保育園だそうございませう。こども未来課というところに聞いてみたわけですが、これは25年の4月に民営化をするということでありませう。築後六、七年とおっしゃっておられました。それで、補助金の返還はないんですかということですがけれども、補助金の返還はございませうと。起債も、補助金の返還がなければ、繰り上げ償還もないんだということを言われておるといふことでありませう。

この保育園を受ける方が民間の方だそうございませう。なぜ民間の方に、あんな立派な保育園をぼんと無償譲渡されるのかということなんですがけれども、有償なら補助金を国に返還しなければいけませんので、これは国が喜ぶだけだと、そんなあほなことはしませうと、これは無償ですべきですということございませう。それから、修理はどうされるんですかということですがけれども、これは修理をした上で移管までに修繕して、それから譲渡をするということございませう。

それから、今後ございませうけれども、平成27年度までに3園を移換譲渡すると、あと2園ですな、今、今回1園するわけですから。それから、28年からまた5年計画で次の計画を策定して、基本的に17園、市立保育園があるそうございませうけれども、これを移管するということをおっしゃっておられました。

結局、米子市の担当の方もおっしゃっておるように、国が喜ぶだけのことをする必要ないでしょう。町からは2億円入るかもわかりませうけれども、伯耆の国から9億円。結局町から、南部町というこの経済の、町から、それだけの金が町外に流出すると、国が喜ぶだけだといふのを、

私は全く米子市と一緒にの考えであります。そういう選択肢は町長としてとれるわけがないと。私も真壁議員もいい年になって、やがてお世話にならにゃいけんのではないかというように思うわけです。もうちょっと愛情を持って、はぐくむようなお気持ちで対応された方がいいのではないかと。これは余分なことかもしれませんが、答えて答弁いたします。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私の心配してくださってありがとうございます。私もゆうらくができたときから知っとりますから、私は愛情を持ってゆうらくを町民の、全町民の財産だと思っているから、愛情を持ってこの質問をしております。御心配無用だと思います。

それともう一つは、米子の件についていえば、決定的に違うのは、さくら保育園は建物を譲渡するけれども土地は出さないんです。ですね。（発言する者あり）土地は出さない。黙ってください。土地は出さない。あなたに答弁求めている。

もう一つは、私は先ほど9億の例を出したのは、そのことで、売れなんて言ってるのと違うんです。町長、あなたがここに座っているのは、まず町財政をどうかと考えるのであれば、少なくとも無償譲渡の話があったときに、有償でした場合、課もこういうふうに検討してるんだから、そのことをも議会に示して、例えば譲渡した場合には有償譲渡だとこうなるんだという説明もあって、町の財産をどう守っていかうかといって、まず第一義に示すのがあなたの姿勢だということなんです。論議要らない、これもね。

もう一つ、米子のこと言っときますけど、米子は私も市議員を通じて聞いたんですけども、米子は民間に譲渡する、何よりも建物の維持管理費にお金がかかるから出すんです。土地は高く売らないんだと言いましたけども、そうではありませんよ。土地を売ったところで、法人からは税金が取れるわけもない。もし何年かたって改修するとき、保育園以外に使われたら困る。3つ目、法人が解散したら国の財産になるんで、売る理由こそありませんよって笑われたんです。というのが、それはいいです、答弁は。

そういうことといえば、中でわかったのは、町のサイドではゆうらくのことについても、町長がおっしゃるような議会で説明したこと、何ら根拠示す文書がないってことです。これは、要はちゃんと責任果たして協議していない。これに反論するのであれば、言葉ではなく文書を出してきてくれということをおきます。

次です。24年度の社会福祉法人の点、町長が言われましたよね、ゆうらくは町がつくった法人なんだと、ほかと違うんだって。ようも言ってくれたと思いました。だからこそ、ここで質問するんですよ、町政の一般事務の中で今回、補正予算でも5,000万近く、当初予算では5,

700万のお金、出捐当時に1,000万円のお金が出ています。その伯耆の国が今度、22億かけた建物を無償譲渡してもらおうとしているわけなんです。その法人が町がつくった法人であるからこそ健全な運営していただきたいと、このような立場から今回の質問を構成しているわけです。町長は県の監査等のことについていえば、答えることができないとおっしゃったんですが、私はここに立つに当たって、議長からは暴言を言わないこと、趣旨からそらさないこと、こういうことを言われておりますので、この趣旨に沿って質問いたします。書いてあるとおりのこと、質問するんですよ。

というのであれば、3つの点です。今回の、町長、これは所見なんですね。県と協議のことなんか聞いておりません。少なくとも町民がお金を出して、町が愛着を持ってつくった法人が、せっかくつくった法人の中で、理事会だけで決めて評議員会に諮ってないのではないかと、このような指摘を受けることは、町長としても、町民としても非常に残念なことだとは思いませんか。

もう1点、南部町からの土地購入のような大切な、大事な問題についても、何ら、これは理事会のこと言ってるんですよ、何ら話し合えた形跡がない。不思議と私は納得したんですよ。こういうことが書かれている。

もう一つには、一番大事なお金の問題です。私の認識では、公的なお金が動いているところがよそに寄附をしたりとかすることは厳に慎まなければならない。そういう点から、これは私はどんなに慎重を期しても、住民の立場から町長に聞かせていただきたいと思いますのは、社会福祉法人として不適切な支出をしたのではないかという点です。特に知事に対して出した見舞金について、これはここでいう理事長というのは今の理事長でしょう、上記理事へ現金を手渡したというのは町長ですね。町長、あなたは平井知事に渡された見舞金は法人で渡されたんですか、坂本町長の名前で渡されたんでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。この件につきましては、先ほど申し上げたとおりでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） ようお答えにならないだろうと思いましたが。もし、坂本昭文氏って書いてあれば法人のお金を個人で流用したことになる。（発言する者あり）笑い事ではないです。仮に法人で書いたとすれば、今度は知事が困ることになってしまう。いずれにしても、県に対して回答が出ることでしょうから、このことについてお答えになっていないことはないでしょうから、それは待つことにしましょう。私たちもうビラ書きましたから、住民が注目するところ

です。この点から見ましても、少なくとも監査での、後の、県に回答した法人の結果を待たないといけないと思いますが、残念ながら大事な土地譲渡のことも、伯耆の国の中で十分論議されたというようなことにはなっていない。そういう点を考えたら、一体だれがこの無償譲渡をどこで決めてやってきたのか、私は町長と、町長が理事を兼ねることを考えましたら、町長の責任がすこぶる多いと、そういう意味ではきちんと法的にも協議をしない、話を聞かない、公私混同だという住民の指摘も当たっているということをおいて、次の質問に入ります。

次の生活保護の問題です。生活保護の問題では他の制度に影響を及ぼすと、こういう点が言われています。そういうことを考えれば、今回の生活保護基準の引き下げはするべきではないということ、町長、国に声を上げていくべきだと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 福祉事務所長、頼田光正君。

○福祉事務所長（頼田 光正君） 福祉事務所長でございます。生活保護基準の見直しにつきましては、御存じだと思いますけども、平成16年の生活保護制度のあり方に関する専門委員会の報告で、一般低所得世帯の消費実態と均衡が図られているかということで、5年に1度検証を行うことになっておりまして、それに基づいてこのたび検証をして、答申が出るというような格好になっておりますので、このたびは相対的には引き下げという格好になっておりますけども、それを見守っていくという形をとらせていただきたいと思いますと思っております。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。今、社会保障と税の一体改革など、総合的にこの社会保障制度を議論するわけでありまして、そういう中で適切に判断なされるであろうと、このように思っております。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 前は生活保護基準は引き下げるべきではないという町長の意見が今もあると信じておりますので、そういう立場から国に声を上げていただきたいと思います。

時間がないので、町が責任を持ってする就学援助についての4点の改善点についてお伺いします。

まず1点目、要件により非課税世帯の対象から固定資産税を削除することについていえば、先ほどの答弁くださったんですけども、ちょっと私の質問と食い違っているのかなと思ったんです。私が言っておりますのは、所得だけで見ようではないかということです。固定資産税まで入れられましたら、家を持っての方がなかなかこの就学援助の対象にならないという件があります。そういう点でいえば、他の市町村見たら、なかなか固定資産まで非課税じゃないといけないよって

いうところないんですよ。そういう意味でいえば、そこを改善していただきたいということ。時間がないから一緒にやりますね。

もう1点は、所得基準ではなくて、収入でなく所得っていうのは、収入でやっているのは私の手元の資料ではこと、南部町と日南町だけです。日南町は収入の2倍、収入で生活保護基準の2.5倍だって書いてあるんですよ。そういう意味でいえばちょっと大変ですけども、なぜこれに固執するかっておわかりですよ。私は受ける範囲を広げたいんですよ、所得をね。そういう意味でいえば、今の子育て世代、大変だっていうことですよ。それについていかがか。

それで、PTA、クラブ活動費、生徒会費、これ特に中学校、大変なんですよ。少なくとも、これも検討なさるって言うたのかな。それどうですか。民生委員については検討なさってくださいということわかりました。あと3点について、お願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 教育次長、中前三紀夫君。

○教育次長（中前三紀夫君） 教育次長でございます。前からの固定資産税の非課税世帯の方は、準要保護の方の要件に入っているということでございますが、これは、とりあえず今の本町の要綱におきましては、確かに固定資産税にかかわらず、教育長答弁にございましたように、国民健康保険税、あるいは国民年金等々の免除、減免の世帯についても記載をしております。しかしながら、教育長答弁にございましたように、これは従来の方が実施をしておりますところの基準を使ってございますが、現実的にはここは補完的な要件ということで、ここに該当をしていないから準要保護に該当させていないというようなことではなくて、本町におきましては、いわゆる収入額の1.5倍額ということを下回れば、準要保護の適用にしているということでございます。

それと、2点目でございます。収入額で算定ということで、収入額は本町と日南町、日南町については2.5倍ということでございますが、日南町の状況の方は私の方がよく承知をしております。しかしながら、本町におきましては、今のところこの1.5倍、先ほど申し上げました生活保護基準額の1.5倍以下の収入の世帯について、準要保護の適用をするということについては、今のところ変更するような考えはございません。

それと、3番目でございますが、これも教育長答弁ございましたけれども、議員御指摘のように、平成22年度でしたか、確かにPTA会費、あるいは、そのいろいろな3項目ほどですね、追加になりました。これは追加になりましたというのは、いわゆる国の要保護の就学援助につきまして、いわゆる国の方の補助を交付をする際の項目に追加をされたということでございます。該当になったということでございます。本町の方ではこれは今のところ、合併のときに協議をしてこの内容を決定した以降、変更をしてございませんので、したがって、その3点の部分

については、今のところ準要保護の援助の対象にはしてございません。今後これも近隣の町村等の状況を見て、教育委員会の中で検討していきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 教育委員会にお願いしたいことは、近隣町村で協議をする際には、南部町の方からも率先して改善策を出していただきたい。この3要件についてどこの町村もするってことになれば、教育長初め町村長もいいというわけですね。ぜひお願いしたい。

2つ目には、やはり資料をお渡しするんですけども、支給条件は所得、収入であるんですけども、こういう意味でいえば、伯耆町が所得で1.5倍、日吉津村も所得の1.3倍なんですけどね。収入で1.5倍っていうのは、そういう意味では一番南部町がハードルが高いので、ぜひとも合わせるといふのであれば、各町村で御協議いただきまして、それもより受けれる方にしていただきたいということです。

それから、先ほどのお話では、心配しなくても固定資産税って書いてあるけども、実際1.5倍全部つけているよっていうんであれば非常に納得しましたので、この就学援助の支給のところにしても、この固定資産税の非課税世帯というのは消された方がいいんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。そういう意味では就学援助の件についていえば、各町村と連絡しながら、国の予算が削られる中で十分維持していきながら、頑張ってくださいとは私もとらえております。ただ、今の町の頑張りに比べても、住民の暮らしの方がうんと厳しくなっているということも御理解していただきまして、いま一層の努力をしていただきたいというお願いですので、よろしくお願いいたします。

それと、生活保護については、どうしても一言言って変えてもらっておかなければならない。捕捉率が7割近くのこと言われましたけれども、民主党政権に入って、高くても3割、15から20%だと言われております。少なくともハードルを高くしているのではないかと。扶養義務とありますが、今の日本の制度でも扶養する方が社会的に十分な生活が営まれないときには、その扶養義務は負わされないという規定もあります。それと、そういう意味でいえば、仮に町の方が無理だと思っても、保護申請については水際でとどめることをしない、こういうことを指摘したいと思うんですが、そのことを回答を聞いて、終わりたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 福祉事務所長、頼田光正君。

○福祉事務所長（頼田 光正君） 福祉事務所長でございます。先ほどの扶養義務の件でございますけども、強制的に扶養義務を履行するということとはございません。親と、夫婦と親子について

は民法上も強い扶養義務がございますので、そこら辺は強くお願いするような格好になりますけれども、ほとんどが同居でございますので、そういう問題はないと思います。

それと、今の申請の水際の件でございますけれども、これにつきましては、国の方からもきちんと指導が来ておりますし、申請の有無につきましては、相談があったときは必ず最後に聞かせていただいておりますので、申請をこちらの方でやめてくださいとか、そういうふうに仕向けるということは絶対ございませんので、そこら辺は御了解いただきたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 以上で13番、真壁容子君の質問を終わります。

これをもちまして、本日予定しておりました一般質問は終わります。

○議長（青砥日出夫君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議をこれをもって散会といたします。

あす8日も定刻より本会議を持ちまして、引き続き一般質問をする予定でございます。御参集をお願いをいたします。解散です。

午後6時22分散会
